

令和4年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和4(2022)年6月
四天王寺大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1. 使命・目的等	9
基準 2. 学生	15
基準 3. 教育課程	41
基準 4. 教員・職員	55
基準 5. 経営・管理と財務	66
基準 6. 内部質保証	77
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	84
基準 A. 地域貢献と社会連携	84
V. 特記事項	89
VI. 法令等の遵守状況一覧	90
VII. エビデンス集一覧	102
エビデンス集（データ編）一覧	102
エビデンス集（資料編）一覧	102

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

本学の起源は、推古元（593）年に四天王寺に置かれた敬田院きょうでんいんにさかのぼる。

大正 11（1922）年の聖徳太子御聖忌 1300 年にあたって、四天王寺住職の吉田源應大僧正が中心となり、敬田院の精神の実践の場として天王寺高等女学校（現・四天王寺高等学校）が設立された。今年度、令和 4（2022）年は、学校法人四天王寺学園として創立 100 周年を迎えることとなった。

四天王寺大学は、昭和 42（1967）年に女子大学として併設され、共学化を経て、今日に至る。

令和 4（2022）年現在の大学は、日本学科、国際キャリア学科、社会学科、人間福祉学科からなる人文社会学部に、教育学部教育学科、経営学部経営学科、看護学部看護学科を合わせて 4 学部 7 学科の構成からなる。

また大学院は、人文社会学研究科人間福祉専攻、看護学研究科看護学専攻の 2 研究科 2 専攻からなる。

学校法人四天王寺学園の掲げる「建学の精神」には次のようにある。

聖徳太子は、推古元(593)年に四天王寺を創建し、敬田院とされました。その設立の精神は「えいかつごう 帰依渴仰 だんなくしゆぜん 断悪修善 そくしやう 速証 むじやうだい 無上大菩提ぼだいしよ処」であり、それは、全ての生きとし生けるものが、仏教に帰依し、深く信じ、悪を断ち、善を修め、速やかに仏の悟りを得て、その境地に達することのできる場所を意味します。

（中略）

創立以後、聖徳太子のご偉業の中から、三経義疏（勝鬘経義疏・維摩経義疏・法華経義疏）を撰述されたことを受け、特に勝鬘夫人しょうまん・維摩居士ゆいま こじを範とした教育を打ち出し、また聖徳太子が制定された十七条憲法に準拠して学園訓を制定しました。十七条憲法の第一条「和を以て貴しとなす」に象徴される「和の精神」により、道德観・倫理観を涵養し、勉学・スポーツ等において自己を徹底して磨く教育を実践してきました。社会には時代ごとに国内外を問わずあらゆる課題が存在しますが、その課題解決のために、利他の心を起こし、磨き上げた自己の知識・技能をもって、人々に寄り添える人材を育成することが本学園の使命であります。

敬田院とはすなわち、大乘仏教の利他の精神をもって自己を研鑽する場である。

そして十七条憲法における「和」とは、自己を抑圧して他者に追従するのではなく、音楽のハーモニーのように、自己も他者も個性を発揮しながらも調和している状態を指す。「和」を実現するためには他者への理解と共感が不可欠であり、その前提には利他の精神がある。

また、聖徳太子をはじめ勝鬘夫人や維摩居士はいずれも世俗に身を置きながら仏教の教えを体得・実践された。これらのことを踏まえて、「建学の精神」は最後に学園全体の使命を「利他の心を起こし、磨き上げた自己の知識・技能をもって、人々に寄り添える人材を育成すること」としている。

本学は、以上のことを基本理念に教育・研究の体制を整えて活動している。

2. 使命・目的

四天王寺大学（以下「本学」と略記）の使命・目的は「和の精神」を持ち、実社会で活躍できる人間形成」である。学校法人四天王寺学園の「中長期計画」は、学園全体の使命を「聖徳太子の仏教精神「帰依渴仰 断悪修善 速証無上大菩提処」に則った教育を実践する」と定め、将来ビジョンとして「聖徳太子の仏教精神による人格形成のための教育の具現化」と定めている。

この「中長期計画」における大学（及び短期大学部）の基本方針は、「和のこころを世界へ」と題され、「思いやりや慈しみを根幹にもち、多様な人たちと協働して豊かな社会と世界を創造する。そうした「和のこころ」を体現した自律的な人材を育てる。」と定められている。

「四天王寺大学学則」（以下「学則と略記」）との第2条には、「本学は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神に基づき、教育基本法および学校教育法に則り、深く専門の学術を研究教授し、現代社会において必要とされる知識を広く授け、もって仏教精神を修得して人々の幸福のために献身し、豊かな教養とすぐれた知見をもち、我国はもとより国際社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。」とある。

以上の内容と同じく、本学の「卒業・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）は冒頭で、大学の使命・目的を「和の精神」を持ち、実社会で活躍できる人間形成」と定めている。

3. 本学の個性・特色

本学は、建学の精神に基づき、「和の精神」を持ち、実社会で活躍できる人間形成」を使命・目的としており、聖徳太子の仏教精神すなわち「和の精神」に基づいた人間教育に力を注いでいる。

大学4年間を通じて、この「和の精神」を深く理解し、慈愛の心と利他の精神をもつ豊かな人間性を育てていくための根幹として位置づけられ、本学の個性・特色を最も表した授業が、1年生全員が、必修科目として受講する「和の精神Ⅰ」「和の精神Ⅱ」である。授業は、1,000人以上の学生（短期大学部の学生も含む）が大講堂に一堂に集まり、全専任教員や担当職員も参加して実施され、学生は指定された服装を端正に着用し、静粛な環境の下で授業に臨む。授業は、仏教の修行方法の一つである瞑想と写経を中心とした実践を行うとともに、「和の精神」に基づく学園訓の理念とその意義を中心に展開される。

また、各授業時間のはじめにも、短時間の瞑想を取り入れ、学生が気持ちを落ち着かせ、礼節を重んじ、「和の精神」に基づいた日常の心構えと態度を身につける工夫としている。

学生一人ひとりに対する手厚いサポートを実践しており、学生と教職員との距離間が近く、学生が遠慮なく気軽に相談できる校風であることも本学の特色といえる。この手厚い学生サポートの核をなしているのが4年間の担任制であり、担任教員と各部局が緊密に連携し、入学から卒業まで、学習・生活・就職面を一貫して支援する体制を確立している。

学生のキャリア教育及びキャリアサポートに力を入れ、就職・教職支援が充実していることも、本学の特色といえる。1年次から計画的・段階的に実施される学修支援プログラ

四天王寺大学

ムによって、すべての学生が就職活動についての十分な知識や情報と高い職業意識を身につけ、希望する企業・職業に自信を持ってチャレンジできる環境を整えている。特に、教員採用試験の合格者数では西日本私立大学トップクラスを誇っている。

地域に開かれた大学というのも本学の特色である。聖徳太子のゆかりの地である羽曳野市にある本学は、羽曳野市や近隣の藤井寺市、地元の商店街や企業とさまざまな連携活動を行ってきた。令和元（2019）年の「百舌鳥・古市古墳群」の世界文化遺産登録後は、地域との交流は益々盛んになっている。本学は、平成 20（2008）年に四天王寺国際仏教大学から四天王寺大学へ名称を変更してからも、IBU（International Buddhist University）の略称を活用しており、ロゴマークに示された「IBU」は、学生、教職員はもとより地域において馴染み親しまれている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

6世紀末に創建された四天王寺には、四箇院（敬田院、施薬院、療病院、悲田院）の制が設けられたと伝えられる。

近代になって四天王寺は、仏教の慈悲の精神の社会的実践の場として、古来の四箇院に相当する事業に着手した。敬田院に相当するのが今日の本学園であり、施薬院・療病院・悲田院に相当するのが社会福祉法人四天王寺福祉事業団である。

大正 11（1922）年、四天王寺住職だった吉田源應大僧正を中心に天王寺高等女学校が設立された。これが本学園のはじまりで、後に女子短期大学も併設された。

昭和 42（1967）年には四天王寺女子大学が併設され、既設の短期大学の移転と併せて大阪府羽曳野市にある現在のキャンパスで開学した。その後大学は男女共学となり、平成 20（2008）年に四天王寺大学と改称して今日に至る。

以下の年表で、四天王寺学園及び四天王寺大学の沿革を示す。

（＊＝四天王寺大学・大学院に関する事項）

推古 元(593)年	・聖徳太子が四天王寺敬田院（四箇院の中心）を創設
大正 11(1922)年	・聖徳太子 1300 年御聖忌記念事業として天王寺高等女学校を四天王寺が設立
昭和 3(1928)年	・大阪市天王寺区元町 17 番地（現 大阪市天王寺区四天王寺 1 丁目 11 番 73 号）に移転
昭和 8(1933)年	・財団法人天王寺高等女学校認可
昭和 22(1947)年	・新学制実施に伴い四天王寺中学校設立
昭和 23(1948)年	・新学制実施に伴い天王寺高等女学校を四天王寺高等学校と改称 ・財団法人四天王寺学園に組織変更認可
昭和 26(1951)年	・学校法人四天王寺学園に組織変更認可
昭和 32(1957)年	・四天王寺学園女子短期大学（保健科 平成 21 年 9 月廃止）設置 （大阪市天王寺区元町）
昭和 33(1958)年	・四天王寺学園女子短期大学被服科設置（昭和 61 年 3 月廃止）
昭和 37(1962)年	・四天王寺学園女子短期大学食物科設置 （昭和 42 年 1 月食物栄養科に科名変更、昭和 61 年 12 月廃止）
昭和 42(1967)年	・四天王寺学園女子短期大学を四天王寺女子短期大学と改称 保育科設置、食物科を食物栄養科と科名変更 ＊四天王寺女子大学文学部（仏教学科、教育学科、文学科）を羽曳野市埴生野 1308 番地（現 羽曳野市学園前 3 丁目 2 番 1 号）に開設（文学部文学科を平成元年 3 月廃止、人文社会学部教育学科を平成 23 年 9 月廃止、人文社会学部仏教学科を平成 25 年 9 月廃止） ・四天王寺女子短期大学も同学舎に移転

四天王寺大学

昭和 49(1974)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺女子大学文学部史学科設置（平成元年 3 月廃止） * 四天王寺女子大学文学部文学科を国文学、英米文学に専攻分離（平成元年 3 月廃止）
昭和 56(1981)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人事務所所在地が住居表示変更に伴い、大阪市天王寺区四天王寺 1 丁目 11 番 73 号に変更 * 四天王寺女子大学を四天王寺国際仏教大学と改称、男女共学制とする ・ 四天王寺女子短期大学を四天王寺国際仏教大学短期大学部と改称（女子のみ）
昭和 58(1983)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺国際仏教大学文学部に言語文化学科設置（平成 29 年 3 月廃止） ・ 四天王寺国際仏教大学短期大学部に生活科学科設置、英語科設置（平成 21 年 9 月廃止）
昭和 59(1984)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺国際仏教高等学校、四天王寺国際仏教中学校を羽曳野市埴生野 1260 番地（現 羽曳野市学園前 3 丁目 1 番 1 号）に設置
昭和 61(1986)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺国際仏教大学短期大学部被服科廃止 ・ 四天王寺国際仏教大学短期大学部食物栄養科廃止 * 四天王寺国際仏教大学文学部社会学科設置
平成元(1989)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺国際仏教大学文学部文学科（国文学専攻、英米文学専攻）史学科廃止
平成 2(1990)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺国際仏教高等学校、四天王寺国際仏教中学校を四天王寺羽曳丘高等学校、四天王寺羽曳丘中学校と改称
平成 9(1997)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺羽曳丘中学校を男女共学制とする
平成 10(1998)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺国際仏教大学文学部人間福祉学科設置 ・ 法人事務所所在地を大阪市天王寺区四天王寺 1 丁目 11 番 18 号に変更
平成 12(2000)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺国際仏教大学文学部を人文社会学部と学部名称変更 ・ 四天王寺羽曳丘高等学校を男女共学制とする
平成 13(2001)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺国際仏教大学短期大学部生活科学科に生活科学専攻、生活福祉専攻設置
平成 15(2003)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺国際仏教大学大学院人文社会学研究科人間福祉学専攻博士課程（前期、後期）を設置 ・ 四天王寺国際仏教大学短期大学部を男女共学制とする
平成 18(2006)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺国際仏教大学人文社会学部人間福祉学科に社会福祉専攻、保育専攻設置
平成 20(2008)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺大学大学院、四天王寺大学及び四天王寺大学短期大学部と改称、四天王寺大学に人文社会学部言語文化学科中国語アジア文化専攻（アラビア語アラビア文化専攻から名称変更）、英語文化学科（平成 29 年 3 月廃止）、教育学部教育学科、経営学部経営学

四天王寺大学

	科を設置
平成 21(2009)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺大学短期大学部保健科、英語科廃止 ・四天王寺学園小学校設置
平成 22(2010)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺大学短期大学部生活科学科を生活ナビゲーション学科に名称変更、生活科学専攻をライフデザイン専攻に名称変更
平成 23(2011)年	* 四天王寺大学人文社会学部教育学科廃止
平成 24(2012)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺大学人文社会学部日本学科、国際キャリア学科設置、人間福祉学科社会福祉専攻を健康福祉専攻に名称変更 ・四天王寺大学短期大学部生活ナビゲーション学科生活福祉専攻をライフケア専攻に名称変更
平成 25(2013)年	* 四天王寺大学人文社会学部仏教学科廃止
平成 26(2014)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺大学教育学部教育学科小学校・幼児教育コースを小学校・幼児保育コースに名称変更 ・四天王寺学園中学校を藤井寺市春日丘3丁目1番78号に設置 ・四天王寺高等学校に理数コースを設置 ・四天王寺中学校に医志コースを設置
平成 27(2015)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺中学校に文化・スポーツコースを設置
平成 28(2016)年	* 四天王寺大学経営学部経営学科に公共経営専攻、企業経営専攻を設置
平成 29(2017)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺羽曳丘中学校廃止 ・四天王寺学園高等学校設置 ・四天王寺学園小学校を四天王寺小学校と名称変更 ・四天王寺高等学校に医志コースを設置
平成 31(2019)年 令和元(2019)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺大学に看護学部看護学科を設置、 * 四天王寺大学教育学部教育学科 小学校・幼児保育コース、中学校英語・小学校コース、保健教育コースを小学校教育コース、幼児教育保育コース、中高英語教育コース、保健教育コースの4コースに改編 ・四天王寺羽曳丘高等学校廃止
令和 2(2020)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺大学大学院看護学研究科看護学専攻博士課程（前期・後期）を設置 ・四天王寺学園高等学校・四天王寺学園中学校を四天王寺東高等学校・四天王寺東中学校と名称変更
令和 3(2021)年	* 四天王寺大学教育学部教育学科中高英語教育コースを英語教育・小学校コースに名称変更
令和 4(2022)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺大学人文社会学部人間福祉学科健康福祉専攻を人間福祉学科に名称変更 ・四天王寺大学短期大学部生活ナビゲーション学科をライフデザイン学科に名称変更

四天王寺大学

2. 本学の現況

- ・大学名 四天王寺大学
- ・所在地 大阪府羽曳野市学園前三丁目2-1

【学部構成】

(大学)

学部	学科	専攻
人文社会学部	日本学科	
	国際キャリア学科	
	社会学科	
	人間福祉学科	
教育学部	教育学科	
経営学部	経営学科	公共経営専攻
		企業経営専攻
看護学部	看護学科	

(大学院)

研究科	専攻
人文社会学研究科	人間福祉学専攻（博士前期課程・博士後期課程）
看護学研究科	看護学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

【学生数】

(大学)

(単位：人)

学部	学科	専攻	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	学生数
人文社会学部	日本学科		100	3	406	403
	国際キャリア学科		90	5	370	333
	社会学科		160	5	650	728
	人間福祉学科		70	15	310	291
教育学部	教育学科		240	17	994	1,065
経営学部	経営学科	公共経営専攻	40	2	164	154
		企業経営専攻	120	3	486	530
看護学部	看護学科		80	0	320	337
計			900	50	3,700	3,841

(大学院)

(単位：人)

研究科	専攻	入学定員	収容定員	学生数	
人文社会学研究科	人間福祉学専攻	博士前期課程	10	20	1
		博士後期課程	3	9	6
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	6	12	15
		博士後期課程	3	9	9
計		22	50	31	

四天王寺大学

【教員数】

(単位:人)

研究科・専攻 学部・学科 等			専任教員等					非常勤 講師
			教授	准教授	講師	助教	計	
看護学 研究科	看護学専攻※		3	0	0	0	3	0
人文社会 学部	日本学科		6	1	4	0	11	26
	国際キャリア 学科		5	2	2	1	10	25
	社会学科		6	5	5	0	16	27
	人間福祉 学科		7	1	1	0	9	25
教育学部	教育学科		20	14	7	3	44	101
経営学部	経営学科	公共経営 専攻	2	1	1	1	5	6
		企業経営 専攻	5	2	1	1	9	25
看護学部	看護学科		10	5	5	8	28	17
その他の組織	高等教育推進センター		1	0	0	1	2	0
計			65	31	26	15	137	252

※研究科の教員数は、学部と併任の教員を除く。

【職員数】

(単位:人)

	正職員	嘱託職員	パート職員 (アルバイトも含む)	派遣職員	合計
事務職員	93	2	36	10	141

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

学校法人四天王寺学園（以下「本学園」と略記）は、「寄附行為」第 3 条において、「教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従って、四天王寺開祖聖徳太子が讃仰された仏教の精神を礎として、学校教育を行い、我が国はもとより、国際社会に貢献する有為な人材の育成を目的とする。」と明記している。【資料 1-1-1】

この「寄附行為」の規定に基づき、「学則」第 2 条において、「本学は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神に基づき、教育基本法および学校教育法に則り、深く専門の学術を研究教授し、現代社会において必要とされる知識を広く授け、もって仏教精神を修得して人々の幸福のために献身し、豊かな教養と優れた知見をもち、我が国はもとより国際社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。」と定めている。【資料 1-1-2】

この大学の目的を踏まえ、「学則」第 2 条の 2 に基づき、各学部、学科、専攻ごとに教育研究上の目的を履修要覧やホームページに明記している。【資料 1-1-3、1-1-4】

また、四天王寺大学大学院は、「四天王寺大学大学院学則」（以下「大学院学則」と略記）第 2 条において、「本大学院は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神にのっとり、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。」定めている。

この大学院の目的を踏まえ、「大学院学則」第 7 条及び第 8 条の 2 に課程及び専攻の教育研究上の目的について定めている。【資料 1-1-5】

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-1-1】 学校法人四天王寺学園寄附行為

【資料 1-1-2】 大学学則

【資料 1-1-3】 履修要覧 2022（学部）

【資料 1-1-4】 ホームページ（教育研究上の目的・3 つのポリシー等）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html>

【資料 1-1-5】 大学院学則

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命及び目的については、学則及び大学院学則において具体性と明確性をもって簡潔に示されており、履修要覧やホームページ等でも記載しており、その趣旨は一貫したものとなっている。【資料1-1-2、1-1-3、1-1-4、1-1-5】

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-1-2】 大学学則

【資料 1-1-3】 履修要覧 2022（学部）

【資料 1-1-4】 ホームページ（教育研究上の目的・3つのポリシー等）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html>

【資料 1-1-5】 大学院学則

1-1-③ 個性・特色の明示

学部・学科ごとの教育上の目的は、「学則」第2条の2に基づいて「教育研究上の目的」を定めている。大学院の研究科・専攻ごとの教育上の目的は、「大学院学則」第7条を踏まえて「教育（専攻）の目的」を定めている。

これらの前提として本学園の「建学の精神」は、大乘仏教の利他の精神に根ざしながら、他者への理解と共感を前提に自他ともに個性を発揮しながら調和する「和の精神」の修得と、社会的実践を重んじる教育を旨とすることを掲げている。

ここに本学の教育の個性・特色を明快に示している。【資料1-1-2、1-1-3、1-1-4、1-1-5】

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-1-2】 大学学則

【資料 1-1-3】 履修要覧 2022（学部）

【資料 1-1-4】 ホームページ（教育研究上の目的・3つのポリシー等）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html>

【資料 1-1-5】 大学院学則

1-1-④ 変化への対応

本学の建学の精神は、時経てなお重要性を維持しているものの、時代の急激な変化と社会の変貌に対応して学生の育成像は見直される必要がある。

具体的には、教育目的、三つのポリシーやこれに基づく学修成果の把握・評価について、教育改革推進本部会議、自己点検・自己評価委員会、学部教授会、教育研究評議会で諮り、教育の改善・向上に取り組んでいる。

令和元（2019）年度には、高齢化社会を迎え社会的に不足している看護師養成に取り組むため看護学部を設置するとともに、翌年度には専門看護職や研究職を養成するため大学院看護学研究科看護学専攻博士課程を前期、後期課程同時に設置するなど、社会の変化等に対応して目的等の見直しを行っている。【資料1-1-3、1-1-4】

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-1-3】履修要覧 2022（学部）

【資料 1-1-4】ホームページ <https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html>（教育研究上の目的・3つのポリシー等）

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

国際社会の情勢は大きく変化しており、「和の精神」「利他の精神」はますます重要となってきた。社会の変化に対応して絶えずこれらを見直すことにより「建学の精神」の具現化を図っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は「学則」、「大学院学則」で定めており、「学則」を改正する場合、学内では学部教授会及び教育研究評議会の審議を経て、理事会で承認を得ており、教職員及び役員の理解と支持を得ている。【資料 1-2-1、1-2-2、1-2-3、1-2-4】

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-1】大学学則

【資料 1-2-2】大学院学則

【資料 1-2-3】教育研究評議会規程

【資料 1-2-4】学部教授会規程

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的は、本学のホームページにおいて公表するとともに、毎年本学が作成し学外に配布している「CAMPUS GUIDE」にも明記し、広く社会に周知している。

学内に対しては、毎年発行される「Campus Diary」及び「大学院便覧」に掲載している。また、1年生を対象とした授業科目「和の精神」において、建学の精神等を周知するとともに、学生自身の体験をエッセイにまとめた「ここに、学びを。」を発行し、利他の精神について周知している。【資料 1-2-5、1-2-6、1-2-7、1-2-8】

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-5】 CAMPUS GUIDE 2023

【資料 1-2-6】 Campus Diary 2022

【資料 1-2-7】 大学院便覧

【資料 1-2-8】 ところに、学びを。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

平成28（2016）年度からの10年間として設定された中長期計画では、学園の使命・目的を明記し、本学の使命・目的である「和の精神」を持ち、実社会で活躍できる人間形成」を体現するための基本方針を「和のこころを世界へ」と定め、これを達成するために「教育、研究、社会貢献、学生支援、学生募集、管理運営」の6区分の目標・計画を掲げている。【資料1-2-9】

計画実施途中の令和3（2021）年度には、本学の将来ビジョンをより鮮明にするため中長期計画の見直しを行った。中長期計画（改訂版）では、新たな本学全体の将来ビジョンとして「和の精神」を持ち、時代の変化に応じて積極果敢に活躍し社会を支える人材を育成し続ける。」及び「特色ある教育研究活動を推進するとともに、地域の「知」の拠点として社会に貢献して発展する。」の2つの柱を掲げ、その実現のための5つの戦略（Ⅰ 広報・募集戦略、Ⅱ 教育改革戦略、Ⅲ 学生支援戦略、Ⅳ 研究・地域貢献戦略、Ⅴ 大学運営戦略）を立て、それらの下に目標・計画を設定し、さらに具体的な取組みを推進するためのロードマップを策定のうえ、発展期としての活動を開始している。計画期間中は当該ロードマップの進捗状況を年度毎に評価し、改善サイクルを回していくことにより、目標の達成、ビジョンの実現に向けて努めていくこととしている。【資料1-2-10、1-2-11】

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-9】 学校法人四天王寺学園中長期計画

【資料 1-2-10】 四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部中長期計画（改訂版）－総表－

【資料 1-2-11】 四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部中長期計画全学版ロードマップ

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、大学全体としての「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）、「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）を定めると同時に、学部・学科及び大学院研究科ごとの三つのポリシーを定めている。【資料 1-2-12】

本学のディプロマ・ポリシーは、冒頭に「和の精神」を持ち、実社会で活躍できる人間形成」と掲げ、養うべき能力として「自己分析・自己研鑽の力」、「豊かな人間性～慈愛の心・利他の精神～」、「社会（組織）で活躍できる力～専門性を基礎として」の3つをあげている。

カリキュラム・ポリシーについても冒頭で「和の精神」を持ち、社会で活躍できる人

間」の育成を目的にするとして、基礎教育科目・共通教育科目・専門教育科目の編成を示している。

アドミッション・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえて、「豊かな人間性（慈愛の心・利他の精神）を身につけ、本学で学んだ知識や技能を社会で実践する意欲と目的意識を持つことができること」、「本学の専門分野を学ぶために、高等学校等で修得すべき基礎学力を有し、思考を深めて他者に表現できること」、「多様な文化・価値観を理解し、自ら課題に対して仲間とともに積極的に取り組み、自己研鑽に努めることができること」の3要件を掲げている。

このように本学の三つのポリシーは、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえたものである。また、学部・学科・専攻・コース及び大学院研究科ごとに定められた三つのポリシーは、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえたものとなっている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-12】 ホームページ（教育研究上の目的・3つのポリシー等）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html>

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、昭和 42（1967）年の大学設立以来、建学の精神に基づき、大学の使命と教育目的を達成するため、時代や社会の変化に対応して教育研究組織を見直し、必要な整備を行ってきた。【資料 1-2-13、1-2-14】

昭和 56（1981）年には男子に門戸を拓げて男女共学制をとり、外国語教育に力を入れて四天王寺国際仏教大学と改称した。昭和 58（1983）年には文学部を改組・再編して言語文化学科（日本語日本文化専攻、英語英米文化専攻、アラビア語アラビア文化専攻）を設置した。

昭和 61（1986）年には社会科学の分野に進出して社会学科を設置し、平成 10（1998）年には社会福祉法人四天王寺福祉事業団の取組みと歩調を合わせて人間福祉学科を設置し、平成 12（2000）年に文学部を人文社会学部と改称した。併せて平成 15（2003）年には大学院人文社会学研究科人間福祉学専攻を開設した。

平成 20（2008）年には名称を四天王寺大学と改称して学校法人内での名称統一をはかり、人文社会学部教育学科を教育学部に改編して、新たに経営学部を設置した。またアラビア語アラビア文化専攻を募集停止とし、新たに中国語アジア文化専攻を設置した。

平成 24（2012）年には言語文化学科に代わって日本学科と国際キャリア学科を設置し、翌 25（2013）年には仏教学科を廃止した。

さらに令和元（2019）年には看護学部を開設し、令和 2（2020）年には大学院看護学研究科看護学専攻を設置した。また、令和 3（2021）年度には、本学の基礎教育や情報教育を推進するための高等教育推進センターを設置するとともに、令和 4（2022）年度には地域への貢献をさらに促進するために地域連携推進センターを設置するなど、使命、目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-13】 組織・分掌規程

【資料 1-2-14】 Campus Diary 2022

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3（2021）年度から実行している中長期計画（改訂版）については、毎年度の実績を評価・検証して進捗状況を確認しながら改善を図っていくこととしている。また、社会情勢の変化や要請に対応するため、学部、学科等について不断に見直しを行い、教育研究組織の整備等を行っていく。

【基準 1 の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、「学則」及び「大学院学則」に、具体性と明確性をもって文章化されるとともに、大学ホームページ、「CAMPUS GUIDE」、「Campus Diary」、「大学院便覧」において学内外に公表されている。

また、この使命・目的及び教育目的は「教育基本法」、「学校教育法」等の法令に適合しており、「建学の精神」と沿革に由来する個性・特色を明示している。

また、本学の使命・目的及び教育目的は、中長期計画及び本学の三つのポリシーにも反映している。

学部・学科等の教育研究組織についても、「建学の精神」に基づく使命・目的及び教育目的を達成するために、時代の変化に応じて整備を続け現在に至っている。

以上により、「基準 1. 使命・目的等」を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえながら、求める能力やその評価方法を「学力の 3 要素」（「基礎的な知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等の能力」、「主体性・多様性・協調性」）：（「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」（中教審第 177 号）と関連付けた下記のような具体的なものになっている。

【資料 2-1-1、2-1-2】

- (1) 豊かな人間性（慈愛の心・利他の精神）を身につけ、本学で学んだ知識や技能を社会で実践する意欲と目的意識を持つことができること〔求める要素：関心・意欲・態度〕
- (2) 本学の専門分野を学ぶために、高等学校等で修得すべき基礎学力を有し、思考を深めて他者に表現できること〔求める要素：知識・技能・思考力・判断力、表現力〕
- (3) 多様な文化・価値観を理解し、自ら課題に対して仲間とともに積極的に取組み、自己研鑽に努めることができること〔求める要素：主体性・多様性・協働性〕

平成 30（2018）年 4 月のディプロマ・ポリシーの改定に伴い、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーも全学的に見直しを行った。平成 31（2019）年 3 月には、学部（学科・専攻・コース）ごとのアドミッション・ポリシーも見直しを行い、評価方法や比重をより明確化した。【資料 2-1-1、2-1-2】

アドミッション・ポリシーは、教育改革推進本部会議、教育研究評議会、教授会、研究科委員会、それぞれで審議を経て策定し、大学ホームページや「履修要覧」で公開している。入学希望者に配布する「入試ガイド」にも、明記されている。また、オープンキャンパスでの入試説明会等でもアドミッション・ポリシーの内容に言及し、求める学生像について広く周知している。【資料 2-1-1、2-1-2】

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-1-1】入試ガイド 2023

【資料 2-1-2】ホームページ（教育研究上の目的・3 つのポリシー等）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html>

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学のアドミッション・ポリシーは求める学生像について、専門分野を学ぶための基礎学力、専門分野への関心や目的意識、豊かな人間性等を求めており、そのために学力試験だけに依らない多様な入学者選抜試験により入学者を選抜している。その際には学科ごとの特性に応じて、試験科目や試験内容に若干の差異も設けている。本学が実施する入学者選抜試験は以下のとおりである。【資料 2-1-1、2-1-3】

- ・ 総合型選抜オープンキャンパス参加型
- ・ 総合型選抜自由応募型
- ・ 総合型選抜特別活動型
- ・ 学校推薦型選抜自校・指定校
- ・ 学校推薦型選抜同窓入試
- ・ 学校推薦型選抜（前期日程・後期日程）
- ・ 学校推薦型選抜高大連携型
- ・ 一般選抜（前期日程・中期日程・後期日程）
- ・ 大学入学共通テスト利用（Ⅰ期・Ⅱ期）
- ・ 社会人入学試験
- ・ 外国人留学生入学試験
- ・ 帰国生徒入学試験
- ・ 編入学試験（併設短大）
- ・ 編入学・転入学試験（一般公募）
- ・ 大学院入試博士前期課程
- ・ 大学院入試博士前期課程（帰国学生選抜・外国人留学生選抜）
- ・ 大学院入試博士後期課程

入学者選抜試験の方法については、アドミッション・ポリシーに沿って決定されており、具体的には入試・広報部と学部、研究科委員会で案を作成・検討し、教育研究評議会、教授会、研究科委員会の議を経て決定している。

学生募集については、学部は「学則」に基づいて、大学院は「大学院学則」に基づいて募集要項を策定し、教授会や研究科委員会の議を経て決定している。「入試ガイド」には、アドミッション・ポリシー、募集人数、出願資格、選抜方法、実施日程、出願書類、入学金、授業料等を明記している。

入学試験問題の作成では、受験生の能力が正しく把握できる問題作成に心掛けている。

入学試験問題については、学長が本学専任教員の中から任命した担当者が、アドミッション・ポリシーに従って受験生の能力が正しく把握できる問題作成に心掛けている。問題の作成過程においては、複数名の点検者によるチェックを必須としている。さらに作成した全ての問題を入学試験委員全員で担当別にチェックを行い、印刷製本直前にも複数名の入学試験委員でチェックする三重の体制を敷いている。なお、一部入学試験問題については外注により作成しているが、作成担当者が積極的に関与し、上記チェック体制の下、出

題ミスを防止している。

合否判定は、学部については四天王寺大学入試判定委員会で審議・決定して教授会に報告される。大学院は各専攻の研究科委員会で審議し、学長が決定している。

卒業年次生の、GPA、取得単位数、退学率、就職率等について、どの入試方法で入学した学生がどのような傾向にあるのかを「入試区分別調査」として分析・検証し、入試・広報委員会で報告し、その結果を学部・学科で共有して入試方法の改善に活用している。【資料 2-1-4、2-1-5】

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-1-1】入試ガイド 2023

【資料 2-1-3】2022 年度入学試験要項

【資料 2-1-4】入試区分別追跡調査

【資料 2-1-5】選抜方法の妥当性の検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去 5 年間の入学定員に対する平均比率については、人文社会学部 108%、教育学部 107%、経営学部 112%であり、入学定員に沿った適切な受入れ数を維持している。看護学部については過去 4 年間で、108%で入学定員に沿った適切な受入れ数を維持している。

大学院について、人文社会学研究科は入学定員を満たしていないが、看護学研究科については、開設 2 年目に入学定員を満たしたが、令和 4 (2022) 年度は下回った。

学部・学科別の入学定員、入学者の推移の状況は以下の表に示す。

入学者数等の推移 (大学)

学部名	項目	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年	令和 4 (2022) 年	入学定員に 対する 平均充足率
人文社会学部	入学者数	481 人	448 人	462 人	473 人	405 人	108%
	入学定員	420 人	420 人	420 人	420 人	420 人	
	定員充足率	115%	107%	110%	113%	96%	
教育学部	入学者数	228 人	263 人	247 人	276 人	275 人	107%
	入学定員	240 人	240 人	240 人	240 人	240 人	
	定員充足率	95%	110%	103%	115%	115%	
経営学部	入学者数	193 人	145 人	230 人	162 人	168 人	112%
	入学定員	160 人	160 人	160 人	160 人	160 人	
	定員充足率	121%	91%	144%	101%	105%	
看護学部	入学者数	—	84 人	84 人	86 人	91 人	108%
	入学定員	—	80 人	80 人	80 人	80 人	
	定員充足率	—	105%	105%	108%	114%	

入学者数等の推移（大学院）

研究科名	専攻名	課程	項目	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年	令和 4 (2022) 年	入学定員に 対する 平均充足率
人文社会学研究科	人間福祉学専攻	前期課程	入学者数	2 人	1 人	1 人	0 人	0 人	8%
			入学定員	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人	
			定員充足率	20%	10%	10%	0%	0%	
		後期課程	入学者数	0 人	5 人	4 人	2 人	0 人	73%
			入学定員	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	
			定員充足率	0%	167%	133%	67%	0%	
看護学研究科	看護学専攻	前期課程	入学者数)	—	—	4 人	8 人	5 人	94%
			入学定員)	—	—	6 人	6 人	6 人	
			定員充足率	—	—	67%	133%	83%	
		後期課程	入学者数)	—	—	3 人	4 人	2 人	100%
			入学定員)	—	—	3 人	3 人	3 人	
			定員充足率	—	—	100%	133%	67%	

また、学生募集活動としてオープンキャンパス、高校訪問、進路相談会の参加等により積極的な本学の周知活動を展開している。オープンキャンパスは、令和 3（2021）年度は 7 回開催したが、令和 2（2020）年度に引き続きコロナ感染拡大の影響を受けて、完全予約制、人数制限を行い開催したため、3 年前と比較すると大幅な減少となっているが、令和 4（2022）年度は参加人数を元の水準に回復させるため、感染対策を徹底して、通常通りの方法でオープンキャンパスを実施する。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜試験を実施しているが、各入試方法がアドミッション・ポリシーに応じた学生募集となっているかの検証及び組織的・定期的な見直しを継続的に行っていく必要がある。そのために入試結果や教学データ、就職先データ等各部局が保有する学生データを一元管理する「教学情報一元化データ」の運用の仕組みを構築し、データを用いた継続的な追跡調査と検証が可能となるように準備を進めている。【資料 2-1-1、2-1-2】

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援は、教育研究評議会や教授会で話し合われた方針・計画に基づき教職員が協働しながら推進している。本学では、学部・学科・専攻・コースごとに担任制を導入しており、担任教員と事務職員（教務部、学生支援センター、キャリアセンター、教職教育推進センター、地域連携推進センター、高等教育推進センター、グローバル教育センター）が、教務委員会や学生支援委員会等の委員会を通じて学修面及び学生生活全般から就職まで総合的に支援する体制を整備・運営している。【資料 2-2-1、2-2-2】

<担任制を中核とした学修支援体制>

担任教員は、履修相談や卒業要件等の日常的な学修だけでなく、学生生活に関するさまざまな事柄や進路指導等も含めた、学生にとって最も身近な相談の窓口となっている。

学生は、学内ネットの IBU.net（学生ポータルサイト）でシラバスを閲覧して履修登録を行い、各授業の担当教員からの連絡を受け、配信された授業資料を閲覧し、課題を確認し提出することができる。各授業の出席状況も表示され、入学以来の取得単位や成績も確認することができる。

また IBU.net は学修ポートフォリオとも接続しており、学生は自分の学びの履歴や定めた目標等を確認・記入できる。なお大学のライセンス契約により、学生及び教職員は全員、Office ソフトを自分のパソコン等に無料でダウンロードできる。

担任教員は、IBU.net 及び学修ポートフォリオの情報を通して、学生の個々の学修の履歴や現状を把握して指導に活用している。履修登録の有無や内容の不備、各種免許・資格の必要単位の取得状況、授業への出席状況、卒業単位の修得状況等に問題点や留意すべき点がある場合は、担任教員から学生に連絡をとって事情を聴取する。【資料 2-2-3】

また、所属学科・コース会議の場等では、教員間で互いの担任学生の情報交換・共有も行っている。学修上の問題は教務部と教務委員会、生活上の問題は学生支援センターと学生支援委員会を通して、職員と連携しながら学修を支援する体制も整っている。

学生とのコミュニケーションが不調の場合は、担任教員もしくは教務部や学生支援センターの職員が直接保護者に連絡をとって対応を協議している。

また、例年 9 月頃には、保護者相談会を実施している。令和 3（2021）年度は 10 月に新型コロナウイルス感染症対策として、事前の予約制で架電にて実施した。【資料 2-2-4】

担任を持っている教員に限らず、全専任教員は週 1 回以上の頻度でオフィスアワーを設定し、個人研究室を訪問した学生から相談を受けたり、直接指導を行ったりしている。

教務部は、各教員のオフィスアワーの時間を一覧にして公表している。またカウンターに専任教員の出勤状態と授業時間を確認できる端末を設置している。非常勤も含めた全教員のメールアドレスの一覧も公表し、教員と直接コンタクトをとれるようにしている。各学期の履修登録時には学生個別相談会も行っており、単位取得要件の複雑な免許・資格については、担任教員の勧めで来訪する学生も多い。【資料 2-2-5、2-2-6】

また、学生支援センターの運営するラーニング・コモンズでは、授業についていけない等の質問に対応するため、週 1 回ずつ英語と国語のリメディアル教員（非常勤職員）を配置し、授業の補習的要素を含んだ指導も行っている。

令和3（2021）年度は前年に引き続き、コロナ禍のため遠隔授業の実施が続き、パソコン操作等の苦手な学生への迅速な対応が求められたが、令和3（2021）年度に新たに立ち上げた高等教育推進センターと学生支援センターが中心となり、窓口対応の強化、学生ヘルプデスクの設置等サポート体制の充実を図り、機器（ノートパソコンや Wi-Fi ルータ）の貸与も行い、学生が学修をあきらめドロップアウトしないように努めた。同時に教員の ICT（情報通信技術）関連スキルの向上を図るために、高等教育推進センター兼務教員と職員が講師となり、ICT 関連の講習会をオンライン形式と対面とオンラインのハイブリッド形式で実施した【資料 2-2-7、2-2-8、2-2-9】

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 2-2-1】 教務委員会規程
- 【資料 2-2-2】 学生支援委員会規程
- 【資料 2-2-3】 クラス担任表
- 【資料 2-2-4】 履修・成績等個別相談会のご案内
- 【資料 2-2-5】 オフィスアワー一覧
- 【資料 2-2-6】 履修要覧 2022（学部）
- 【資料 2-2-7】 令和3年度夏学期ノートパソコン貸与申請書
- 【資料 2-2-8】 令和3年度冬学期ノートパソコン貸与申請書
- 【資料 2-2-9】 令和3年度 ICT 講習会実施一覧

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

<障害学生への学修支援>

障害学生への対応としては、「障害学生の修学等の支援に関する規則」を定め、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害）を持つ学生が学生支援センターに授業配慮の申請をした場合、合理的配慮の提供を行っている。担任教員と話し合っって授業配慮申請をする学生も多い。【資料 2-2-10】

配慮の内容は、学生支援委員会の下に設置される小委員会（ケース会議）で申請学生の希望内容を踏まえて協議・審議し、科目担当者へ依頼している。科目担当者が受諾して授業配慮が始まった後も、学生支援センターの職員は担任教員、科目担当教員と連絡を取り合いながら、配慮学生の学修状況等を見守っている。合理的配慮の具体的内容は、座席位置の調整、課題の提出期限延長、体調不良時の特別な対応等である。

また、聴覚障害のある学生に対しては、授業担当教員からの情報提供を受けて、SA(Student Assistant)学生の協力のもとノートテイク、ポイントテイクやレジュメの配付、動画教材の音声を聞いた文字おこし、法人契約した UD トーク（音声認識アプリ）による動画への字幕付与を行っている。視覚障害のある学生に対しても、同じように点字化したレジュメの提供等を行っている。ノートテイカー（要約筆記者）や文字おこしは、学生支援センターに登録した学生による有償ボランティアで行われる。夏・冬それぞれの学期開始前に学生支援センターの職員がノートテイカー養成講座を実施している。養成講座を受講済みのノートテイカーの登録学生は令和3（2021）年度は46人、令和4（2022）年度は現時点で、33人である。【資料 2-2-11、2-2-22、2-2-23】

<オフィスアワー制度>

2-2-①に記載のとおり、オフィスアワー制度を全学的に実施している。

全専任教員は、オフィスアワーを週1回、設定している。具体的には、学修や進路、学生生活、友人関係等での悩みや不安に関して相談したり、学修内容についてより深く理解したりする等の目的で、教員は、このオフィスアワーの時間に個別に学生に関わり、支援を行っている。授業終了後等に学生からの質問や相談等に応じている。

学生への周知として、「履修要覧」の中でオフィスアワーについての説明を設け、そこで学生にオフィスアワーの趣旨や各教員のオフィスアワーの確認方法について説明している。また、各教員のオフィスアワーの曜日・時限を教務部及び7号館1階エントランスに電子掲示板で確認できるようにしている。【資料2-2-5、2-2-6】

<TA (Teaching Assistant)・SAによる学修支援>

看護学研究科看護学専攻では、大学院生に対して、在学期間中に、現場で求められる指導力や教育者としてのセンスを磨いて欲しいという配慮から、実験、実習、演習等の授業にかかわる教育補助業務に従事する機会を提供しており、令和4(2022)年度は、2人の大学院生がTAとして指導教員の下で教育補助業務に従事している。【資料2-2-16】

人文社会学研究科健康福祉専攻においても、大学院生をTAとして人間福祉学科健康福祉専攻の社会福祉士の国家試験対策指導補助にあたってもらうことを予定していたが、コロナ禍のため、令和3(2021)年度は中止となってしまった。

SAでは、学生が授業で学んだことを活かし、企業や地域を舞台に社会の課題に挑戦するさまざまなプロジェクト「COCOROEプロジェクト」を進めており、学生の主体的な学びを促進しており、プロジェクトに関連するSA制度を設けている。

COCOROEピアサポートプロジェクトでは、ラーニング・コモンズ内のピアサポートセンター“PIATA”に、研修を受けた学生SAであるピアサポーターが常駐して、後輩学生への履修や学習の相談、学生生活の相談も行っている。夏・冬学期の履修登録や定期試験にあわせて、履修登録相談会や定期試験前相談会を行っている。また、あべのハルカスサテライトキャンパスで入学予定者対象として出張相談会も開催している。所属学科の新入生オリエンテーションや1、2年生の基礎演習の授業、あるいはオープンキャンパスの学科主催イベントにも、教員を補助して参加するピアサポーターが多い。令和3(2021)年度はコロナ禍のため対面相談のかわりに、ツイッター質問箱を設置し相談に対応した。

e-COCOROEプロジェクトでは、SAにICT機器を活用した授業を実施するための教育補助やICT関連の学修環境整備のための協力を得ている。令和3(2021)年度は、遠隔授業の拡大によりパソコンに不慣れな学生への対応を強化する必要があり、図書館1階コンピュータ室にある学生ヘルプデスクのスタッフとして採用し、学生からのパソコン操作に関する質問やプリンターのトラブルについての対応にあたってもらった。【資料2-2-17】

地域連携COCOROEプロジェクトでは、学生SAが「地域連携インターンシップ」科目として実施する授業の学内外での教育補助に従事し、そこで実施される地域連携の推進や地域の商店街との協働による「こよみ手帳」の制作といったアクティブ・ラーニングの推進に積極的にに関わり、教員のアシスタントとして履修学生のサポートを行う。令和3(2021)年度は、学外活動がコロナ禍で実施できず、学内での業務のみを担当することとなった。

【資料 2-2-18】

COCOROE プロジェクト以外の学生 SA 制度として、選択必修科目である「情報処理演習Ⅰ」及び「情報処理演習Ⅱ」の授業アシスタント業務やヘルプデスク業務に従事する学生 SA 制度がある。令和 3 (2021) 年度は、コロナ禍のため中止していたが、令和 4 (2022) 年度の授業から再開している。【資料 2-2-12、2-2-13、2-2-14、2-2-15、2-2-19】

また、国際キャリア学科は、入学予定の高校生に向けて、あべのハルカスサテライトキャンパスで **Jump Start English (JSE)** と称する英語教育プログラムを無料で実施している。学科の学生が SA となり、高校生に英文法とコミュニケーションを基礎から教えている。学生 SA には事前に学科の教員が研修を行って、実施時には毎回参加しながら後見・指導している。入学予定者にとっては、入学前に英語の基礎力が身につくことに加えて新入生同志が友好を深める場にもなっている。ただし、令和 3 (2021) 年度はコロナ禍のため、あべのハルカスにあるサテライトキャンパスでの対面実施ではなく、ZOOM を通してオンラインで実施した。【資料 2-2-20】

< 中途退学、休学及び留年生への学修支援 >

授業出席回数の少ない学生、修得単位数が少ない学生、コミュニケーションが苦手な学生、心理的な問題を抱える学生等、学修支援が必要な学生については、担任教員が早期に把握し、それらの学生について学部・学科・専攻・コースと学生支援センター、教務部、キャリアセンターが情報共有を図っている。何らかの困難を抱え学修支援が必要な学生については、担任教員による本人や保護者への面談、学生支援センター職員による面談を中心にして、学生が抱えるそれぞれの課題に合わせて、学生支援センター（授業配慮）、学生相談室（心理的困難についての相談、発達の問題についての相談）、サポートデスク（学習面での困難さ、パソコン操作等の技術的な困難さへのサポート）や、PIATA（大学生生活全般のピアサポート）教務部（履修指導）、キャリアセンター（職員による個別の就職サポート）と連携して多角的に支援する体制を整えている。【資料 2-2-21】

中途退学者や休学者の退学、休学理由についても、各部局で情報共有するとともに、教育改革推進本部会議の場において、退学者、休学者、留年生、困難を抱える学生についての大学としての課題を検討し、施策を計画し、教育研究評議会の議決を経て実施している。

なお、留年生と休学者（復帰時）については、担任教員と学科・専攻・コース主任を中心に、学科全体でサポートする体制を取っている。

< エビデンス集・資料編 >

【資料 2-2-5】 オフィスアワー一覧

【資料 2-2-6】 履修要覧 2022 (学部)

【資料 2-2-10】 障害学生の修学等の支援に関する規則

【資料 2-2-11】 学生スタッフに関する規程

【資料 2-2-12】 令和 3 年度学生ヘルプデスク SA 報告

【資料 2-2-13】 学生ヘルプデスク SA ポスター

【資料 2-2-14】 e-COCOROE プロジェクト学生スタッフ募集について

【資料 2-2-15】 令和 4 年度情報処理演習学生 SA 募集要項

【資料 2-2-16】 ティーチング・アシスタント実施要項

【資料 2-2-17】 e-COCOROE プロジェクト スチューデント・アシスタント実施要項

【資料 2-2-18】 地域連携 COCOROE プロジェクト スチューデント・アシスタント実施要項

【資料 2-2-19】 「情報処理演習Ⅰ」および「情報処理演習Ⅱ」のステューデント・アシスタント実施要項

【資料 2-2-20】 Jump Start English

【資料 2-2-21】 学習サポートデスクのご案内（リーフレット）

【資料 2-2-22】 ノートテイク募集中

【資料 2-2-23】 IBU ノートテイクマニュアルブック

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

担任教員をハブとする本学の学修支援体制はよく機能しているが、今後も教員と職員が緊密に連携しながら改善を図っていく。

令和 3（2021）年度入学生より大学ではパソコン必携化となり、情報教育については、従来のオフィスツール習得型の情報教育から、デジタル社会の基礎知識としての「数理・データサイエンス・AI」に関する知識・技術を修得する情報教育への転換を目指して、既設の「情報処理演習」のカリキュラム変更を進めている段階にある。こうした中でパソコンの操作等の苦手な学生への対応は重要であり、そうした学生を早期に学科、コースごとに把握し、高等教育推進センターを中心に各課と連携しながら、きめ細かいサポートができる体制を強化していく。

障害学生への支援だけではなく、多様な問題を抱えた学生が入学することを踏まえて、とりわけ学生の授業配慮をめぐって、そのような学生に対する教員や周りの学生の理解を得ることが一層必要である。令和 4（2022）年度には、サポートデスクを拡充し、「学習サポートデスク」として新たに設置し、学習面のサポートを強化している。こうした取組みも周知し、今まで以上に、教員への説明を工夫するとともに、学生への啓発活動を進めていく。

困難を抱える学生、退学者、休学者、留年生への学修支援については、令和 3（2021）年度の教育改革推進本部会議の場で、キャリアセンター及び学生支援センターから課題提起がなされ、学部・学科ごとに施策を計画している。「教学情報一元化データ」の運用の仕組みも進めており、教職員間での情報共有を強化して、施策に取り組んでいく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

<キャリア支援体制>

学生のキャリア教育、就職のための支援体制は、キャリアセンター、教職教育推進センター、地域連携・研究推進課を中心として整備しており、就職、進学、資格・免許取得支援のほか、キャリア科目やガイダンス、対策講座の実施等を行っている。

教員がキャリアセンターと協働して学生の進路に関する事項を協議し、就職、進学等の活動を支援するために、キャリア委員会を設けており、各学科教員が代表として委員会に参画し、全学的見地ならびに学部・学科の特性に応じて、委員会で審議された結果を教授会で報告し、必要に応じて学部の意見を集約したものを委員会で報告・審議する。【資料 2-3-1】

また、キャリアセンター職員が各学科教員と常に情報共有し、学生の内定状況の把握はもちろん、就職活動の進捗確認が常に行え、早期から進路未決定者支援に取り組むことができている。

民間企業、公務員、病院、福祉施設、保育園・幼稚園等への就職に対する相談は、キャリアセンター窓口にてセンター長、副センター長及び職員が行っており、就職相談や応募書類の添削、筆記試験対策、模擬面接練習、企業インターンシップの運営、企業採用担当者を招聘しての説明会、上場企業や人気企業を目指す学生向けの「特訓塾」の開催等を、年間を通して計画し実施している。また、交通の利便性が高い「あべのハルカス」23階に、就職活動拠点としてサテライトキャンパスを設置しており、常駐している職員が本キャンパスと同様の就職支援を実施している。【資料 2-3-2、2-3-3】

平成 31（2019）年 4 月に開設した看護学部が令和 4（2022）年度に就職活動年度を迎えるため、学科と協働して就職支援を進めている。就職活動を前に、応募書類の準備や各種就職ガイダンス等を開催すると同時に個人に対しヒアリングを行い、就職活動の支援を行っている。【資料 2-3-4】

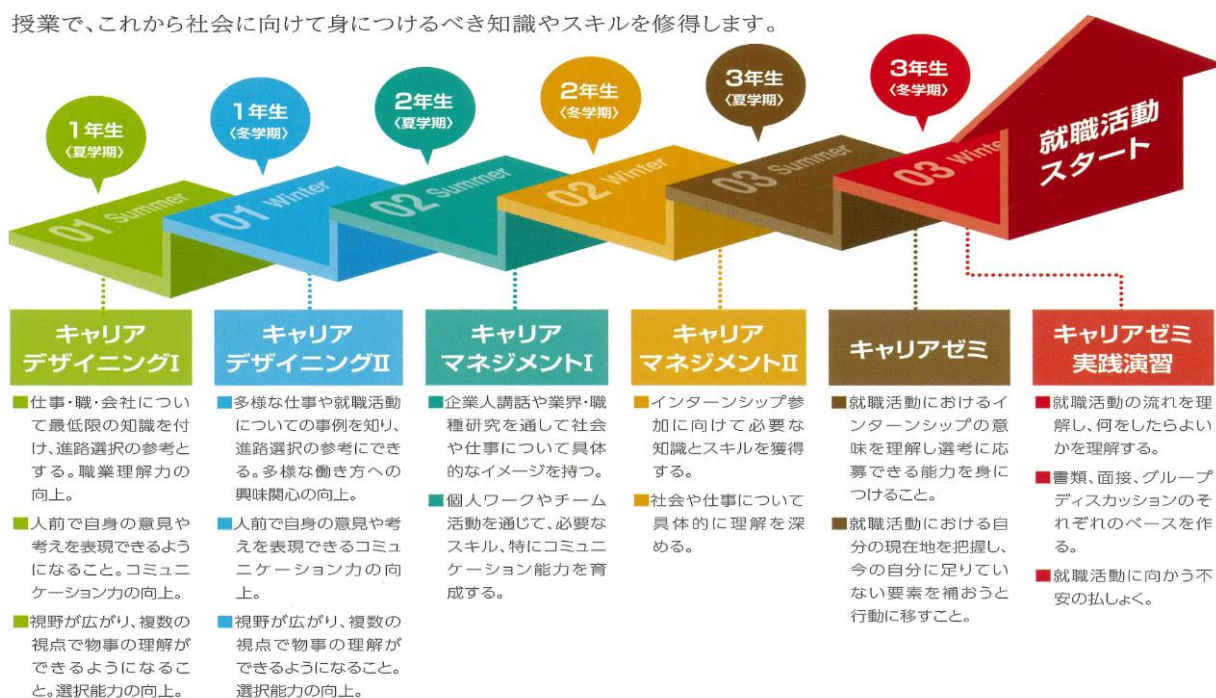
<キャリア関連科目>

本学では、卒業後の社会生活を視野に入れて、キャリア意識や社会人に必要な幅広い知識・技能を段階的に身につけることを目的として、人文社会学部、教育学部、経営学部では、共通教育科目及び専門教育科目に下図のような体系的なキャリア科目を導入している（看護学部はプロフェッション養成を目的とするので別カリキュラムとなっている）。

1 年次開講の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」から学生自身のキャリア（卒業後の進路）への早期の意識づけを行い、2 年次「キャリアマネジメントⅠ・Ⅱ」では、アクティブ・ラーニングを中心とした内容を展開し、3 年次夏学期の「キャリアゼミ」では、昨今の就職直結型となっているインターンシップを見据えたシラバスを設定し、多くの学生がインターンシップに参加することを目標とした。就職活動直前期の 3 年生冬学期開講の「キャリアゼミ実践演習」では、学生全員と接点を持ち、多様な学生のニーズに適した卒業後の進路支援を展開する（「キャリアデザインⅠ」及び「キャリアゼミ」は人文社会学部、経営学部は必修科目）。【資料 2-3-5、2-3-6】

4年間のキャリア支援ステップ

授業で、これから社会に向けて身につけるべき知識やスキルを修得します。



< 教職教育推進センター >

本学は、教員採用試験で現役合格者を多数輩出し、関西トップクラスの歴史と実績で多くの教員を育成しているが、その中核となっているのが教職教育推進センターである。

教職教育推進センターでは、教育実習の運営や教員採用試験対策を行いながら、センター長と副センター長、教育学部教員、職員が常駐して、教育学部、人文社会学部及び看護学部の教員志望者への指導・相談ができる体制をとっている。

なお、常駐教員は、教育学部の教育課程内に開講される「教職研究Ⅰ」「教職演習Ⅰ」「教科総合演習Ⅰ・Ⅱ」といった授業科目の担当者でもある。知識・技能の習得に終わることなく、教育に関する国の動きや教育現場での実際と取組みを取り上げて理論とつなげることで、実践的な知見として学ぶことを重視した指導を行っている。

教職教育推進センターでは、教員採用試験対策におけるガイダンスや説明会の実施、各種対策講座の実施、インターンシップ及び教育実習・保育実習等のサポート、採用試験の受験地ごとに設けられる学生の自主勉強会の指導や採用試験の面接等の指導を行い、教員採用試験を総合的に支援している。【資料 2-3-7】

< 地域連携・研究推進課 >

学生のキャリアアップのために、学内における資格・検定試験運営事業を担当しており、各種資格・技能検定についての指導・相談から、受験の受付・対策講座の実施、学内の試験会場の運営を行っている。本学では、学生が、進路・就職を意識した資格取得等に意欲的に取組み、継続した学習をすすめることを奨励し、支援する目的で、「資格チャレンジ奨励金制度」を設けており、これに係る業務も担当している。【資料 2-3-8】

<インターンシップ>

大学全体の企業等へのインターンシップは、本学の懇意企業、大学コンソーシアム大阪・堺・南大阪地域インターンシップ推進協議会(堺経営者協会)・わかやまインターンシップ(和歌山経営者協会)の協力を得て、キャリアセンターが実施している。令和3(2021)年度は、インターンシップの開催時期とコロナ禍の緊急事態宣言が重なったため、インターンシップを中止する企業も多く例年と比較すると参加人数は減少することとなり、インターンシップ参加者は56人(21人のオールインターンシップ参加者含む)にとどまった。

経営学部経営学科企業経営専攻では、3年次に所属学生全員が参加する「インターンシップⅠ・Ⅱ」(通称:オールインターンシップ)を一般財団法人大阪労働協会の協力を得て実施しており、コロナ禍でインターンシップを中止する企業もある中で94人がインターンシップに参加することができた。【資料2-3-9、2-3-10】

人文社会学部日本学科では、「日本学インターンシップ演習」を開講し、地域課題の発見と解決のため授業を展開し、令和3(2021)年度は22人がインターンシップに参加した。また、人文社会学部人間福祉学科では、令和2(2022)年度に医療機関における医療相談員のインターンシップに参加した5人の学生のうち4人が病院への進路を決め、着実な成果をあげている。

教育学部では平成28(2016)年度より、大学の配属する同一学校において、学生がインターンシップからスクールサポーター、教育実習までを継続して学ぶ学校の「インターンシップ」(通称:教育学部インターンシップ)を実施している。平成31(2019)年度入学生からは、これを教育実習の参加要件に設定しており、教職教育推進センターが授業担当者をサポートして、令和3(2021)年度は、180人が参加した。

2年次からはじまる「インターンシップ」は夏学期の毎週金曜日に行い、冬学期も同一校でのボランティア活動を継続して、年間を通じた「学校現場での学び」を実現している。3年次になると同一校で教育実習を行い、児童生徒、教職員との関係づくりが構築された中で、教員としてさらなる実践的指導力に向けた資質向上が図られる指導体制を整えた。

このような活動を推進するためには、各自治体の教育委員会の理解や連携が欠かせない。そのため、教育委員会・校長会でこの制度について説明を実施している。

令和3(2021)年度は、新たに大阪府教育委員会・松原市教育委員会と連携協定及び河内長野市と包括連携協定の締結を行った。【資料2-3-11、2-3-12、2-3-13】

<看護学部のキャリア教育とキャリア支援について>

看護学部のキャリア教育に関しては、カリキュラム上、看護師、保健師、助産師、養護教諭といった専門職としての多様な進路が目指せるものとなっており、各専門職に対応した授業科目の中でキャリアについて深く学ぶ機会がある。同時に、「看護概論」や「キャリアマネジメント」のような、学生が自らの将来のキャリア像を描くことができる授業科目を開講している。

看護学部学生の就職のための支援体制として、キャリアセンターでは令和3(2021)年度に、キャリア講演会・スタート講座として「看護部長や養護教諭の現職看護職による講演」、キャリア講座として「インターンシップ参加の諸注意・情報収集の方法」、合同病院説明会・キャリア講座として9病院を招聘して「採用担当者による講演会・小論文対策・

情報収集説明」、直前対策として「応募書類対策・面接対策と個別の応募書類・面接指導」をそれぞれ実施した。また、養護教諭の免許取得を希望する学生に対しては、教員採用試験の学内模試も実施した。【資料 2-3-4】

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-3-1】 キャリア委員会規程

【資料 2-3-2】 令和 3・4 年度の年間行事

【資料 2-3-3】 特訓塾案内

【資料 2-3-4】 2021 年度看護学部就職支援行事等

【資料 2-3-5】 キャリア関連科目履修者一覧

【資料 2-3-6】 ホームページ（キャリア科目）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/careers/education/>

【資料 2-3-7】 和のこころを教職に（冊子）

【資料 2-3-8】 資格チャレンジ奨励金規程

【資料 2-3-9】 インターンシップ集計表

【資料 2-3-10】 四天王寺大学経営学部生のインターンシップ

【資料 2-3-11】 大阪市教育委員会との連携協定

【資料 2-3-12】 松原市教育委員会との連携協定

【資料 2-3-13】 河内長野市教育委員会との連携協定

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3（2021）年度はコロナ禍で感染症の拡大防止による利用制限のため、学生のキャリアセンターの対面での利用が下がり、リモート中心となったが、今後は、感染予防を徹底して、対面での対応を増やし、センターの利用人数の増加を図っていく。また、インターンシップ受け入れ企業の拡大にも注力し、学生の企業等へのインターンシップ参加者数の増加を図っていく。

教員採用試験については、現役合格をめざし、その対策となる講座の見直しを行ってきたが、今後はその学習成果を注視していく必要がある。併せて、教員採用試験で不合格であった卒業生に対するキャリア支援を強化していく。

また、教員をめざす現役学生に対して、多様化している学校現場を重視する本学独自の配属実習制度が来年度は 3 年目になり、その実習制度を経験した学生が、教員採用試験を受験する就職活動年度となることから教員として実践的指導力に長けた資質の向上が図られているかの検証を行っていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

＜学生サービス、厚生補導のための組織について＞

学生サービス、厚生補導については、学生支援センター及びグローバル教育センターと学生支援委員会及びグローバル委員会が中心となり、教員と職員が協働して学生生活、学生相談、健康相談、国際交流の4領域における学生支援を行っている。

学生支援センターには、学生の心身の健康保持を支援するために、保健センター及び学生相談室を置き、学生の健康支援として、保健管理及び安全管理等に関する業務や学生生活への適応支援、障害学生の修学支援、メンタルヘルスに関する相談等を行っている。

学生支援センターを中心とする学生サービスとしては、学生証発行、課外活動支援、奨学金、学籍異動（休学、退学等）、学生寮・下宿紹介、アルバイト紹介、ボランティア紹介、スクールバス受付、学生駐車場の利用、通学定期、遺失物・拾得物等の学生生活全般について学生の支援を行っている。【資料2-4-1、2-4-2、2-4-3、2-4-4、2-4-5】

また、学生を取り巻く社会環境がより厳しい状況となりつつある中で、学生が安心・安全に学生生活を送ることができるよう、インターネット利用に関するマナーや悪徳商法・防犯上の安全対策、喫煙・飲酒、違法薬物等に関する注意喚起も積極的に行っている。この他に、新型コロナウイルス感染予防についての啓発・注意喚起も行っている。

グローバル教育センターでは、「ランゲージプラザi-Talk」を運営し、海外への学生派遣や外国人留学生・研修生の受入れに係る支援等を行い、(語学研修、海外インターンシップ、海外ボランティアプログラム等を含む)、外国人留学生・研修生の受入、海外提携校等との教職員交流、国内における国際交流活動、学生の語学運用能力の向上支援等の学生サービスを担っている。【資料2-4-6、2-4-7】

学生支援委員会では、学生組織・正課外活動、経済支援、健康支援、厚生補導や、その他の支援について毎月1回会議をし、協議・審議等を行っている。学生支援委員会で審議された結果は教授会で報告され、必要に応じて学部の意見を集約したものを学生支援委員会で報告・審議している。【資料2-4-8】

グローバル委員会は、本学のグローバル化実現のために、全学的なグローバル化施策の企画立案・実施する業務を担っており、具体的事項を企画立案・実施している。【資料2-4-9】

以上のように本学では学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、それらは適切に機能している。

＜奨学金による経済的支援＞

本学では、学生への経済的支援として、勉学に意欲を持つ学生が経済的な理由で学業を断念することのないよう大学独自の奨学金を設けており、「Campus Diary」、大学ホームページ、IBU.net等で学生に周知している。受給者は、学業成績、出席状況、学生生活状況、経済状況等を各奨学金支給選考委員会で厳正に審査し決定している。決定後は速やかに受給者本人に通知され、各奨学金規程に従って適切に支給されている。【資料2-4-10】

なお、令和 2(2020)年度から導入の「高等教育の修学支援新制度」により、令和 3(2021)年度住民税非課税世帯や、これに準ずる世帯の学生 639 人が日本学生支援機構給付奨学金の支給と授業料等の減免対象者となった。

この「高等教育の修学支援新制度」の導入を受けて、高等教育の修学支援新制度の対象とならない学生が、ひとりでも多く恩恵が受けられるように、従来からの学内奨学金を総合的に見直した。現在は、経済的な理由で修学継続が困難な学生 80 人（規程上の 50 人に加えて、後援会の支援により追加で 30 人）に、また学業成績が特に優秀な学生 6 人に四天王寺大学奨学金を給付し、学習環境の整備やモチベーションアップに繋げている。【資料 2-4-11】

この他に、学部独自の学内奨学金として、経営学部総合奨学金、看護学部特別奨学金や国際キャリア学科海外留学等特待生奨学金等の奨学金制度も設けている。また、家計支持者の死亡や失職によって、家計が急変した家庭を対象にした緊急・応急奨学金規程に基づく「緊急・応急奨学金制度」も設けており、家計急変後も修学が継続できるよう経済支援を行っている。【資料 2-4-12、2-4-13、2-4-14、2-4-15】

<課外活動支援>

本学の体育会・文化会クラブ、同好会、サークル団体ならびに学生運営委員会に対し、有意義かつ、自主自立の活動が行えるよう、主に下記の支援を行っている。

- ・ 「課外活動ハンドブック」を作成し、新入生へ配布を行い、課外活動への参加を促進している。例年、4 月のオリエンテーション期間に新入生歓迎イベントやクラブ勧誘を開催した。また、令和 3(2021)年度は、クラブ加入促進のために、大学祭でも体育会・文化会本部がオンラインで部活紹介ツアーを実施した。【資料 2-4-16】
- ・ 年間に数回、クラブ団体の幹部学生と面談を行い、活動状況を確認するとともにクラブでの活動場所及び備品等の問題点等の聞き取りを実施し、支援を行った。
- ・ 後援会の支援により、課外活動団体の「課外活動活性化備品購入費補助」を行い、大会等活動遠征費の補助及び備品購入を行い活動の支援を行った。
- ・ コロナ感染拡大防止のために、課外活動に関するガイドラインを作成した。ガイドラインに基づき、令和 3(2021)年 4 月中旬から対面の課外活動を禁止していたが、7 月頃から各団体の代表者と面談を実施し、感染防止策が充分とられていることが確認できた団体から順次、活動再開を許可した。【資料 2-4-17】
- ・ 例年、11 月上旬の 3 日間にわたって開催されている大学祭は、令和 3(2021)年は、コロナ感染拡大防止の為 2 日間に短縮し、オンライン (YouTube) と対面のハイブリット形式で実施した。【資料 2-4-18、2-4-19】

<保健センター及び学生相談室による支援>

保健センターでは、保健センター規程に基づき、保健管理計画の立案、定期等健康診断、健康に関する相談・助言、応急手当、環境衛生及び伝染病予防についての指導・啓蒙等を行っている。また、学生相談室を設け、学生相談室運営規程に基づき、学生生活相談、進路・修学相談、心身・性格相談等の学生のメンタルヘルスケアのためのカウンセリング体

制を整えている。【資料 2-4-1、2-4-2】

学生の心身の健康支援は、保健センターとそれに併設した学生相談室が担っている。保健センターでは保健師 1 人と看護師 1 人、非常勤の看護師 1 人が在籍し、2 人が常駐している。9 時～17 時半開室し、応急処置や健康診断事後措置、禁煙支援等啓発活動も行っている。校医は専任教員 1 人が兼務しており、健康相談も随時対応している。

学生相談室には専任臨床心理士 1 人、非常勤臨床心理士 1 人、専任公認心理師 1 人が在籍し、2 人が常駐している。学生の心の相談はもちろん、人間関係が苦手な学生の支援として居場所作りやイベント企画、課題提出のスケジュール管理等、多様な学生のニーズを把握し適切な支援に誘導する拠点としても機能している。学生相談室の利用案内は、リーフレットを全学生に配布、学内ホームページを随時更新、IBU.net でイベントのお知らせ等情報周知に努めている。【資料 2-4-4】

さらに、令和 3（2021）年度においては、オンライン授業で使用するパソコンの操作等が苦手な学生に対し、高等教育推進センターによるサポートとは別に学生相談室によるサポートも実施して、パソコンの操作方法を一緒に解決していくことを行った。これにより、パソコンが苦手な学生がドロップアウトする事無く、修学が行われる一助となった。

<グローバル教育センター(ランゲージプラザi-Talk)による支援>

グローバル教育センター(ランゲージプラザi-Talk)では、海外の大学、高等教育機関との交流の促進を図り、海外からの留学生及び研究者・教員等の受け入れを行っている。

世界で新型コロナウイルス感染症が拡大する中、学生の海外派遣に関する危機管理体制の見直しを図り、令和3（2021）年11月に策定した「学生の海外派遣に関する危機管理マニュアル」「新型コロナウイルス感染症拡大中の海外派遣特例措置」に基づき、留学・海外研修プログラムを提供している。【資料2-4-20】

また、令和4（2022）年1月末より順次、留学・海外研修プログラムを提供している。具体的には、令和4（2022）年1月末～2月末まで、グローバル教育研修としてカナダに学生4人が留学し、次いで、令和4（2022）年2月末～7月末まで国際キャリア学科海外留学等特待生奨学金プログラムで同じくカナダに10人の学生が留学中である。世界情勢に合わせて、留学・海外研修プログラムを拡大する予定である。

また、奨学金情報の案内、安全指導や必要な手続きを支援している。同時に、海外提携校・団体とオンラインで交流するプログラムの提供や実践的な外国語運用能力を身につけることを目的としたネイティブ・スピーカーによる語学レッスン(英語・中国語・韓国語)を実施する等、国内でも国際交流体験・留学ができるよう支援を行っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-4-1】 保健センター規程

【資料 2-4-2】 学生相談室運営規程

【資料 2-4-3】 授業配慮申請書

【資料 2-4-4】 学生相談室のご案内

【資料 2-4-5】 学生支援センターからのお知らせ

【資料 2-4-6】 グローバル教育センター規程

- 【資料 2-4-7】 グローバル教育センターの令和 3 年度総括と令和 4 年度計画
- 【資料 2-4-8】 学生支援委員会規程
- 【資料 2-4-9】 グローバル委員会規程
- 【資料 2-4-10】 ホームページ（キャンパスライフ⇒学費・奨学金・学費ローン）
<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/gakusei/shougakukin/>
- 【資料 2-4-11】 奨学金規程
- 【資料 2-4-12】 経営学部総合奨学金規程
- 【資料 2-4-13】 看護学部特別奨学金規程
- 【資料 2-4-14】 国際キャリア学科海外留学等特待生奨学金規程
- 【資料 2-4-15】 緊急・応急奨学金規程
- 【資料 2-4-16】 課外活動ハンドブック 2022
- 【資料 2-4-17】 新型コロナウイルス感染拡大防止に基づく対面での課外活動の行動基準
- 【資料 2-4-18】 第 62 回大学祭パンフレット
- 【資料 2-4-19】 ホームページ（大学祭）
<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/gakusei/020ibu/>
- 【資料 2-4-20】 学生の海外派遣に関する危機管理マニュアル

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3（2021）年度は、コロナ禍で対面での学生相談に応じることができない状態が続き、保健センターと学生相談室が学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等をオンライン実施した。こうしたオンラインによる対応も含めて、学生が安心して生活できるように、引き続き現行の制度や体制を見直して支援の拡充を図る。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学のキャンパスは、近鉄南大阪線の藤井寺駅、古市駅からバスで 15～20 分程度の高台である羽曳が丘の上であり、見晴らしの良い閑静な住宅地の中にあり、教育研究にふさわしい環境にある。

校地は、大学と短期大学が共用しており、その面積は 172,887 m²と広大で、大学及び短期大学設置基準上必要とされる面積（41,400 m²以上）を十分満たしている。キャンパス内には、本学の教育目的を達成するために必要な校舎、体育施設、図書館等の施設を次表の

四天王寺大学

通り整備し、その管理を担当する管財課を設置し日常的に維持管理を行っている。

校舎についても、大学と短期大学が共用しており、その面積は 77,782 m²（うち短期大学との共用面積は 949 m²）を有し、大学及び短期大学設置基準で必要とされる面積（23,604 m²以上）を十分満たしている。【資料 2-5-1】

<施設概要>

建物名	主要施設
1号館	食堂、ランゲージプラザ i-Talk、学生運営委員会室、クラブ室、武道場
2号館	講義室、図画工作室、研究室
3号館	講義室、図書館、コンピュータ室、ICT アクティブ・ラーニング教室、ラーニング・commons、博物館学芸員演習室
4号館	講義室、コンピュータ教室、学生支援センター、キャリアセンター、地域連携推進センター、教職教育推進センター、ラウンジ、情報メディア室、研究室
5号館	講義室、調理実習室、理科実験室、ライフデザインスタジオ、クラブ室、研究室
6号館	講義室、ゼミ室、キャンパスショップ、保健センター、院生研究室、院生資料室、介護実習室、入浴実習室、調理実習室、家政実習室、実習指導室、保育実習室、ML 教室、秘書実務実習室、模擬保健室、研究室、ラウンジ
7号館（研究棟）	講義室、研究室
8号館（音楽棟）	学生ホール、多目的室、音楽教室、電子ピアノ室、リズム室、練習室、レッスン室、クラブ室
9号館（看護棟）	講義室、多目的講義室、カンファレンスルーム、実習室、シミュレーションセンター（コントロールルーム含む）、ディブリーフィングルーム、研究室、共同研究室、学部長室、学生用更衣室、学生ラウンジ、自習室
講堂	講義室兼講堂
大講堂	講堂
総合体育館	メインアリーナ、プール、シャワー室、更衣室、トレーニングルーム、ダンススタジオ、カフェラウンジ、体育教員室、クラブ室
東体育館	アリーナ、多目的スペース
事務局棟	教務部、高等教育推進センター、事務室、会議室、講堂、役員室
和友館	休憩室、バス停
和交寮	留学生寮
和修館	合宿施設
グラウンド	グラウンド
東グラウンド	グラウンド

テニスコート	テニスコート
東テニスコート	テニスコート
学生駐車場・駐輪場	駐車場・駐輪場

本学のキャンパスは、シンボリック存在の八角形の講堂（現在、講義室に使用）が校舎群の中心にあって、キャンパス全体が仏教伽藍のイメージを与えるものになっている。既設の校舎は明るく、落ちついた印象を与えるデザインと色彩・内装の統一感をもたせている。教室は、学生と教員とがコミュニケーションをとりやすい横長の教室を採用し、学修環境に合わせた机・椅子を設置し、採光・保温にも配慮する等して、学生が授業時間を快適に過ごせるよう工夫している。

学生及び教職員の福利厚生施設としては、学生食堂やカフェ、キャンパスショップ（教科書・文具・書籍販売及びコンビニエンスストア）、学生ラウンジ、休憩スペース等を設置している。

8号館音楽棟には女子学生向けのパウダールームを設けており、多くの学生が活用している。学舎や運動場の他には学生駐車場・駐輪場も整備し、通学手段の便宜を図っている。なお、本学ではキャンパス内の情報化を進めるため、令和元（2019）年度から計画的に無線 LAN の整備を進めている。

防火・防災に関する「消防計画」を策定し、災害時の危機管理体制を整備するとともに、学生及び教職員を対象に、避難訓練及び消火訓練を含めた災害発生時の防災訓練を毎年実施する等、学生及び教職員の安全確保に努めている。【資料 2-5-2、2-5-3】

また、災害備蓄品として水・食料・毛布・簡易トイレ等を備え、賞味期限の迫ったものは期限内に学生へ配付し、新たに購入する等、実際の災害発生を想定して運用している。

校舎の耐震化については、講堂以外の校舎については、新耐震基準（昭和 56（1981）年施行建築基準法）によって建築されていること、また、それ以前に建築された講堂（昭和 53（1978）年竣工）については、平成 20（2008）年に耐震診断を実施し耐震化工事は不要との診断されており、本学の施設の耐震上の安全は確保されている。

また、設備については、専門業者に管理を委託するとともに、昇降機保守点検や消防用設備点検など法令に基づく点検についても専門業者に委託して点検を行い、必要に応じ改修等を行い安全性の確保に努めている。

なお、本学周辺の 3 市で設置する柏原羽曳野藤井寺消防組合から大規模災害発生時の応援部隊の活動拠点として、本学東キャンパスの提供について協力要請があり、令和 4（2022）年 2 月に協定を締結した。【資料 2-5-4】

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-5-1】 ホームページ（キャンパスマップ）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/map.html>

【資料 2-5-2】 防火・防災管理規程

【資料 2-5-3】 防火・防災消防計画

【資料 2-5-4】 災害時における施設の一時使用に関する協力協定

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

<実習室>

実習施設については、本学の教育目的達成のために必要な実習施設等を整備している。

2号館に図画工作室、3号館にICTアクティブ・ラーニング教室・博物館学芸員演習室、4号館に被服実習室、5号館に調理実習室・理科実験室・ライフデザインスタジオ、6号館に介護実習室・入浴実習室・調理実習室・家政実習室・保育実習室・ML（ミュージック・ラボラトリー）教室・秘書実務実習室・模擬保健室、8号館音楽棟に音楽教室・電子ピアノ室・リズム室・練習室・レッスン室、9号館看護棟に実習室・シミュレーションセンター（コントロールルーム含む）・ディブリーフィングルームを設置している。これらは各学科で取得が可能な資格及び国家試験受験資格を得るためのカリキュラムを実現するための各種実習室・演習室となっている。【資料 2-5-1】

<図書館>

図書館は地下1階入口から入ったフロアをメインフロアとしており、スライド書架を導入した開架図書を中心に、参考図書、雑誌、AV、関連図書等のコーナーを設けている。

関連図書は、公務員試験、教員採用試験、各種資格試験に関する図書が中心である。各種文庫や新書も別置している。【資料 2-5-5】

令和3(2021)年5月1日現在、蔵書数は、地下2階の閉架書庫と合わせて図書約342,870冊、学術雑誌127,043冊、AV資料6,046種である。購入しているデータベース11種類（ジャパンナレッジ、EBSCO-host等）が学内外を問わず利用可能である。また、データベース収録の電子ジャーナル12,842種（うち外国書11,242種）を提供している。

電子図書としては、丸善ebookやLibrariEで岩波書店の文庫・新書等、多読英語用の図書を提供している。

閲覧席は十分な席数を確保しており、コンセントを増設してノートパソコン等の活用の便を図っている。加えて、大型ロビーチェアを設置して学生が寛いで読書できる環境を整え、そこに学生が今後の人生を考える際に参考になる図書を選書した「後援会文庫」を設置している。図書館入口付近には、「新着図書コーナー」「展示コーナー（各種企画図書を展示）」を設置し、利用者に手に取ってもらいやすい工夫を行っている。時期によっては「新入生に読んで欲しい本」の企画展示を行っている。

令和3(2021)年度にはノートパソコンの画面を表示するディスプレイとZoom等を利用しての遠隔会議が行えるWebカメラを備えたミーティングテーブルを設置し、様々な形態でのグループ学習ができるようにしている。

図書館地下1階のゲートをくぐってから1階に上ったコンピュータ室には十分な台数のパソコンとプリンターを設置し、図書を閲覧しながら情報収集やレポート作成等ができる。DVD等のAV視聴が出来るスペースも8ブース16席設置している。

令和3(2021)年度にはノートパソコンの画面を表示するディスプレイとZoom等を利用しての遠隔会議が行えるWebカメラを備えたミーティングテーブルを設置し、様々な形態でのグループ学習ができるようにしている。

また、図書館のゲート横には2つのラウンジを設けている。学習に利用できるスペースと展示を行うスペースに分けて、グループ学習や授業成果の発表の場として提供している。

開講時の開館時間について、地下1階閲覧室は平日が9:00~20:30（土曜日は9:00~17:30）。1階コンピュータ室は平日が9:00~19:00で、定期試験1か月前からは20:00まで利用できる（土曜日は9:00~17:00）。閲覧・貸出等のサービスは、蔵書検索システム（OPAC）により図書の検索、貸出予約、他大学図書館からの図書の取り寄せ等を行っている。図書の貸出・返却は、図書館システムを導入している。

コロナ禍の令和3（2021）年度は、手指及び利用機器の消毒を義務付け、地下1階閲覧室、1階コンピュータ室共に網戸サッシを増設して常時換気を行い、閲覧席の座席間隔も拡大した。また、大学構内への入構禁止期間中には郵送による図書貸出を郵送料大学負担で実施した。入構禁止解除後には時間限定利用のもとで閲覧席を指定することも行い、感染拡大防止に取組みながらもできるだけ学生が図書館を利用できるよう努めた。

<ラーニング・コモンズ>

3号館2階のラーニング・コモンズは、学生が自主学習するための施設で、プレゼンテーションやディスカッションを行える空間を用意している。【資料 2-5-6】

ラーニング・コモンズ内には、専用の貸出用ノートパソコンとプリンターを備えている。また、施設内には ICT アクティブ・ラーニング教室と ICT 模擬教室があり、授業で使用する教員もいる。

ICT アクティブ・ラーニング教室は、メモ台付可動式チェア、電子黒板、プロジェクタ、iPad、単焦点プロジェクタ、ホワイトボードを備え、積極的・能動的に講義やセミナーを行うことができる。

ICT 模擬教室は小中学校の教室環境を再現しており、学生が教師役と生徒役を努めながら授業シミュレーションを行うことができる。電子黒板とプロジェクタを備え、上記 ICT アクティブ・ラーニング教室の iPad も共用できる。

<コンピュータ教室>

情報処理の授業等で使用されるコンピュータ教室7室には、300台近くのパソコンを設置している。このうち6教室にはパソコン2台ごとにセンターモニターを設置して、教員のパソコン操作を見ることもできる。大学の契約によってここで使用できる代表的アプリケーションには、服飾 CAD 用のアプリケーション、統計解析用ソフト、画像や動画の編集ソフト、会計ソフト、情報倫理ソフト等がある。【資料 2-5-7】

<トレーニングルーム>

総合体育館内にあるトレーニングルームでは、各種フィットネス機器を揃えており、利用研修を受講した学生と教職員が利用できる。トレーニングルームには、スタッフが常駐し、トレーニング方法のアドバイス等も行っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-5-1】 ホームページ（キャンパスマップ）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/map.html>

【資料 2-5-5】 図書館ガイドブック 2022

【資料 2-5-6】 ホームページ（研究・教育施設 ⇒ ラーニング・コモンズ PIATA）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/education/learning/>

【資料 2-5-7】 ソフトウェアバージョン管理表

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では、障害のある学生の受け入れを行っており、キャンパス内のバリアフリー化に取り組んでいる。視覚障害者のための点字ブロックの設置や車いす等の学内移動を考慮したスロープの設置、段差解消機の設置、自動扉の設置、身障者対応エレベータの設置、多目的トイレの設置等を行っている。

また、キャンパス内のトイレについて、和式トイレから温水シャワー付き洋式トイレへの変更等を計画的に実施している。

新型コロナ感染症対策として、各建物の廊下等にアルコール消毒液を配置するとともに、各教室には机等の消毒用アルコールを配備して感染対策を行っている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では授業の実施方法に応じて適切なクラスサイズとなるよう配慮している。具体的には、授業担当教員から事前に教室等について要望を調査し、昨年度の受講人数を参考に教室の収容人員数に応じて教室を割り当てている。

必修等の授業は、各学部の学科・専攻ごとに複数のクラス分けパターンをつくり、適切な規模でクラスを分割して授業を設定している。社会福祉士養成学科（人間福祉学科）及び保育士養成学科（教育学科）においては法令等で定められた受講人数を厳守している。

語学関連の授業は、35人程度に収まるようにクラス分けを実施して、教育効果を担保している。また、設備面で受講する人数に制限がある場合等、抽選により学生数の適切な管理を行っている。【資料 2-5-8、2-5-9、2-5-10】

なお、コロナ禍の令和3（2021）年度では、緊急事態宣言が解除され原則対面授業に移行した際、学生を1m離して着席させる等の措置をとった。このために教室の収容人数と受講者数を勘案して一部の科目を遠隔授業で実施する等の対応を行うことで感染防止に努めた。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-5-8】 クラス分け表

【資料 2-5-9】 時間割表(令和3年度以前入学生用・令和4年度入学生用)

【資料 2-5-10】 英語・第二外国語令和3年度受講者一覧

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

令和2（2020）年度には、施設の長寿命化を目的として、建屋毎の中規模改修・大規模改修計画を、中長期計画に明記した。これに従って令和4（2022）年度には講堂の外装改修、令和5（2023）年度には内装改修を計画している。体育施設についても、令和4（2022）年度にテニスコートの芝張替改修を行った。エレベータ更新工事やトイレ改修工事も計画的に実施しており、令和4（2022）年度は5号館2階トイレの改修、令和6

(2024) 年度は 4 号館エレベータの更新を実施する。

コロナ禍を期にノートパソコン等の機器を利用する学生が増加しており、学内各所のコンセントの増設を一層進めていく。バリアフリー対策として、令和 4 (2022) 年度は新入学生の意見を取り入れながら、点字ブロック等の増設を予定している。

令和 3 (2021) 年度には、図書館、ラーニング・コモンズ、トレーニングルームも閉館・閉室している期間が長かった。令和 4 (2022) 年度以降は、しっかり感染対策をとりながら、学生が本学施設を最大限活用できるよう工夫していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では学生生活や、学修支援の満足度等に関する情報を調査するため、担任教員による個人面談以外に、全学生を対象にしたアンケート調査を IBU.net を用いて実施している。

令和 3 (2021) 年度は、調査項目を見直し、学生サポートや施設設備への満足度等を問う設問を新たに設け、調査名称をそれまでの「学生動態調査」から内容に則した「学生調査」へと変更して実施した。

学修環境や学生生活等に関する学生の意見・要望については、全学生を対象とする学生調査にて収集し、全学における数値結果の迅速な把握・共有を目的とした「速報版」及び、数値結果や記述回答から推察される改善すべき事項や学生の傾向等を把握・共有するための「最終版」を教育改革推進本部会議等で報告している。

調査結果・分析については、全学における数値結果の迅速な把握・共有を目的とした「速報版」及び、数値結果や記述回答から推察される改善すべき事項や学生の傾向等を把握・共有するための「最終版」の 2 段階で、教育改革推進本部会議を通して、各部局・事務局 (学部・学科・研究科・部・センター・附属施設及び事務局) に報告され全教職員が共有している。自由記述欄の意見・要望等に関しては、各部局が今後の業務及び計画策定等の参考としている。また、調査結果は IBU ポータル (教職員用の学内ポータルサイト) の IBU フォルダ内に格納されており、全教職員が閲覧することが可能となっている。

調査項目は、「大学生活」、「大学での授業・学習」、「就職・キャリア」、「学生自身のこと」の 4 つに大別したものとなっており、令和 3 (2021) 年 12 月 7 日時点で、3,139 人 (回答率 85.3%) の学生から回答を得ている。【資料 2-6-1】

学修支援に関する学生の意見や要望については、例えば、学生サポートで満足していることや改善してほしいこと、事務局窓口でのスタッフ対応について満足度、不安なことや

心配なことについて相談できる人といった質問項目を設けており、学生の生活習慣を把握するために、平日の平均的な睡眠時間、食事についての質問項目も設けている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-6-1】 令和 3 年度学生調査（報告）

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

令和 3（2021）年度、9 月に冬学期の学費支援検討のため、年間の所得や昨年比の収入の増減等の保護者の収入及び学生のアルバイト状況に関するアンケート IBU.net を用いて全学生に実施し、1,285 人（回答率 34%）から回答を得た。このアンケート等を基にして、経済的に困窮している者の冬学期授業料の減免を行った。【資料 2-6-2】

また、保健センターでは毎年 4 月に実施する学生定期健康診断で、「保健調査票」により心身の問題と、保健センターへの要望を把握すると同時に、全学生の結果を集計分析し、新事業の検討を行っている。【資料 2-6-3】

令和 3（2021）年度においては、大学としてコロナ禍で困窮する学生等に向けて物資支援の必要性を感じ、学生支援センターが一人暮らしの学生 408 人へ年末に帰省するかどうかの調査を実施し、コロナ禍で帰省したくともできなかった学生 151 人に対し、レトルトカレー等を送付する食糧支援を行った。また、全学生を対象として、食料品・マスク・消毒液等の無償提供を学内配布及び郵送で計 5 回実施した。【資料 2-6-4、2-6-5】

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-6-2】 令和 3 年度 学生の経済状況調査

【資料 2-6-3】 令和 3 年度学生定期健康診断保健調査票・調査結果

【資料 2-6-4】 食糧等物資支援に関するアンケート

【資料 2-6-5】 ホームページ（プレスリリース 2021/4/28、2021/12/7）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/press/>

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

令和 3（2021）年 9 月 30 日に開催した外部評価会議として実施した「学生の意見を聴く会議」では、特にコロナ禍での遠隔授業に関わる学修環境について学生の代表者から意見や要望があった。

具体的には、「オンライン授業を録画して復習できるようにしてほしい」、「課題提出等の重要な連絡は IBU.net だけではなくメールや授業内で通知してほしい」、「課題提出のみのオンライン授業では評価基準が分からない。授業形態を変更した時点でシラバスも更新してほしい」等である。これらの意見をもとに、オンライン授業の提供・収録に必要となる Zoom アカウントの非常勤講師を含めた全教員への付与、提出課題やシラバス変更等の重要情報の確実な連絡を教員に周知する等の対応を行うことで改善することができた。【資料 2-6-6】

また、施設・設備等の学修環境に関する学生の意見・要望については、「学生調査」を通

じて確認しており、例えば、施設・設備で学生が満足しているものや改善してほしいもの、キャリアセンターや教職教育推進センターに希望すること、授業時間外に学習することが多い場所といった質問項目を設けて、自由記述の内容も含めて学生の意見・要望を把握し、各部局が今後の業務及び計画策定等に反映させている。【資料 2-6-1】

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-6-1】 令和 3 年度学生調査（報告）

【資料 2-6-6】 第 2 部 学生から意見を聴く会議（学生からの意見）

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生調査を中心とする「学修支援」、「学生生活」の把握等については、回答率も非常に高く、円滑に機能している。今後も多くの学生が回答してくれるように、調査時期や期間や設問の設定等一層工夫していく。

Web によるアンケート調査は、設問も簡潔で設問数を絞った形にならざるを得ない。年間を通しての学生へのアンケート・調査依頼は、多くなっているのが現状であり、アンケート慣れや回答疲れをしている学生、真剣に回答をしない学生も一定数存在する。今後は学生の負担を軽減するため、調査を隔年で実施していくことも視野に入れながら、改善を図っていく。

なお、保健センターにおいては、「保健調査票」で得られた情報を学生カルテと連動させ、保健センターで対応するスタッフが必要な情報を把握できる仕組みを構築する。

【基準 2 の自己評価】

学生の受け入れは、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し周知したうえで、それに沿った各種の入学選抜試験を実施している。その結果は、役員や教職員の間で情報共有がなされ、検証を行っている。学生受入れ数も入学定員に沿ったものになっている。

学修支援体制は、教職協働による学修支援体制を整備しており、また、学生が TA や SA として教員の教育補助業務やピアサポートとして学生の学修支援を行うことにより、よりきめ細やかな学修支援を行っている。

キャリア支援は、キャリアセンター、教職教育推進センター、地域連携・研究推進課が中心となり、学生の課内・課外活動全般にわたってキャリア形成を支援している。

また、学生生活を安定させるために、学生支援センターが中心となって、経済的に苦しい学生を支援しながら、学生の心身両面に対する支援を行っている。

学習環境の整備については、校地・校舎とも法令の要件を満たすとともに、建屋ごとに策定した中規模改修・大規模改修計画に基づき、学生が快適に学修できるよう日々改善に努めている。

バリアフリーも大多数の施設で施工が完了している。さらに授業一コマあたりの学生数については、授業の実施方法に応じた適切なクラスサイズとなるよう学期始業前や始業後に様々な方法を通じて対応している。

学生の意見・要望への対応については、全学生を対象にした学生調査等のアンケート調

査を通して把握しており、調査結果を全教職員に共有するとともに、今後の大学の取組みに反映させている。

以上により「基準 2. 学生」を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的は、「学則」に示され、学部・学科の教育目的は、「学則」第2条の2「教育研究上の目的」に基づき、それぞれ学部・学科ごとに「教育研究上の目的」を定めて、「履修要覧」と大学ホームページで公開している。【資料3-1-1、3-1-2、3-1-3】

大学院の研究科・専攻ごとの教育の目的は、「大学院学則」第7条「課程の目的」と第8条の2「専攻の目的」に基づき、研究科ごとに「教育（専攻）の目的」を定めて、同じく「履修要覧」と大学ホームページで公開している【資料3-1-4、3-1-5】

本学では、これらの教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを設定している。例えば、大学全体のディプロマ・ポリシーは、冒頭に「和の精神」を持ち、実社会で活躍できる人間形成」と掲げており、ディプロマ・ポリシーの中に教育目的を明記している。大学院各専攻及び各学部・学科のディプロマ・ポリシーも同様の構成をとっており、ディプロマ・ポリシーが教育目的を踏まえていることは明らかである。

ディプロマ・ポリシーは、教授会、研究科委員会、教育改革推進本部会議、教育研究評議会、それぞれで検討や審議を経て策定し、大学ホームページや「履修要覧」で公開している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-1-1】 大学学則

【資料 3-1-2】 履修要覧 2022（学部）

【資料 3-1-3】 ホームページ（教育研究上の目的・3つのポリシー等）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html>

【資料 3-1-4】 大学院学則

【資料 3-1-5】 履修要覧 2022（大学院）

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、「履修要覧」で公表し、各学部・学科のオリエンテーションや担任教員の個別面談、教務課の個別相談会等を通じて学生には周知している。なお、進級基準は本学では設けていない。

<単位認定基準>

単位認定基準は、授業科目ごとに、ディプロマ・ポリシー中の学生の身につけるべき能力との対応を一覧にして「履修要覧」の「専門教育科目編成表」に併記しており、学内ホームページにも公表している。授業科目ごとのシラバスの「到達目標」も、ディプロマ・ポリシーを踏まえた能力の取得という観点から設定している。これらと「学則」第20条に基づいて授業担当者は、秀・優・良・可の合格点をつけて単位修得を認めている。合格は100点満点で60点以上である。また、本学ではGPA（Grade Point Average）も定めており、学生の学修意欲を高めるとともに、教員による適切な修学指導に役立っている。【資料3-1-2、3-1-6】

<卒業認定基準>

卒業認定基準は、「学則」第15条に「8 Semester、4年以上在学し、次の各号に定める単位を含め124単位以上修得しなければならない。」と定めている（看護学部は126単位以上）。各授業はディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラム・ポリシーによって設定されており、それぞれの授業の単位認定はディプロマ・ポリシーに定める能力を踏まえている。したがって本学の卒業認定が、本学の掲げるディプロマ・ポリシーに基づいて行われていることは明白である。【資料3-1-1】

<修了認定基準>

大学院の修了認定基準も、「大学院学則」第18条と第19条にそれぞれの研究科と課程の年限と単位の修得を定めている。「履修要覧」の授業科目一覧には、ディプロマ・ポリシー中の身につけるべき能力との対応一覧を併記している。したがって、大学院の修了認定がディプロマ・ポリシーの定める能力の修得を基準にして行われていることは明白である。【資料3-1-4、3-1-5】

以上のような履修や単位認定、卒業判定等、カリキュラムの改編等の事項は、各学科、専攻、コースの教員から選出された教務委員と、教務部長・副部長と教務部職員からなる教務委員会または各学部教授会、研究科委員会で審議され、教育研究評議会で承認される。

<エビデンス集・資料編>

【資料3-1-1】 大学学則

【資料3-1-2】 履修要覧 2022（学部）

【資料3-1-4】 大学院学則

【資料3-1-5】 履修要覧 2022（大学院）

【資料3-1-6】 GPA 制度に関する規程

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定は、大学については「単位の修得及び試験に関する規程」、大学院については「大学院単位の修得に関する規程」に履修登録から単位認定までに関することが定められており、これに基づいてシラバスに記載している担当教員が厳正に認定を行っている。

【資料3-1-7、3-1-8】

単位認定基準の厳正な適用を図るために、シラバスに基づく評価基準の明確化と周知、試験等における不正行為への懲戒、成績照会制度を実施している。

シラバスには、単位認定の評価方法を明示しており、シラバス作成段階において学内第三者チェックを実施している。【資料 3-1-9、3-1-10】

試験等における不正行為については、「単位の修得および試験に関する規程」第 24 条に定め、「試験期間内または試験期間外に行われた試験において不正行為のあった者は、その不正行為が発覚した当該科目の成績を零点とする。」「第 1 項で定める試験において、同一学期内に不正行為を 2 度以上為した者は、当該学期の試験の成績をすべて零点とする。」として、試験等実施時にも学生に周知している。

学生からの成績に関する問い合わせについては、成績照会制度を設けており、教務課が窓口となり、成績公開時から一定期間、学生からの成績評価の疑義を受け付け、学生が科目担当教員から成績評価の根拠についての説明を受けることができ、単位認定の信頼性や透明性を担保する有効な制度となっている。【資料 3-1-11】

令和 3（2021）年度より、学部・学科内での専任教員間の成績評価チェック及び学部・学科等で相互に成績に関するピアレビューを実施することになった。具体的には、専任教員間で所属する学部・学科内の各授業の単位認定や成績評価（秀・優・良・可の割合や GPA 等）について教授会を通じて確認した。また、ある学部・学科の成績評価を別の学部・学科が三つのポリシーとアセスメント・ポリシーに則ったものかを第三者の視点で調査し「所見」を作成し、当該学部・学科が「回答」を作成し検証する取組みを定め、これを実施した。【資料 3-1-12】

卒業認定は、「学則」第 5 章の諸規定で卒業要件を定め、それに基づいて厳格に判定している。判定は、各学部教授会の議を経て、教育研究評議会の場において議長である学長が行っている。また、課程修了の認定についても、大学院研究科委員会の議を経て教育研究評議会の場において学長が行っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-1-7】 単位の修得および試験に関する規程

【資料 3-1-8】 大学院単位の修得に関する規程

【資料 3-1-9】 シラバス内容のチェック

【資料 3-1-10】 シラバス作成ガイドラインおよび授業運営に関する手続き等について

【資料 3-1-11】 成績照会

【資料 3-1-12】 内部質保証のための成績評価に関するピアレビュー

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

すべての授業科目でディプロマ・ポリシーの定める能力との対応関係が定められ、それに基づいて各授業科目のシラバスに「到達目標」を設定している。ただし、このようなシステムの必要性について、まだ教員や学生の中に十分に理解が浸透しているとは言い難い。

今後は一層の理解を求めるとともに、非常勤講師も含めた授業担当教員全員に対して、実際の単位認定がシラバスの「到達目標」の到達度に応じたものとなるよう徹底していく。

学生に対しては、特に新入生を中心にオリエンテーション等で理解を促していく。

単位の認定や成績の評価にあたっては、学部・学科単位で成績の透明性や教員間の公平性を確保していくことが重要であり、令和3（2021）年度に導入した学部・学科内での専任教員間の成績評価チェックと学部・学科間での成績評価のピアレビューを有効に活用して、これらを徹底していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

大学のカリキュラム・ポリシーについては、大学全体では基礎教育科目、共通教育科目及び専門教育科目の編成に関して策定している。さらに学部ごと、学科・コースごとによる専門教育科目の編成について策定している。大学院カリキュラム・ポリシーについては、大学院研究科ごとにそれぞれ博士前期課程、博士後期課程に区分して策定している。

すべてのカリキュラム・ポリシーは、教授会、研究科委員会、教育研究評議会の審議を経て承認されており、「履修要覧」や大学ホームページ上に公開している。【資料 3-2-1、3-2-2】

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-2-1】履修要覧 2022（大学）

【資料 3-2-2】ホームページ（教育研究上の目的・3つのポリシー等）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html>

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

大学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる「「和の精神」をもち、社会で活躍できる人間」の育成を目的として、学部共通に基礎教育科目、共通教育科目を、各学部・学科において専門教育科目を体系的に編成する」と定めて、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性について明記している。

学部・学科・専攻・コースごとのディプロマ・ポリシーについては、例えば人文社会学部では、ディプロマ・ポリシーに示した能力を修得するために、学部共通科目、各学科の学科共通領域、学科専門コース、学科専門領域によってカリキュラムを編成すると定めて、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性について明記している。

大学院のカリキュラム・ポリシーについても同様であり、人文社会学研究科人間福祉学

専攻では、「ディプロマ・ポリシーで掲げた人材を養成するために、人間福祉をキーワードとし、各専門分野を体系的に網羅した授業科目を配置した教育課程編成をおこなっている」と定めて、看護学研究科看護学専攻では、「博士前期・後期課程のそれぞれのディプロマ・ポリシーを実現すべく、両課程において共通科目と専門科目から編成されている」と定めて、それぞれカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性について明記している。

それぞれのカリキュラム・ポリシーは、「教育課程編成・教育内容」「教育方法」「教育評価／学修成果の評価方法」の3項目から構成している。内容は、教育目的やディプロマ・ポリシーを具現化したものになっており、教育課程の体系性も示している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

大学及び大学院は、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成し、実施しており、学生には「履修要覧」を用いて、その内容についてオリエンテーション時を中心に周知している。

大学の「履修要覧」では、各学部・学科・専攻・コースの「三つのポリシー」を記した後、学部・学科・専攻コースごとに専門教育科目の「 Semester別の学修分類表」（いわゆるカリキュラムマップ）を掲載しており、分野ごとの学修の進め方を体系的に示している。また、共通教育科目と専門教育科目にまたがるキャリア関連科目については、学修分類表に該当する「キャリア教育関連科目」の図を掲載して教育課程の体系性を明示している。

「 Semester別の学修分類表」の後には、3-1-②で記した学科・専攻・コースごとの「専門教育科目編成表」の中で、令和4（2022）年度より各授業科目の学修の段階や順序を表すナンバリングコードを記している。【資料 3-2-1】

さらに、令和4（2022）年度からは専門教育科目について、「履修系統図」を学科・専攻・コースごとに整備し、記載している。「履修系統図」は、ディプロマ・ポリシーに示した学生の身につけるべき能力と専門教育科目とを対応させる形式で、科目区分（領域）間や授業科目間の関係性と履修順序（配当年次）をわかりやすく示した一覧表である。【資料 3-2-1】

大学院の「履修要覧」も大学と同様に、各研究科の博士前期課程、博士後期課程ごとに「教育研究領域」の図（カリキュラムマップ）、身につけるべき能力やナンバリングコードを付した「授業科目一覧」、「履修系統図」を記載している。【資料 3-2-3】

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-2-1】履修要覧 2022（学部）

【資料 3-2-3】履修要覧 2022（大学院）

3-2-④ 教養教育の実施

大学の教育課程では教養科目として「基礎教育科目」「共通教育科目」を置いている。

<基礎教育科目>

大学全体のカリキュラム・ポリシーの前文は、基礎教育科目について次のように述べている。

「基礎教育科目」は、大学での学修や現代社会で求められる総合的な知識・技能を修得する「共通教育科目」、そして各学部・学科・専攻における専門分野を修得する「専門教育科目」を学ぶ前提となる科目です。この「基礎教育科目」では、「和の精神」についての学びを深め、調和のある社会で活躍できる人格形成を行います。

続いてカリキュラム・ポリシーの「教育課程編成・教育内容」の項には、基礎教育科目として「和の精神Ⅰ・Ⅱ」、「仏教概説」、「現代社会と人権」の3種4科目を示している。

このうち「和の精神Ⅰ・Ⅱ」は、実践体験を通して聖徳太子の仏教精神を身につけることを重視した授業である。大講堂において短期大学部も含めた1年生全員と全専任教員が参加して行われる。授業は、献灯に始まり、般若心経等の読経、瞑想の後に、講師による講演が行われ、聖歌斉唱で終わる。学生は講演を聴いてレポートを提出する。冬学期の「和の精神Ⅱ」では、講演の後に写経も行われる。作成された写経は学期末にまとめて課題として提出される。

ただし、令和3(2021)年度については、コロナ感染予防の観点から、オンデマンド形式や学科ごとに教室を分散する形式で実施し、令和4(2022)年度についても、対面授業とオンデマンド形式を組み合わせ合わせたハイブリッド授業で運営にあっている。

「和の精神Ⅰ・Ⅱ」の授業内容と進行については仏教文化研究所で検討される。実施にあたっては、学科・専攻・コースごとに選出された宗教委員及び仏教文化研究所の研究員、教務部長・副部長、教務課職員らで構成される宗教委員会において審議され、全専任教員・全事務職員の協力を得ながら運営している。【資料3-2-4、3-2-5】

<共通教育科目>

共通教育科目については、上掲のカリキュラム・ポリシーの一節で「大学での学修や現代社会で求められる総合的な知識・技能を修得する」と述べられており、「教育課程編成・教育内容」に以下の7つの分野を設定して、個々の授業科目を配置している。

- ① 「学びの基礎」は、大学での学びや生活に必要なスキルを育成するとともに、専門的な学びへのなめらかな導入を図る。さらに、入学から卒業までを見通したキャリアデザインを構想するための支援を行う。
- ② 「こころと思想」は建学の精神である聖徳太子の仏教精神をさらに深めるとともに、心の問題や思想について学び、自らの生き方を振り返る一助とする。
- ③ 「社会と文化」は「こころと思想」の学びをもとに法や政治という社会システム等について学ぶことで社会の一員としての意識を高める。
- ④ 「情報と自然科学」はICT活用能力を高めるとともに、自然科学の観点から生命や社会について考える素地を養成する。
- ⑤ 「健康と福祉」は心身の健康に対する意識を高めるとともに利他の精神に基づく福祉の考えを学ぶ。
- ⑥ 「言語」は「英語」を主にし、「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「ロシア語」「日本手話」で構成され、それぞれ基礎から応用まで段階を踏まえてコミュニケーション技能を身につけ、高める。

- ⑦ 「キャリア教育」は卒業後の社会生活を視野に入れて、キャリア意識や社会人に必要な幅広い知識・技能を段階的に身につける。

なお、看護学部のみが「生命と環境」、「こころと思想」「社会と文化」「健康と福祉」「情報科学」「グローバルコミュニケーション」という分野を設定している。

教養教育の運営については、「教養教育専門部会規程」に基づいて教養教育専門部会を設置し、教養教育の運営及び教育の質的向上を図っている。具体的には、教養教育のカリキュラム編成及び科目の設置、教育内容・方法のあり方等を行っている。そして、教務部長を部会長とし、教務副部長、キャリア副センター、仏教文化研究所主任研究員、情報主任、語学系主任、教務課長、教務課教育課程編成担当職員など、教養教育の中心的な教職員を構成メンバーとすることで、教養教育課程を円滑に運営するとともに、その教育改善に向けて迅速に対応できるようにしている。この教養教育専門部会で議決された事項は、教務委員会の承認後、教育研究評議会の審議により決定され、実施される。【資料 3-2-6】

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-2-4】 仏教文化研究所規程

【資料 3-2-5】 宗教委員会規程

【資料 3-2-6】 教養教育専門部会規程

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、ファカルティ・ディベロップメント委員会（FD 委員会）において検討・審議される。FD 委員会は、学科・コースごとに選出された FD 委員と高等教育推進センター長・副センター長、センター職員により構成している。【資料 3-2-7】

本学は全科目でアクティブ・ラーニングを推進しており、シラバスには「ペアワーク」、「グループワーク」、「プレゼンテーション」、「ディスカッション」、「ロールプレイ」、「ワークシート」、「双方向型授業 ICT 等」、「発見学習」、「問題解決型学習（外部機関）」、「実験・実技」、「実習」、「フィールドワーク」、「反転授業」のうちいずれを実施するのか示すようになっている。【資料 3-2-8】

教員は自らの授業方法の効果を授業評価アンケートで測っている。原則としてアンケートは全科目について、夏学期、冬学期の第 14・15 週目に実施している。自由記述もあって学生への教育効果を的確につかむことができる。教員は、担当する授業科目ごとにアンケート結果をふり返った「改善コメント」を作成して提出する。

アンケート結果は、FD 委員会、教育改革推進本部に報告される。これらを踏まえて、各学部教授会や各学科会議等で改善策等を議論して授業や教育の改善を図っている。「改善コメント」はアンケート結果とともに図書館にて学生や教職員が閲覧できる。【資料 3-2-9、3-2-10】

また、冬学期に教職員による「授業相互参観」を実施している。原則として、全専任教員は参観対象授業を 1 つ届け出て、参観対象授業の一覧が教員だけでなく職員にも公表される。希望すれば非常勤講師も参観できるようにしている。参観者は授業担当者にコメン

トし、授業担当者はそのコメントを授業改善の参考にしている。また、授業科目ごとや学科・コースごとに合評会も行われる。このようにして教職員は、新しい取り組みを実施している授業や興味のある授業があれば、授業参観することができ、教職員が相互に意見交換できる場も整えられている。【資料 3-2-11】

平成 28 (2016) 年度から、ゼミナールでの成果を発表し、課題解決型教育やアクティブ・ラーニングを推進する目的で、IBU ゼミコンテスト（短期大学部の学生も出場）を開催している。教員にとっては、他のゼミナールの活動内容を知り得る貴重な機会ともなっている。令和 3 (2021) 年度は第 5 回目を迎え、書類審査を通過した 5 チームが、令和 4 (2022) 年 2 月 1 日に開催された本選に出場し、10 分間のプレゼンテーション形式で発表を行い、審査員の採点により優秀賞を決定した。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-2-7】 FD 委員会規程

【資料 3-2-8】 シラバス

【資料 3-2-9】 令和 3 年度夏学期授業評価アンケート実施結果

【資料 3-2-10】 令和 3 年度冬学期授業評価アンケート実施結果

【資料 3-2-11】 令和 3 年度相互授業参観公開授業一覧

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・ポリシーに対応した教育課程編成はできているが、ディプロマ・ポリシーと同様、教員や学生の理解がまだ充分ではない。

対応としては、ディプロマ・ポリシーで定めた能力やカリキュラム・ポリシーで定めた「教育方法」や「教育評価／学修成果の評価方法」を踏まえて、個々の授業科目のシラバスの「到達目標」に応じた成績評価を行うよう授業担当者に一層働きかけるとともに、単位取得に関わる諸規程の改正も検討する。

本学では、令和 3 (2021) 年度から高等教育推進センターを発足した。FD 活動、学内の DX (Digital Transformation)、基礎教育の改善について総合的に取り組むこの組織を拠点として、学部・学科・コースと連携しながら、教育課程と教育方法の改善に努めていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法は、大学全体及び各学部・学科・

専攻のカリキュラム・ポリシーにある「教育評価」（大学全体）、「学修成果の評価方法」（各学部・学科等）で記している。

大学全体の「教育評価」を略記すると、以下の3項からなる。

- (1) 試験やレポートだけでなく、学びの途中評価としてルーブリック評価等を実施。
- (2) 学修ポートフォリオを用いて、学修成果を蓄積して可視化しそれを省察するポートフォリオ評価等を取り入れる。
- (3) **PROG** テストや英語の外部試験等を入学時とその後の2回実施することで、継続的な学修の成果を可視化し、自己評価を行えるようにする。

これを受けて、例えば、人文社会学部の「学修成果の評価方法」は以下の2項からなる。

- (1) 教育課程における学修の成果は、別に定めるアセスメント・ポリシーをもとに評価する。
- (2) 講義や演習等の科目については、教育内容や携帯に応じて、定期試験・中間試験等の小テスト、課題レポート、コメントシート、学生による自己評価・相互評価、ルーブリックによるパフォーマンス評価等、多面的に適切な方法を用いて評価する。

さらに、上記を踏まえて、例えば人文社会学部の日本学科の「学修成果の評価方法」では具体的に以下の4項が設定されている。

- (1) 教育課程における学修の成果は、別に定めるアセスメント・ポリシーをもとに評価する。
- (2) 講義科目においては、定期試験の基本的な重要性を踏まえつつ、中間テスト等の小テスト、課題レポート、コメントペーパー等を実施し、学修成果に対して多面的に評価する。
- (3) 演習科目においては、ICTの活用等を通じて他者にわかりやすく伝えるためのプレゼンテーション、それに依る相互批評的ディスカッション、あるいはワークシートを用いたグループワーク、成果をまとめたレポート作成等、多様な実践に対する評価を中心に、学修ポートフォリオによる主体的な省察を踏まえ、総合的に評価する。
- (4) 教職教育、日本語教員養成プログラムにおいては、専門知識の修得をテスト等で評価するとともに、専門知識の的確なアウトプットについては模擬授業の実践を通じて評価する。実践的な応用力については、地域や教育現場におけるインターンシップやボランティア等の実践も評価に活用する。

また、上記のカリキュラム・ポリシーに掲げる方法に則り、大学全体、学部・学科、専攻の各レベルでアセスメント・ポリシーを定めている。これにより、三つのポリシーに基づいて学生の学修成果を評価するとともに教育の質保証とさらなる改善に取り組んでいる。

そして、各授業科目では、学びの途中評価や多面的・総合的な評価については、各授業

のシラバスに「ペアワーク」、「グループワーク」、「プレゼンテーション」、「ディスカッション」、「ロールプレイ」、「ワークシート」、「双方向型授業 ICT 等」、「発見学習」、「問題解決型学習（外部機関）」、「実験・実技」、「実習」、「フィールドワーク」、「反転授業」のうち実施するものを示すことになっている。ルーブリックを使用することもシラバスに明記される。こうした取組みを通して、定期試験や学期末レポートだけによらない多様な評価方法の導入を促進している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価にあたっては、以下のような指標や調査結果を併用し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に役立てている。ここであげる指標や調査結果の多くは、大学ホームページの「情報公開」内にある「教育・研究情報の公表」や「Fact Book」にも掲載している。また、令和 3（2021）年度分より IBU ポータル（教職員向けポータルサイト）に「アセスメントに関する基礎資料」「PROG 全体傾向報告書」を載せて教職員が閲覧可能となっている。【資料 3-3-1、3-3-2、3-3-3】

<正規卒業率(標準修業年限卒業率)>

入学者のうち標準修業年限の 4 年間で卒業できた学生の割合になる。この数値で、三つのポリシーに基づく教育課程が問題なく機能しているかどうかを測っている。

令和 4（2022）年 3 月の卒業年次の学生（平成 30 年 4 月入学生）の学位授与率は、人文社会学部が 77.5%、教育学部が 94.1%、経営学部が 78.2%である。なお、看護学部は、完成年度以前のため卒業生はいない。【資料 3-3-4】

正規卒業率は、全教職員及び役員に共有されて、学部・学科ごとに留年者、退学者、休学者の情報をしっかりと把握する基礎資料として、教育課程その他の改善に活用している。

<就職率>

就職率は、企業の社員や公務員等への就職を希望した卒業生のうち、実際に就職できた者の割合である。これらを通して、卒業生が自らの資質をみがいて能力を身につけ、進路を自己決定できたかどうかを測っている。

令和 3（2021）年 3 月の卒業生は、人文社会学部が 99.2%、教育学部が 99.1%、経営学部が 98.1%だった。令和 4 年（2022）年 3 月の卒業生は、人文社会学部が 98.6%、教育学部が 98.6%、経営学部が 98.0%である。なお、看護学部は、完成年度以前のため卒業生はいない。【表 2-5】

就職率は、決定情報はもちろんのこと、年度進行中の途中経過についても大学運営会議、キャリア委員会、学部教授会や学科会議、事務局連絡会の場で随時報告される。その情報は全教職員及び役員に共有され、キャリア教育の改善に活用している。また、学部・学科内で就職支援の必要な学生をタイムリーに把握するための基礎資料となっている。

<教員採用試験合格者数、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験合格率、公務員合格者数、看護師の国家試験合格率>

教員採用試験合格者数、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験合格率、公務員合格者数、看護師の国家試験合格率は、それらを養成するカリキュラムを有する各学部・学科・専攻にとって教育内容・方法と学修成果を点検するうえでの重要な判断資料である。

教員採用試験の合格者数については、実施する都道府県及び市ごとに免許種を分けて大学ホームページで公表している。近年の採用者数減の影響を受けて合格者も減少傾向にあるが、本学については減少に歯止めがかかる結果となり健闘しているものととらえている。対策の一つとして、令和3（2021）年度、新たに「思考力・判断力養成講座」をセンター常駐教員が実施する等教採試験対策の改善を行った。【資料 3-3-5】

社会福祉士の国家試験合格率は、受験対策講座を実施したことと、学年の低い段階から福祉職を目指さない選択のできるカリキュラムに改めて受験者を絞り込んだことが功を奏して、直近の3年はおおむね60%程度の合格率（全国平均は約30%）を保っている。いったん福祉職に就くと多忙で勉強する機会が少ないため、既卒者の合格率は高くない。福祉職に就く者にはできるだけ卒業時に合格できるよう働きかけている。また、精神保健福祉士の国家試験合格率については、学科選抜によるコース設定をしているので、安定して高い合格率（令和3（2021）年度は100%）を保っている。【資料 3-3-6】

公務員の合格者数は、カリキュラムに公務員試験プログラムを持つ経営学科公共経営専攻で、安定した合格者数となっており、大学ホームページでも公開している。教員が各自治体の試験情報を収集分析して、地元の自治体就職だけでなく、遠方の自治体受験も推進し、合格者数を伸ばしている。

令和4（2022）年度は、看護学部学生が国家試験にはじめて臨む年であり、国家試験の合格率が、今後の看護学部の教育内容・学修指導等を検討する重要な指標となる。

<GPA・単位取得状況>

GPAは、個々の学生の成績表に累積GPAとセメスターごとのGPAを記載している。学科・専攻及び担任教員そして各部署の職員にとって、個々の学生の学修状況を把握するうえで、取得単位数と並び最も参考になる指標の一つである。

GPAの分布状況とともに、どれだけの方がどの程度の単位を取得済なのか、学科・専攻の年次ごとに10単位刻みで一覧を作成して、教務委員会で確認し、学部学科でも共有して在学生の単位取得状況を把握している。これらを使って教育課程の学年進行が滞りなく進んでいるのかを検証するとともに、これを基準値として個々の学生への履修指導にも活用している。【資料 3-3-7】

<PROG テスト>

1年次と3年次にPROGテスト（いわゆるアセスメントテスト）を実施し、基本的な情報活用能力にあたるリテラシーと、仕事に取り組む行動特性にあたるコンピテンシーを測っている。併せて、学科が独自に設定した質問も加えてディプロマ・ポリシーの達成度を評価している。3年次に再度実施するのは、大学での2年間の学修を経て1年次からどのように成長したのかを確認するとともに、進路を定める際の自己省察のためである。PROGテストの結果は担任教員から本人に渡され、個人面談等を通じて指導に活用している。【資料 3-3-3】

<卒業生就職先アンケート・卒業生アンケート調査>

ディプロマ・ポリシーの達成状況を評価し、今後の教育内容の検討・改善に資するため、毎年、卒業年度生全員と卒業年度生の就職した企業、学校等に対して、卒業生の業務や職場への適応状況に関して Web によるアンケートを実施し、卒業生の業務や職場への適応状況ならびに在学中に身につけておいてほしい能力等を調査している。その結果は、大学運営会議、学部教授会、学科会議キャリア委員会で報告され、教育課程の改善の参考とすると同時に、学生への就職支援活動の一助としている。【資料 3-3-8】

<学生調査>

2-6-①に記載のとおり、毎年の冬学期に全学生に対して IBU.net で実施している。学生生活や学内施設・学生支援に対する満足度等を含めた総合的な調査だが、学修成果に関しては各学科等の教育目標達成度を測定・点検している。これらのデータについては全データではないが、「Fact Book」にも公開している。調査結果は、カリキュラム改善や課内・課外の教育改善に活用されている。【資料 3-3-1】

<新入生アンケート>

毎年、入学直後の新入生に実施している。入学時点での学習習慣、大学への期待・不安や、受験・入学に至るまでの行動等に関する調査・分析を行っている。アンケート結果は教育改革推進本部会議で報告し、学部教授会等で共有される。

当年度の新入生の傾向を知り、どのような教育や支援を行えばいいのか参考にするだけでなく、入学者の傾向を把握し、今後の学生募集の改善や教育組織の再編のための重要なデータとして活用している。【資料 3-3-9】

<授業評価アンケート>

3-2-⑤に記載のとおり、毎学期の学期末に原則としてすべての授業を対象に IBU.net 上で実施している。受講生に対して、授業のわかりやすさや自身に役立ったかの他に、受講生自身の参加姿勢や意欲、学修時間も併せて質問し、評価の妥当性の参考にしている。また自由記述欄も設けて任意に意見を記載できるようにしており、それらの結果を受けた授業担当教員は改善コメントを記入している。授業評価アンケートの結果は、FD 委員会、教育改革推進本部会議で報告され、学部教授会、学科会議等で共有される。また、アンケート結果を踏まえた分析記事は、当年度の「FD・SD 報告書」に掲載し、教育改善に活用している。個々の授業科目の授業評価アンケートの結果は図書館に設置し、学生が閲覧することも可能である。【資料 3-3-10、3-3-11、3-3-12】

<アセスメント・ポリシーに基づく評価>

令和元(2019)年度より、各学部・学科・大学院は、それぞれのアセスメント・ポリシーに基づき、三つのポリシーの達成状況を先にあげた指標や調査方法の結果を参考にして評価し、各学部・学科・大学院としての工夫や改善方策を「アセスメント・ポリシーに基づく評価」としてまとめ、自己点検・自己評価委員会と教育改革推進本部会議を通して、各学部・学科・専攻・コース・研究科で情報を共有している。

令和 3 (2021) 年度からは、「アセスメントに関する基礎資料」、「PROG 全体傾向報告書」、「教学情報一元化データ」を用いて、達成状況に対する考察を記す形式に変更して、アセスメント・ポリシーに基づく評価を実施している。【資料 3-3-2、3-3-3、3-3-13、3-3-14】

<エビデンス集・データ編>

【表 2-5】就職の状況 (過去 3 年間)

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-3-1】ホームページ (情報公開⇒Fact Book)

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/factbook.html>

【資料 3-3-2】アセスメントに関する基礎資料

【資料 3-3-3】2021 PROG 全体傾向報告書

【資料 3-3-4】令和 3 年度学位授与率 (標準修業年限内)

【資料 3-3-5】思考力・判断力養成講座 受講者受験結果

【資料 3-3-6】ホームページ (人文社会学部人間福祉学科国家試験合格数・合格率)

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/taiouhyou/etc/3-d02.pdf>

【資料 3-3-7】令和 3 年度年度 GPA の数値の分布状況

【資料 3-3-8】令和 3 (2021) 年度卒業生に関する評価調査報告書

【資料 3-3-9】令和 3 年度新入生アンケート結果分析 (報告)

【資料 3-3-10】令和 3 年度夏学期授業評価アンケート実施結果

【資料 3-3-11】令和 3 年度冬学期授業評価アンケート実施結果

【資料 3-3-12】ホームページ (情報公開 ⇒ FD・SD 報告書)

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/fsd.html>

【資料 3-3-13】教学情報一元化データ項目一覧

【資料 3-3-14】教学情報一元化データ運用マニュアル

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

三つのポリシーに基づく評価方法は整っており、多様な評価方法に取り組む授業担当者は増えてきた。今後は学修成果に基づく評価方法を絶えず見直すとともに、教員相互の授業参観や研修会等を通していっそうの浸透を図っていく。

学修成果に関するそれぞれの測定結果は、さまざまな会議の場では詳細な内容が報告され、IBU ポータルで後日に会議資料が閲覧することができる。今後は、外部に公開されているようなまとまった形に整えて、個々の教職員の授業改善やカリキュラム・学修支援体制の改善にいっそう活用しやすいものとなるよう検討する。

アンケート全般の課題としては、各アンケートについて学生の回答率も非常に高く円滑に機能しているが、年間を通しての学生へのアンケート・調査依頼は、多くなっている現状があり、アンケート慣れや回答疲れをしている学生、真剣に回答をしない学生が一定数存在することがあげられる。今後は学生の負担を軽減するため、調査を隔年で実施していくことも視野に入れながら、検討・改善を図っていく。

【基準3の自己評価】

本学では、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、「大学ホームページ」や「履修要覧」で周知している。また、ディプロマ・ポリシーに基づいた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、「履修要覧」に明示して、オリエンテーション等を通じて周知した上で、厳正に適用している。

また、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定めており、ディプロマ・ポリシーと同様に「大学ホームページ」や「履修要覧」で周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性は保たれており、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。履修系統図や科目のナンバリングコードを整備することで教育課程を体系的に明示することにも努めている。

教養教育については、「基礎教育科目」「共通教育科目」を置いて、本学の建学の精神をしっかりと学ぶ機会を提供すると同時に、大学での学修や現代社会で求められる総合的な知識・技能を修得する機会を設けている。

教授方法の工夫・開発は、全科目でアクティブ・ラーニングを推進する方針のもとで、具体的な授業方法を提示したシラバスの作成を行っている。個々の授業での工夫については授業評価アンケートで学生の反応を知ることができるし、効果的な工夫は教員の相互授業参観を通して教職員間で情報共有を図っている。また、他学部等の取組みは教育課程内・課程外も含めて「FD・SD 報告書」で知ることができる。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法は、大学全体及び各学部・学科・専攻・コースのカリキュラム・ポリシーとアセスメント・ポリシーに明記している。学修成果を測定する指標や調査方法は多数あり、それらの結果は教職員の間で広く共有しており、個々の授業やカリキュラム、教育組織の改編等に活用している。

以上により「基準3. 教育課程」を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップは確立しており、学長を補佐する副学長、学長補佐、学部長等の体制も整っている。学長が本学の校務に関する最終的な決定権及び責任を有することについては、「学則」第 51 条 (2) に「学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。」と明確に定めるとともに、「組織・分掌規程」第 9 条においても、「学長は、本学の校務を掌り、職員を統督し、本学を代表する。」と定めている。

学長を補佐し、命を受けて校務を掌る職として、「学則」第 51 条 (3) 及び「組織・分掌規程」第 10 条 2 項により副学長 2 人を置き、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。副学長は全学及び地域連携推進センター担当と高等教育センター担当としており、全学担当は、教学推進にかかる多くの会議で学長とともに出席して意見を述べる。高等教育推進センター担当は、本学の情報教育及び ICT 活用の推進を図る中心的な役割を担うと同時に、必要な会議で学長とともに出席し意見を述べている。

また、学長を補佐し、命を受けて特定の事項について企画・立案等を行う職として、「学則」第 51 条 (4) 及び「組織・分掌規程」第 10 条 3 項により、学長補佐 2 人を置いている。【資料 4-1-1、4-1-2】

本学の重要事項全般を審議するため「学則」第 52 条及び「教育研究評議会規程」により、教育研究評議会を置いており、学長自らが議長に就任している。また、学長の求めに応じ本学の運営に関する企画・立案や学内の意見調整を行うため、「学則」第 53 条及び「大学運営会議規程」により、大学運営会議を置いており、学長が主体的に当該会議の運営に携わって、その意思決定に当たり適切にリーダーシップを発揮している。

大学運営において重要となる教学マネジメントについては、「教育改革推進本部会議規程」により、教育改革推進本部会議を置いており、学長自らが本部長となって、主体的に当該本部の運営に携わることにより、教学マネジメントにおいて適切にリーダーシップを発揮している。【資料 4-1-1、4-1-3、4-1-4、4-1-5】

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-1-1】 大学学則

【資料 4-1-2】 組織・分掌規程

【資料 4-1-3】 教育研究評議会規程

【資料 4-1-4】 大学運営会議規程

【資料 4-1-5】 教育改革推進本部規程

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長が本学の校務に関する最終的な決定権及び責任を有することについては、「学則」第 51 条に規定している。

また、学長、副学長、学部長、事務局長等を委員として組織する教育研究評議会を「学則」第 52 条及び「教育研究評議会規程」により置いており、本学の運営上の重要事項について審議を行い、その上で学長が意思決定を行っている。

学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどるため、「学則」第 51 条第 3 号及び「組織・分掌規程」第 10 条第 2 項により副学長を置き、現在、大学運営、高等教育推進センターの各担当副学長を 2 人置いている。また、学長を補佐し、命を受けて特定の事項について企画・立案等を行う職として、「学則」第 51 条第 4 号及び「組織・分掌規程」第 10 条第 3 項により、学長補佐を置き、現在、認証評価、看護学部の各担当学長補佐を 2 人置いている。【資料 4-1-1、4-1-2、4-1-3】

特に教学マネジメントについては、「教育改革推進本部規程」により、教育改革推進本部を置いている。【資料 4-1-5】

教育改革推進本部は、教育理念及び教育目標を実現するため、全学的な教育施策の企画・開発、教育活動の継続的な改善を推進し、本学の教育の充実と発展に寄与することを目的として設置しており、学長、副学長、学部長、事務局長等の委員で構成している。

教授会及び大学院研究科委員会については、「学校教育法」第 93 条第 2 項及び第 3 項に定めるところに従い、学長に対し意見を述べるものであることを「学部教授会規程」及び「大学院研究科委員会規程」において、明らかにしている。

教授会及び大学院研究科委員会においては、学生の入学、卒業、学位授与、その他学長が定める教育に関する重要事項について、各関係事項を会議に付議し、必要な審議を行っている。

教授会及び大学院研究科委員会の審議事項のうち、教学に関する重要事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについては、「学部教授会規程」「大学院研究科委員会規程」において定めている。【資料 4-1-6、4-1-7】

学生の懲戒に関しては、「学校教育法施行規則」第 26 条第 5 項の規定に従い、学長が定める手続について、「学生の懲戒等に関する規程」を制定し、これにより学生の懲戒に係る所定の手続き等を定めている。【資料 4-1-8】

学部長は、「学則」第 50 条第 3 項及び第 51 条第 5 号、学部の学科長は「組織・分掌規程」第 16 条、大学院研究科長は「大学院学則」第 50 条、研究科専攻長は「組織・分掌規程」第 16 条の 2 により、各学部、学科、研究科及び専攻の運営責任者として、各学部等を円滑に運営することとしている。【資料 4-1-1、4-1-2、4-1-9】

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-1-1】 大学学則

- 【資料 4-1-2】 組織・分掌規程
- 【資料 4-1-3】 教育研究評議会規程
- 【資料 4-1-5】 教育改革推進本部規程
- 【資料 4-1-6】 学部教授会規程
- 【資料 4-1-7】 大学院研究科委員会規程
- 【資料 4-1-8】 学生の懲戒等に関する規程
- 【資料 4-1-9】 大学院学則

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントに関係する組織として「組織・分掌規程」に基づき教務部や学生支援センター等の部やセンターを設置するとともに、その事務を担当する事務局各課が置かれている。各部、センターでは、教員を中心とする部長、センター長と各課長が教職協働で業務にあたっている。

事務局には、常務理事及び学長の命により事務局を統括する職として、「組織・分掌規程」第 17 条により、事務局長を置いている。また、事務局長を補佐する「組織・分掌規程」第 17 条 2 項により、2 人の次長を置き教学マネジメントが有効に機能するよう事務体制を構築している。【資料 4-1-2】

教学マネジメントに関連した主な委員会としては、教育改革推進本部会議や教務委員会、学生支援委員会、教職支援委員会、教員養成カリキュラム委員会、グローバル委員会、入試・広報委員会等、各種委員会等を設置しているが、その委員には教員とともに担当課長等の事務職員も構成員となっている。【資料 4-1-5、4-1-10、4-1-11、4-1-12、4-1-13、4-1-14、4-1-15】

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 4-1-2】 組織・分掌規程
- 【資料 4-1-5】 教育改革推進本部規程
- 【資料 4-1-10】 教務委員会規程
- 【資料 4-1-11】 学生支援委員会規程
- 【資料 4-1-12】 教職支援委員会規程
- 【資料 4-1-13】 教員養成カリキュラム委員会規程
- 【資料 4-1-14】 グローバル委員会規程
- 【資料 4-1-15】 入試・広報委員会規程

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長がリーダーシップを発揮するための教学に関する学長の補佐体制については、副学長及び学長補佐を配置するとともに、学長が意思決定を行うに当たり、自ら議長になって運営する教育研究評議会が、本学の重要事項について審議する体制をとっている。教授会は、規程により法令に定められている機能を担っており、学部長、学科長等は、所管する各組織の円滑な運営に携わっている。また、教学に関する関係各委員会が企画・実施を担っており、教員と職員が協働して業務を行う体制がとられている。

今後、本学の教学マネジメントを確実に機能させていくために、学長が本部長である教育改革推進本部において関係事項の改善に係る基本的な方針を示し、学内関係各組織の取組みを推進することにより、学長のリーダーシップがさらに発揮されるようにしていくこととする。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の配置については、次の表の通り、全学部・学科・専攻、全研究科とも「大学設置基準上の必要専任教員数」及び「大学院設置基準上の必要専任教員数」の定める専任教員数を充足している。

教員配置状況（令和4年5月1日現在）

学部・学科等の名称	専任教員等						基準数	
	教授	准教授	講師	助教	計	うち教授数		
	人文社会学部 日本学科	6人	1人	4人	0人			11人
人文社会学部 国際キャリア学科	5人	2人	2人	1人	10人	6人	3人	
人文社会学部 社会学科	6人	5人	5人	0人	16人	11人	6人	
人文社会学部 人間福祉学科	7人	1人	1人	0人	9人	8人	4人	
教育学部 教育学科	20人	14人	7人	3人	44人	13人	7人	
経営学部 経営学科公共経営専攻	2人	1人	1人	1人	5人	14人	7人	
経営学部 経営学科企業経営専攻	5人	2人	1人	1人	9人			
看護学部 看護学科	10人	5人	5人	8人	28人	12人	6人	
その他の組織等（高等教育推進センター）	1人	0人	0人	1人	2人	—	—	
（大学全体の収容定員に応じた教員数）	—	—	—	—	—	34人	17人	
計	62人	31人	26人	15人	134人	105人	54人	

研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員							
	研究指導教員		研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数		研究指導補助教員基準数	基準数計
	うち教授数				うち教授数			
人文社会学研究科人間福祉専攻（M）	7人	7人	0人	7人	3人	2人	3人	6人
人文社会学研究科人間福祉専攻（D）	4人	4人	2人	6人	3人	2人	3人	6人
看護学研究科看護学専攻（M）	15人	13人	1人	16人	6人	4人	6人	12人
看護学研究科看護学専攻（D）	10人	10人	4人	14人	6人	4人	6人	12人
計	36人	34人	7人	43人	18人	12人	18人	36人

教員の採用・昇任の手続きは、「教育職員の選考手続きに関する規程」に則って行われる。また「教育職員選考基準」及び「教育職員人事委員会規程」に基づき、本学の建学の精神を遵守できる人物であることを前提に、人格、識見、学歴、職歴、教育上の能力、研究上の業績等の資格審査を行っている。【資料 4-2-1、4-2-2、4-2-3】

採用の発議は、研究科長・学部長、教務部長、IR・戦略統合センター長等から学長に対して行い、昇格の発議は、研究科長・学部長が学長に対して行う。

申請を受けた学長は常務理事と協議して、採用・昇格が必要と判断した場合は、教育職員人事委員会の審議を経て選考手続きに入る。

採用はポータルサイト JREC-IN 等による公募を原則としているが、発議の際に相応の理由を添えて学長に申請した場合には、公募に拠らない採用もできる。採用候補者または昇格対象者の審査は、教育職員人事委員会から付託された学部長・研究科長及び関係する学科・専攻教員を中心とした教員資格審査会で審査を行い、学長に報告する。採用候補者については、常務理事、学長等による面接も行う。

面接を終えた採用候補者及び学長の決定した昇格候補者は理事長に報告され、理事長が採用・昇格を決定する。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-2-1】教育職員の選考手続きに関する規程

【資料 4-2-2】教育職員選考基準

【資料 4-2-3】教育職員人事委員会規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育方法等の工夫・開発と効果的な実施については、FD 委員会において検討・審議している。FD 委員会は、学科・コースごとに選出された FD 委員と高等教育推進センター長・副センター長、センター職員により構成している。なお、主な活動としては、学生による授業評価アンケートや相互授業参観の実施、FD・SD 報告書の作成等を行っている。

【資料 4-2-4、4-2-5】

教員は自らの授業方法の効果を「学生による授業評価アンケート」で測っている。原則としてアンケートは全科目について、夏学期・冬学期の第 14・15 週目に実施している。自由記述も設定しており、学生への教育効果を的確につかむことができる。教員は、担当する授業科目ごとにアンケート結果をふり返った「改善コメント」を作成して提出する。

アンケート結果は、FD 委員会や教育改革推進本部会議に報告される。これらを踏まえて、各教授会や各学科会議等で検討し、授業や教育の改善を図っている。「改善コメント」については、アンケート結果とともに図書館にて学生や教職員が閲覧できる。

また、冬学期には教職員による「相互授業参観」を実施している。原則として、全専任教員は参観対象授業を 1 つ届け出て、参観対象授業の一覧が教員だけでなく事務職員にも公表される。希望すれば非常勤講師も参観できるようにしている。参観者は授業担当者にコメントし、授業担当者はそのコメントを授業改善の参考にしている。授業科目ごとや学科・コースごとに合評会が行われる場合もある。このようにして教職員は、新しい取組み

を実施している授業や興味のある授業があれば、授業参観することができ、教職員が相互に意見交換できる場も整えられている。【資料 4-2-6、4-2-7、4-2-8】

夏・冬学期の開始前には、全教員が参加する合同研修会を開催しているが、その中で FD に関するセミナーを実施する。令和 3 年（2021）年 9 月開催の合同研修会では、「入学前・入学後教育」と題した基礎教育の研修と、「授業における ICT 活用」、「数理・データサイエンス・AI 教育」及び「情報教育の事例報告」と題した ICT の活用研修を実施した。令和 4 年（2022）年 3 月開催の合同研修会では、「本学での「数理・データサイエンス・AI 教育」推進の意義と今後の展開」と題した ICT の活用研修を実施した。【資料 4-2-9、4-2-10】

これらの取組みは、年度ごとに刊行される「FD・SD 報告書」に掲載される。報告書には大学で実施された研修会のほか、学科・コースごとのページが割かれ、本学の仏教教育や学修支援の活動等も掲載しており、大学ホームページからもダウンロードできる。

教員の ICT を用いた教育方法の活用を促進するために、教員に対する ICT 講習会も充実させている。令和 3（2021）年度は、対面とオンラインによるハイブリッド形式及びオンライン形式で計 6 回実施し、教員 223 人、事務職員 13 人、SA 学生 6 人の計 242 人が参加している。【資料 4-2-11】

また、採用された職員には初年度の 1 年間、「新任教員研修制度」に基づき、教育力の向上と教員相互の互恵的関係の構築について支援を行い、とりわけ大学での教育歴の短い新規採用教員の自立を助けている。令和 3（2021）年度は、コロナ禍のためオンラインを中心にせざるを得ない状況だったが、計 13 回の研修会を実施した。研修内容は、効果的な ICT 活用や相互授業参観等、授業改善に役立つ取組みを行った。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-2-4】FD 委員会規程

【資料 4-2-5】ホームページ（情報公開 ⇒ FD・SD 報告書）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/fsd.html>

【資料 4-2-6】令和 3 年度夏学期授業評価アンケート実施結果

【資料 4-2-7】令和 3 年度冬学期授業評価アンケート実施結果

【資料 4-2-8】令和 3 年度相互授業参観公開授業一覧

【資料 4-2-9】授業における ICT 活用について

【資料 4-2-10】数理・データサイエンス・AI 教育および情報教育の事例報告

【資料 4-2-11】令和 3 年度 ICT 講習会実施一覧

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用は、公募を中心に明確な基準に基づいて行われているが、近年の大学教員には教育力や授業力が一層求められている。そうした観点に重点をおいた公募書類となるよう、書式を一層工夫する必要がある。

FD 活動については、研修や講習会がコロナ禍でオンライン形式が中心となり、対面で実施する場合にも、参加人数や時間が制限されることが続き、ワークショップの実施や教員同士の積極的な意見交換といった場を提供するということが難しかった。今後は、感染対策を万全にして、例えば、ICT 教育の実践、キャリア開発教育、インクルーシブ教育等、

多彩かつホットなテーマで FD 研修の充実に努めていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、「スタッフ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、職員としての資質の向上を図り、もって大学経営及び大学改革を推進することを目的に、スタッフ・ディベロップメント委員会（SD 委員会）を設置している。SD 委員会では、SD の企画立案・推進計画・実施に関して審議し、毎年、事務職員及び希望する教員を対象に、事務局全体研修会を実施している。【資料 4-3-1】

令和 3（2021）年度の事務局全体研修会は、2 月 24 日（木）15：15～16：50 に講演会を実施した。テーマは「SDGs と四天王寺大学のこれから」であった。出席 126 人（事務職員 109 人、教員 17 人）、欠席者は後日動画視聴した。四天王寺大学として SDGs に取り組むために「SDGs とはこうあるべきだ」という教職員の共通認識の形成を目的とした。

【資料 4-3-2】

令和 3（2021）年度より、課長・係長・主任の昇格者、若手職員、新入職員を重点対象者として、階層別の研修も実施している。外部機関が実施する研修等を活用した新人研修やリーダーシップ研修を対象者は受講し、さらに課長・係長・主任の昇格者は、一般社団法人日本能率協会が実施する大学事務に特化した専門分野別研修を受講し、職員としての資質向上に努めた。これらの研修には、重点対象者及びそれ以外の受講者も含め全体で 19 人が受講した。

採用後、勤務年数の比較的浅い職員（平成 27（2015）年から令和 3（2021）年度入職者を対象）に、事務局長を講師として、大学職員としての必要な知識を身に付ける目的で独自の研修も 4 回実施した。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-3-1】 SD 委員会規程

【資料 4-3-2】 SD 研修（事務局全体研修会）の実施について

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学職員の業務が複雑化・多様化してきており、職員の資質能力の向上が不可欠となっている。このため、オンライン講座等も活用した体系的な人材育成体系の構築を進めていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境の整備として、専任教員には全員に個人研究室（看護学部助教には共同研究室）を整備しており、各研究室には机、椅子、テーブル、書架、ロッカー、パソコン、プリンター等を備え付けている。

また、専任教員の教育・研究・学術水準の向上を図るために、「教育職員研修規程」に基づいて、長期（12ヶ月）もしくは短期（6ヶ月）の海外研修、国内研修、一般研修を認めている。研修期間中は通常負うべき一切の業務を免除されて研究・調査に専念することができる。【資料 4-4-1】

研究活動を支援するために、事務局庶務課に研究活動の支援を担当する職員を配置し関係業務全般を担当するとともに、日常的に関係者へのサポートを行ってきた。なお、大学として研究活動と地域連携を推進するため、令和 4（2022）年度から学長を委員長とする「研究・地域貢献推進委員会」を設置するとともに、地域連携・研究推進課を設置した。【資料 4-4-2】

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-4-1】 教育職員研修規程

【資料 4-4-2】 研究・地域貢献推進委員会規程

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は、研究者が学術研究の信頼性と公正性を確保した上で、適正に研究を進めるため、「研究活動上の行動規範」及び「研究倫理規程」を定めている。【資料 4-4-3、4-4-4】

また、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、研究活動における不正行為及び公的研究費の不正使用を防止するため「研究活動の不正行為防止規程」及び「公的研究費の不正使用防止等に関する規程」を制定し、不正防止のための方策について定めている。【資料 4-4-5、4-4-6】

不正防止のための責任体制については、同規程により、最高管理責任者を学長とするとともに、公的研究費の運営・管理については統括管理責任者に事務局長、コンプライアンス推進責任者に当該部局の長、研究倫理教育責任者には学長が指名する副学長を充てている。

公的研究費の不正使用の防止については、「公的研究費不正使用防止計画」を策定し、不正が起こる要因に応じた防止策を定めている。【資料 4-4-7】

この計画を推進するため、統括管理責任者を室長とする「研究費不正使用防止推進室」を設置し、不正使用防止計画の推進等を行っている。

これらの体制のもと、研究者として公的資金による研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正にあたるか等を理解し、意識を高めるためにコンプライアンス教育や啓発活動を、研究者自らの倫理規範に対する意識向上のために研究倫理教育を、それぞれ大学全体及び学部ごとに実施している。【資料 4-4-8】

なお、令和 3 (2021) 年度は、大学全体として外部講師を招聘し、「研究における倫理的配慮」と題して対面とオンラインのハイブリッド形式で研究倫理研修会を実施した。

また、教職員が企業、団体等との産官学連携活動を行う上での利益相反によって大学の研究者としての公正性が失われることを防止するため、「利益相反マネジメント規程」を策定し、利益相反委員会による審査を実施、必要な場合には勧告等を行うこととしている。【資料 4-4-9】

本学において研究活動に携わる研究者が人を対象とする研究を実施する場合、研究対象者及びその関係者の人権を擁護するため、当該研究が倫理的、法的、社会的に適正に実施されるか否かを審査するため、「研究倫理審査委員会規程」に基づいて「研究倫理審査委員会」を設置している。【資料 4-4-10】

研究倫理審査委員会は、「研究倫理審査委員会規程」第 3 条による委員（①医学・医療の専門家等、自然科学の有識者で学長が指名した者、②倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者で学長が指名した者、③研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることができる者で学長が指名した者、④本学に所属しない者複数名、⑤その他、学長が指名する者）で構成している。

研究倫理審査委員会は、原則として隔月に 1 回開催し、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」に基づいた倫理審査を行っている。

なお、現在は、新型コロナウイルス感染症防止のため、委員会開催方法をオンラインと対面のハイブリッドで実施することにより、柔軟に運用し、審査に遅れが生じないように取り組んでいる。

また、個々の教員には、不正行為に関する正しい知識を学び、不正行為が起きない、不正行為を起こさせない大学となるよう一人ひとりの認識を高めることを目的として、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース[eL CoRE]を受講（3 年毎）させている。

大学院生に対しても日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース[eL CoRE]の大学院生向けコースを受講させている。

なお、これらの研究倫理に関する規程等については、大学ホームページ「公正な研究活動の推進」において学内外に周知・公表している。【資料 4-4-11】

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-4-3】 研究活動上の行動規範

【資料 4-4-4】 研究倫理規程

【資料 4-4-5】 研究活動の不正行為防止規程

【資料 4-4-6】 公的研究費の不正使用防止等に関する規程

- 【資料 4-4-7】 公的研究費不正使用防止計画
- 【資料 4-4-8】 コンプライアンス教育実施報告書
- 【資料 4-4-9】 利益相反マネジメント規程
- 【資料 4-4-10】 研究倫理審査委員会規程
- 【資料 4-4-11】 ホームページ（大学案内 ⇒ 公正な研究活動の推進）
<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/koueki.html>

4-4-③ 研究活動への資源の配分

専任教員が自分の研究のために使用する個人研究費として、一人あたり年額 37 万円を支給している。個人研究費の使途は、研究に必要な消耗品・図書・機器の購入費、学会費、研究出張旅費、謝金等である。毎年、年度初めに「教育職員の「個人研究費」の取扱いについて」の当該年度版を配布して、研究費の適切な運営・管理に努めている。

本学独自の研究助成制度として、科学研究費助成事業（科研費）へ申請を奨励し、研究活動の活性化ならびに科研費の採択率向上を目指すことを目的として、科研費申請書類の完成度を高めるために行う研究活動を支援する経費として、学内研究支援奨励金を支給している。【資料 4-4-12】

令和 2（2020）年度より本学の学術研究を推進し、研究成果を研究業績ならびに本学での教育実践につなげることを目的として「共同研究推進規程」を定め、専任教員が学内または学外の研究者等と行う共同研究を助成する研究費を支給している。【資料 4-4-13】

また、教員が学術研究を内容とする著作を出版する場合の出版助成も行っている。【資料 4-4-14】

外部研究資金の獲得については、科研費や各種団体等の助成金への申請を奨励し、大学へ届いた各種公募等は、IBU ポータルにて教員に周知している。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 4-4-12】 学内研究支援奨励金取扱要領
- 【資料 4-4-13】 共同研究推進規程
- 【資料 4-4-14】 出版助成に関する規程

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の研究力の向上を図るためには、科研費をはじめとする外部資金の獲得や産学官の共同研究等を支援することが重要である。このため、令和 4（2022）年度に設置した研究・地域貢献推進委員会を中心として、科研費の獲得のためのセミナーの開催など支援策を実施するとともに、産学官の共同研究等を推進するため地域社会との連携を強化していく。

また、研究倫理の確立と厳正な運用に関しては、特に研究データを適切に管理・保存し、外部に発表した論文や報告書等、研究成果発表に疑義が生じた場合、その検証に速やかに対応できる体制を強化していく必要がある。これに対応するため、令和 4（2022）年 4 月より、「研究データの保存等に関するガイドライン」を定めたが、このガイドラインの内容を教員に周知するとともに、ガイドラインに沿って、研究データの管理・保存をこれまで以上に徹底していく。

研究活動への資源の配分については、共同研究を推進するために、「共同研究推進規程」で助成する金額も増額し、科研費の獲得支援を推進するために、申請書類の作成方法の講習会や申請書類の添削サービス等も導入していく。

【基準 4 の自己評価】

大学の意思決定と教学マネジメントで、学長のリーダーシップを適切に発揮できるよう規程と組織は整えられており、権限の適切な分散と責任・役割も明確に配慮した教学マネジメント体制を構築している。

教員採用については、各学部・学科の教育目的や教育課程に即した採用・昇任が規程に基づき実施しており、教員配置については、大学設置基準に則り、適切に配置している。

また、FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発の取組みも積極的に実施しており、同様に SD をはじめとする職員の資質・能力向上の取組みも適切に実施している。

研究環境は、設備面、資金面ともに整備され、適切に運営・管理が行われている。研究倫理については、関係諸規程を整え、厳正に運用し、研究倫理教育も研修等を充実させて教員が安心して研究を進めることができる環境を整えている。また、研究活動への資源も適切に配分しており、科研費等の外部資金獲得のための学内支援も充実している。

以上により「基準 4. 教員・職員」を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学を経営する学校法人四天王寺学園は、「寄附行為」に基づき、最高意思決定機関である理事会が評議員会の意見を聴きながら適正に運営している。第 3 条には「この法人は、「教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従って、四天王寺開祖聖徳太子が讃仰された仏教の精神を礎として、学校教育を行い、我が国はもとより、国際社会に貢献する有為な人材の育成を目的とする。」とあり、本法人が、法律と建学の精神に基づいて教育目的を掲げ、誠実に運営することを謳っている。法人は、第 16 条に基づいて理事会を置き、第 22 条に基づいて理事長の諮問機関として評議員会を置いている。理事会及び評議員会は、「寄附行為」に基づいて適切に運営している。原則として、理事会は年 11 回、評議員会は年 3 回開催され、会議の内容は理事である常務理事、学長が本学教職員へ適切に報告している。【資料 5-1-1】

法人の運営は、監事による法人の運営状況に係る監査の実施や、会計監査人と連携して会計監査を適切に実施しており、監事の監事監査報告書において、「寄附行為」に反する重大な事実がないことを明確に表明し、適正に実施している。【資料 5-1-2】

また、令和 2（2020）年 4 月には、「四天王寺大学ガバナンス・コード」を策定し、法人と大学の関係及び役割をより明確にした。このガバナンス・コードは、健全な学校法人運営に取組み、高等教育の発展に寄与することを宣言しており、大学ホームページで公表している。【資料 5-1-3】

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-1-1】 学校法人四天王寺学園寄附行為

【資料 5-1-2】 監事監査報告書

【資料 5-1-3】 四天王寺大学ガバナンス・コード

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人の使命・目的を達成するために、本学園全体の中長期計画として「学校法人四天王寺学園中長期計画」を策定している。ここでは「学園の使命」と並んで、令和 4（2022）年に創立 100 周年を迎えるにあたっての「将来ビジョン～2022 年（令和 4 年）創立 100 周年を迎える本学園のさらなる発展を目指して～」も掲げている。すなわち「聖徳太子の仏教精神による人格形成のための教育の具現化」のため、「聖徳太子の仏教精神に基づいた社会貢献できる人間の育成」「教育、学問のさらなる発展と創造を追究する研究活動の展開」

「教育研究活動の積極的な発信と地域・社会における学園としての価値の向上」の3項目を定めている。法人はこの計画に基づいて事業計画を策定し、評議員会において評議員からの意見を聴き、理事会で決定し執行している。執行した結果は「事業報告書」にまとめ、理事会での審議、承認を経て評議員会で報告している。各年度の事業報告書は大学ホームページで公表している。

この中長期計画（改訂版）の中で本学は、「将来ビジョン」に基づいて、5つの戦略（戦略Ⅰ.広報・募集戦略、戦略Ⅱ.教育改革戦略、戦略Ⅲ.学生支援戦略、戦略Ⅳ.研究・地域貢献戦略、戦略Ⅴ.大学運営戦略）を掲げ、使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。【資料 5-1-4、5-1-5】

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-1-4】 学校法人四天王寺学園中長期計画

【資料 5-1-5】 四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部中長期計画（改訂版）－総表－

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

<環境保全への配慮>

本学では、地球温暖化対策としてクールビズの実施、集中管理による空調の ON・OFF とこまめな温度設定、エネルギー使用に関する啓発活動、照明の LED 化等によって、消費電力の抑制に努めている。また 文書のペーパーレス化や古紙等のリサイクルにより、資源の節約や有効活用に取り組んでいる。

学生や教職員が健康な環境で学修や業務に取り組めるよう、過去には喫煙場所を決めてそれ以外の構内を禁煙とし、教職員が巡回する等して喫煙マナーの指導も行ってきた。しかし、受動喫煙の防止を趣旨とする健康増進法の改正にあわせて、令和 2（2020）年 4 月より学内を全面禁煙とした。

<人権への配慮>

「本学における人権・同和教育の基本方針」に基づき、カリキュラムには基本教育科目に「現代社会と人権」を設けて卒業必修単位としている。教職員に対しては、人権研修会や講演会を定期的開催して人権啓発に努めている。こうした取り組みは、学長を委員長とする人権・同和推進委員会で企画・審議している。総務課には人権担当職員を配置し、学外研修等を通して情報収集も行っている。

ジェンダーや LGBTQ の問題については、「性の多様性についての本学の基本指針」を策定して、性の多様性を尊重し性別による区別を行わないこと等を周知しており、大学ホームページにも掲載している。障害のある学生に対しては、「障害学生の修学等の支援に関する規則」に基づいて学生受け入れを行い、「障がい学生支援ガイドライン」に沿って支援体制を整えている。施設のバリアフリー化にも取り組んでおり、点字ブロックも継続的に設置を続けている。多目的トイレもほぼすべての施設に設置している。【資料 5-1-6、5-1-7】

個人情報保護については、「個人情報の保護に関する規程」を定めて、学長を委員長とする個人情報保護委員会が具体的な対象や取り扱い等について審議している。特定個人情報等については「特定個人情報取扱規程」を定めて運用している。【資料 5-1-8、5-1-9】

学生や教職員の間のハラスメント行為については、「ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、「ハラスメントの解決ならびに各種委員会等に関する細則」に基づいて置かれた防止委員会が発生防止に努めている。ハラスメント事案が発生した場合には、前記細則に基づく相談員や対策委員会をはじめとする各種委員会が対応にあたっている。【資料 5-1-10、5-1-11】

<安全への配慮>

災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止を目的として、令和元(2019)年12月に「四天王寺大学防火・防災消防計画(以下「防災計画」という。)」を策定した。防災計画では、平常時と緊急時の組織、予防的事項、応急対策的事項、教育訓練について定めている。【資料 5-1-12】

本学では防災計画に基づき、地震や火災発生等を想定した総合防災訓練を毎年実施しており、教室からの避難誘導、負傷者の搬送訓練、消火栓・消火器を使った消火訓練を実施し、全学的な安全への取組みを行っている。建屋には避難経路を明示するとともに、各教室には「地震時の避難について」のマニュアルを英語版も併せて設置し、授業時に(外国人も含めた)教員が迅速に学生を誘導できるようにしている。

なお、令和2(2020)年度、3(2021)年度については、新型コロナウイルス感染症防止対策のため縮小して学生及び教職員による避難訓練、救急救護訓練、消火訓練、全学生及び全教職員を対象にした安否確認システムによる安否確認訓練を実施した。

また、コロナウイルス感染症の拡大に対する大学の対応や学生への支援は、「危機管理マニュアル」に基づき危機管理委員会を設置して、感染拡大防止対策について審議し、感染状況に応じキャンパス内への入構禁止、インターネットを活用した遠隔授業の導入、大学での職域接種の実施等の対策を迅速に決定し実施した。危機管理委員会は、常務理事が委員長、学長と事務局長が副委員長となり、副学長、学部長、学科長、教務部長、学生支援センター長、事務局次長、当該課長等を委員として構成している。【資料 5-1-13】

令和3(2021)年度は、特に「緊急事態宣言」や「まん延等防止重点措置」が発令された場合の授業運営や各種行事等に対する対応方針をはじめ、学生及び教職員が新型コロナに感染した場合の対応についても協議を行った。危機管理委員会で決定した対応方針は、大学ホームページ、IBUポータル、IBU.netで周知している。【資料 5-1-14】

また、学内各所には防犯カメラを設置し、AED(自動体外式除細動器)は学内7箇所に設置し、「Campus Diary」内のキャンパスマップにも設置場所を記載して、学生、教職員への安全に配慮している。【資料 5-1-15】

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-1-6】 障害学生の修学等の支援に関する規則

【資料 5-1-7】 障がい学生支援ガイドライン

【資料 5-1-8】 個人情報の保護に関する規程

【資料 5-1-9】 特定個人情報取扱規程

【資料 5-1-10】 ハラスメントの防止等に関する規程

【資料 5-1-11】 ハラスメントの解決ならびに各種委員会等に関する細則

【資料 5-1-12】 防火・防災消防計画

【資料 5-1-13】 危機管理マニュアル

【資料 5-1-14】 ホームページ（重要なお知らせ⇒新型コロナウイルス感染症に関連するお知らせ）

https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/important_news/important_news-34098.html

【資料 5-1-15】 Campus Diary 2022

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

学校教育法、私立学校法及び「寄附行為」を遵守して、適切な学校運営を行っている。今後は、法人の中長期計画に基づく大学の中長期計画について、認証評価の結果を踏まえるとともに、数値目標等も盛り込んだ具体的な計画として策定して、使命・目的の実現に努めていく。環境保全、人権、安全への配慮については、多様性と包摂性のあるキャンパスの実現に向けて、施設の改善や制度や規程の整備を継続的に取り組んでいく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学を経営する学校法人四天王寺学園は、理事会を中心に使命・目的の達成に向けて意思決定を行う体制を整備し、理事の選任や事業計画の確実な執行等、理事会の運営を適切に行っている。

理事の選任については、私立学校法に基づき、「寄附行為」第 5 条及び第 6 条において、理事の人数と選任区分を定め、適切に運用している。定数は、8 人以上 12 人以内とし、そのうち第 1 号理事を 1 人、第 2 号理事を 2 人以上 3 人以内、第 3 号理事を 1 人以上 2 人以内、第 4 号理事を 1 人、第 5 号理事を 3 人以上 5 人以内とし、現員は、第 1 号理事 1 人、第 2 号理事 3 人、第 3 号理事 1 人、4 号理事 1 人、5 号理事 5 人の計 11 人である。11 人のうち 7 人が外部理事であり、学内外の多様な意見を取り入れる構成となっている。

理事長は、理事のうち宗教法人四天王寺代表役員の職にあるものが就任して、法人を代表して業務を総理している。また、「寄附行為」第 6 条第 1 項第 2 号理事の中で理事長から指名された常務理事は、あらかじめ理事会で決定された法人の日常業務を執行している。さらに、「寄附行為」第 6 条第 1 項の第 2 号理事から第 5 号理事の中から理事長は担当理事を指名し、理事会の決定した法人の運営する各学校のうち特定の学校の日常業務を執行

させており、本学は、学長が担当理事として日常業務にあたっている。【資料 5-2-1】

理事長を議長とする理事会は、「寄附行為」第 16 条、第 17 条等に基づき、適切に運営している。理事会は、予算・事業計画・中長期計画、決算・事業の実績・事業報告書、資産の管理及び処理、基本金の組入計画とその変更、「寄附行為」及び学則等の制定・改廃、監事候補者の選出、評議員の選任、その他法人の業務に関する重要事項を審議している。

【資料 5-2-2】

理事会は、8 月を除く毎月 1 回で年 11 回開催しており、令和 3（2021）年度の理事会の出席状況（実出席率）は 99.17%であり良好である。また、理事会の開催に際しては、事前に書面案内による議題と出欠確認を適切に行っており、理事が欠席する場合は、「書面表決状」により、あらかじめ各議案に対する賛否の意思表示ができるとしている。【資料 5-2-3】

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-2-1】 学校法人四天王寺学園寄附行為

【資料 5-2-2】 理事会議事録

【資料 5-2-3】 理事会の開催状況（過去 3 年分）

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和元（2019）年の私立学校法の改正で理事長以下理事の責務が明確となり、監事の機能も強化されたことに伴い、本法人も理事会の機能の充実に取り組んできた。その結果、理事会は学園の使命・目的の達成のために意思決定のできる組織としてよく機能している。今後も、大学の現状を共有し、多角的な意見を踏まえて迅速かつ的確な経営判断ができるよう、理事会の統括を維持していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学園の最高意思決定機関である理事会は、法人の置く各学校の実状を踏まえた審議を行っており、予算、事業計画等の重要事項については、評議員会での意見を聴き決議している。理事会には本学を担当する常務理事と学長が理事として出席している。また、常務理事、学長は評議員も兼ねており、評議員会へも出席している。

常務理事は、本学に常駐して教育研究評議会、大学運営会議等の重要会議にも出席し、各管理機関や教職員の意見や声を直接聴取している。そして、理事会において大学の現状や大学の意思決定について、担当理事である学長とともに直接説明している。理事会の審

議内容や評議員会での示された意見は教職員へ報告しており、法人と大学の意思疎通と連携は適切に行っている。【資料 5-3-1】

理事長は常務理事及び各学校の担当理事を指名して日常業務を執行させている。また、理事会を招集して議長を務め、法人の重要事項の審議・決定において主導的な役割を果たしている。以上のことから、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

教職員の提案等は、教授会、各種委員会、事務局連絡会等において審議または報告され、その後、教育研究評議会や大学運営会議において審議・報告している。【資料 5-3-2、5-3-3】また、部局における提案の中で重要事項については、「稟議規程」に基づき、理事長の決裁を受けることとしており、教職員の意見を汲み上げる仕組みも整備している。【資料 5-3-4】

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-3-1】 常務理事の職務権限規程

【資料 5-3-2】 教育研究評議会議事録

【資料 5-3-3】 大学運営会議議事録

【資料 5-3-4】 稟議規程

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能は、監事及び内部監査室による監査機能と評議員会によって体制を整備し、適切に機能している。これらの体制は、「寄附行為」はもとより、令和 2（2020）年に定めた「四天王寺大学 ガバナンス・コード」では、監事の職務や権限、評議員会及び評議員の役割等を明確化している。【資料 5-3-5】

監事は「寄附行為」第 5 条及び第 7 条に基づき、評議員会の同意のもとで 2 人又は 3 人が選任される。現在は、弁護士及び税理士の各 1 人計 2 人を選任している。監事は、法人の業務及び財産の状況、理事の業務状況等を監査し、内部監査室とも連携して内部監査報告を受けている。そして理事会及び評議員会に出席して、業務や財産の状況について意見を述べている。令和 3（2021）年度の監事の理事会出席率は 90.9%、評議員会出席率は 100%となっている。監事と内部監査室は、年 3 回開催する監事会において、法人の運営等に関する意見交換を行い、監事機能の強化を図っている。

法人は「内部監査規程」第 6 条に基づき、業務監査及び会計監査を実施している。令和 3（2021）年度は、四天王寺大学、四天王寺高等学校、同中学校、四天王寺東高等学校、同中学校、四天王寺小学校を対象に計 3 回監査を行い、監査結果は、理事長へ報告している。【資料 5-3-6、5-3-7】

評議員会は「寄附行為」第 22 条に基づき運営している。評議員の選任については、私立学校法に基づき、「寄附行為」第 26 条第 1 項において、評議員の人数と選任区分を定め、適切に運用している。定数は、25 人以上 28 人以内とし、そのうち第 1 号評議員を 7 人、第 2 号評議員を 3 人以上 4 人以内、第 3 号評議員を 4 人以上 5 人以内、第 4 号評議員を 1 人以上 2 人以内、第 5 号評議員を 8 人以上 9 人以内とし、現員は、第 1 号評議員 7 人、第 2 号評議員 4 人、第 3 号評議員 4 人、4 号評議員 3 人、5 号評議員 8 人の計 26 人である。

評議員会は、理事長が議長となり、毎年3月、5月、10月の年3回招集しており、法人の業務、財産の状況、役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、その諮問に答えている。特に、理事長は、予算や事業計画、決算及び事業の実績をはじめとする法人の業務に関する重要事項については、「寄附行為」第24条及び第37条等に基づきあらかじめ評議員会に意見を聴くこととしている。【資料5-3-8】

令和3(2021)年度の評議員会の出席状況(実出席率)も88.99%と良好であり、適切な評議員会の運営を行っている。【資料5-3-9、5-3-10】

<エビデンス集・資料編>

- 【資料5-3-5】四天王寺大学ガバナンス・コード
- 【資料5-3-6】内部監査規程
- 【資料5-3-7】監事監査報告書
- 【資料5-3-8】学校法人四天王寺学園寄附行為
- 【資料5-3-9】評議員会の出席状況(過去3年分)
- 【資料5-3-10】評議員会議事録

(3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

令和元(2019)年の私立学校法改正に伴い、監事機能の強化が求められ、学内規則を整備し、適切に対応している。また、令和3(2021)年3月の学校法人のガバナンスに関する有識者会議による提言では、評議員会のチェック・監督機能の強化や監事の独立性の強化といった方向性が示され、監事及び評議員会に求められる役割が一層大きくなっている。

本学では、令和2(2020)年に定めた「四天王寺大学 ガバナンス・コード」でも表明しているとおり、評議員会と監事それぞれの機能を強化する中で、今後も機動的な意思決定と公共性の確保を図りながら、適切な法人運営のあり方を追求していく。監事による監査及び内部監査については、引き続きチェックを強化して、一層充実した監査を行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2) 5-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成28(2016)年度に10年間の中長期予算による収支計画を作成して、単年度事業を予算計画に連動させ予算案を立案した。【資料5-4-1】

しかし、令和2(2020)年度に計画の5年目を迎えて、急速な少子高齢化・人口減少の

進行、グローバル化の進展、情報技術の革新等、大学を取り巻く状況が大きく変化していく中で、「選ばれる大学」になるための強み・特色をいかに具現化するのかという課題を解決するために、令和 3（2021）年度を起点とする後半 5 年間「発展期」の計画において、大学・短期大学部について中長期目標・計画の見直しを行った。

新たな中長期計画（改訂版）で立案された 5 つの戦略のうちの 1 つ「V 大学運営戦略」財政基盤と組織力の強化」では、「安定的な大学運営のために戦略的投資と収入強化」を定めている。この方針に基づいて毎年度の事業計画及び予算を策定している。【資料 5-4-2、5-4-3、5-4-4】

特に施設設備計画での老朽化施設については、施設の長寿命化を図るために計画的な改修等を行っていく。それに対応する資金については、自己資金で整備できるよう、計画的に特定資産（減価償却引当特定資産）として計上することとしている。【資料 5-4-5、5-4-6、5-4-7、5-4-8】

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-4-1】平成 28（2016）年度中長期計画予算書

【資料 5-4-2】四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部中長期計画（改訂版）-総表-

【資料 5-4-3】令和 4 年度（2022）年度 事業計画書

【資料 5-4-4】令和 4 年度（2022）年度資金収支予算書

【資料 5-4-5】中長期計画予算書（改訂版）

【資料 5-4-6】中長期財務計画（人件費関係）

【資料 5-4-7】中長期財務計画（建物設備関係）

【資料 5-4-8】中長期財務計画（情報基盤関係）

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

教育研究活動を継続するためには、基本金組入前当年度収支差額の黒字を維持することが重要であるが、本学園の過去 5 年間については、平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度までは赤字で推移していたが、四天王寺大学において令和元（2019）年度の看護学部の新設及び系列校の令和 2（2020）年度の四天王寺東高校への校名変更を含む総合的な改革により学生・生徒数が増加したことにより、令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度と黒字に転換し、経営は安定しているといえる。また、令和 3（2021）年度決算における日本私立学校振興・共済事業団による定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分は全 14 区分のうち「A3 正常状態」に位置している。【資料 5-4-9】

また、学生生徒等納付金収入以外の収入として、経常費補助金の獲得に積極的に取り組み、「私立大学等改革総合支援事業」について、平成 29（2017）年度はタイプ 1（教育の質的転換）、平成 30（2018）年度はタイプ 1（教育の質的転換）とタイプ 4（グローバル化）に採択され、令和元（2019）年度、令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度には、タイプ 3（地域社会への貢献「プラットフォーム型」）に採択されている。【資料 5-4-10】

事業活動収支計算書関係比率において、令和 3（2021）年度の人件費比率は法人全体で

57.6%、大学単独は 45.7%と令和元（2019）年度から毎年度減少はしているが、法人全体では令和 2（2020）年度の医歯薬系法人を除く大学法人の全国平均の 51.8%より高い水準にある。また教育研究経費比率においては法人全体で 28.9%であるが大学単独においては過去 5 年間毎年度アップさせており、令和 2（2021）年度 32.6%となったが、全国平均の 35.2%を下回っている状況である。今後も継続的な教育研究経費の充実を図っていく。

外部資金の導入として、科学研究費助成事業をはじめとする競争的資金の獲得に向けても積極的に取り組んでいる。

科学研究費助成事業としては、令和元（2019）年度 4,162 万円（研究代表 3,673 万円、研究分担 489 万円・間接経費含む）、令和 2（2020）年度 3,364 万円（研究代表 2,873 万円、研究分担 491 万円・間接経費含む）、令和 3（2021）年度 4,497 万円（研究代表 3,816 万円、研究分担 681 万円・間接経費含む）と筆頭に毎年度コンスタントに獲得できている。

【資料 5-4-11】

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-4-9】 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分

【資料 5-4-10】 令和 3 年度私立大学等改革総合支援事業の選定状況

【資料 5-4-11】 公的研究費一覧

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

安定した財政運営を行うためには、収容定員充足率を恒常的に維持し、学生生徒納付金収入を安定して確保することが重要である。そのためには本学の教育研究力の向上、教育環境の充実等を図るとともに、社会の要請に応えた人材を育成するための大学改革等に取り組む必要がある。

このため、中長期計画（改訂版）に基づいて、教育研究活動への戦略的な財政投資を行うとともに外部資金の獲得強化等を実施していく。また、恒常的な費用についても継続的に見直し、収支バランスの健全化維持に努める。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学では、「学校法人会計基準」に準拠しつつ、「経理規程」、「経理規程施行細則」、「固定資産及び物品管理規程」、「固定資産及び物品調達規程」等の諸規程を整備して、これらに基づいた会計処理を行っている。【資料 5-5-1、5-5-2、5-5-3、5-5-4】

予算案の立案から決定に至る過程は、法人本体及び学校法人の設置校ごとに（法人会計、

四天王寺大学・短期大学部、四天王寺高等学校・中学校、四天王寺東高等学校・中学校、四天王寺小学校)、事務局の各部署から提出された予算要望案を経理担当部署がとりまとめて予算の原案を作成する。

本学においては、予算原案に基づいて常務理事、学長、事務局長、副学長がヒアリングを実施する。ヒアリングの結果、見直しを行った部局・事務局は再度ヒアリングを行ったうえで、経理課で各部局・事務局の修正後の予算立案書取り纏めて全体の収支バランスを計り、評議員会であらかじめ意見を聞いたうえで、理事会で審議、決定される。

補正予算案については、事業の変更による支出の増減や、確定した学生数に基づいた学費等の収入の増減等を勘案して、11月に補正予算案を編成し評議員会であらかじめ意見を聞いたうえで、理事会で審議、決定される。

決算については、会計年度終了後2月以内に、「私立学校法」第47条に定める会計書類等を作成して会計監査と監事監査を受け、理事会において事業の実績と決算を審議する。その後、評議員会に報告し意見を求めている。

以上のように、本学の会計処理は適正に行われている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-5-1】 経理規程

【資料 5-5-2】 経理規程施行細則

【資料 5-5-3】 固定資産及び物品管理規程

【資料 5-5-4】 固定資産及び物品調達規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では、公認会計士による会計監査、監事による監査及び内部監査室による監査を実施している。

公認会計士による会計監査は、「私立学校振興助成法」第14条第3項に基づき、平成27(2015)年3月30日付け文部科学省告示第73号において指定された監査事項について、会計監査を実施している。【資料 5-5-5】

毎年、公認会計士が総計25日間、法人の設置校すべてに来学・来校して、監査基準に基づく伝票、総勘定元帳、試算表等を調査して、収入・支出、資産関係について監査している。重要な支出については、稟議書との整合性及び伝票の照合等を実施している。【資料 5-5-6】

監事による監査は、理事会及び評議員会に毎回出席し、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行について監査を行うとともに会計監査として期末監査(5月)と期中監査(年4回)を2人の監事が行っている。期中監査では、公認会計士との意見交換会及び経理担当者等からの聴取も行われる。監事は監査の結果等を理事会及び評議員会に報告している。また、監事は内部監査室とも意見交換等を行うなど連携体制を整えている。【資料 5-5-7】

内部監査は、令和2(2020)年度から「内部監査規程」に基づき、理事長直轄の部署として内部監査室を設置して実施している。内部監査の結果は、理事長に報告するとともに監事及び公認会計士とも情報共有することとしている。【資料 5-5-8】

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-5-5】 独立監査人の監査報告書

【資料 5-5-6】 令和 3（2021）年度公認会計士・監事監査日程表

【資料 5-5-7】 監事監査報告書

【資料 5-5-8】 内部監査規程

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準や本学園の「経理規程」等に基づき、引き続き適正な会計処理に努めるとともに、公認会計士による会計監査、監事監査及び内部監査による厳正な監査を実施する。

【基準 5 の自己評価】

本法人は法令を遵守するとともに、「寄附行為」に定められた使命・目的を実現するため、中長期計画を策定し、継続的かつ着実に実行している。実行にあたっては、環境保全や人権や安全にも十分配慮している。

理事会を中心とする法人の意思決定の体制は整っており、理事長のリーダーシップは、適切な役割分担を通して有効に機能している。法人と大学との相互のコミュニケーションは十分にとれており、意思決定は円滑に行われている。理事、評議員や監事等の相互チェック体制も機能している。

財務については、中長期計画に基づき計画的な財務運営がなされている。財務基盤は安定しており、収支バランスも保たれている。

予算の立案と決定、補正予算の策定、決算の体制も整っており、予算の執行にあたっては適正な会計処理がなされている。監査は、公認会計士による監査、監事監査及び内部監査の体制が整っている。

以上により「基準 5. 経営・管理と財務」を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

令和元（2019）年 12 月に制定した「内部質保証の方針」の「1. 基本的な考え方」において、「本学の使命や目的を実現し、社会の負託に応えるため、自らが行う教育、研究、社会貢献について、質の向上を図るとともに、適切な水準であることを自らの責任で明示する内部質保証の取組みを恒常的に推進する。」と定めて、本学の内部質保証に関する全学的な方針を明示している。【資料 6-1-1】

学長を議長として、各部局・事務局の長を中心に、内部質保証の方針をはじめ、中長期計画の策定の方針や中長期計画に基づく自己点検・評価に係る方針、教育研究に関する重要事項を決定するのが、教育研究評議会である。

この教育研究評議会による内部質保証の方針や中長期計画に基づく自己点検・自己評価に係る方針等を受けて、「自己点検評価書」の検証や学外有識者及び学生による評価を実施し、その結果を公表するための組織が、「自己点検・自己評価委員会規程」に基づく自己点検・自己評価委員会である。

自己点検・自己評価委員会は、「自己点検・自己評価委員会規程」第 4 条に基づき、常務理事が委員長、学長が教学推進委員長、事務局長が管理推進委員長を務め、教学推進委員として、副学長、学長補佐、図書館長、部長、センター長、副館長、副部長、副センター長、大学院研究科長、学部長、学科長、コース主任、管理推進委員として各課長が加わり構成している。【資料 6-1-2】

そして教授会、研究科委員会及び全学委員会では、教育研究評議会で示された方針、計画に則り、教育研究活動等を実行し、自己点検・自己評価委員会による自己点検・評価での検証結果をふまえ、それぞれ改善・改革に取り組んでいる。

また、教育改革推進本部会議では、教育研究評議会の方針のもとで中長期計画の策定や三つのポリシーに基づく評価を担い、自己点検・自己評価委員会による評価活動の結果も踏まえて、全学的な教育施策の企画・開発や教育活動の継続的な改善について審議し、各部局・事務局と連携して教育改革に取り組んでいる。【資料 6-1-3】

このように本学では、本学では内部質保証のための恒常的な組織体制を適切に整備し、明確な責任体制を確立している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 6-1-1】 内部質保証の方針

【資料 6-1-2】 自己点検・自己評価委員会規程

【資料 6-1-3】 教育改革推進本部規程

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和元（2019）年に「内部質保証の方針」を制定して内部質保証の体制を整えた。今後とも本学の実態や本学を取り巻く社会状況を見据えながら、本学の使命と教育目的に則した実効性の高い自己点検・評価活動ができるように常に見直しを行っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

三つのポリシーを起点とする「教育の質保証」と中長期計画を踏まえた「大学の質保証」の双方にわたる「本学の使命・教育上の目的を実現するための内部質保証」を機能させるために中長期計画に基づく自己点検・自己評価活動を実施している。

その活動は大きく、自己点検評価書の作成、外部評価者会議の開催と結果の検証、大学機関別認証評価の受審への対応の3つである。

<自己点検評価書>

教育研究評議会による自己点検・自己評価に係る方針を受けて、各部署及び事務局がそれぞれ自主的・自律的に進めている自己点検・評価活動は、全学的な見地に基づいて、自己点検・自己評価委員会により、「自己点検評価書」（もしくは「自己点検・評価シート」）としてまとめられる。【資料6-2-1】

「自己点検評価書」は、自己点検・自己評価委員会での審議を経て、教育研究評議会でも報告され、最終的に理事会で審議、決定される。そのうえで、「自己点検評価書」は、各部署及び事務局で共有するとともに、大学ホームページで広く社会に公表している。

<外部評価者会議>

地元自治体、教育委員会、学校・園、企業等から外部有識者を評価員として招き、本学の教育研究活動について評価・助言を求めている。同時に、学生の代表者からも、授業、学生支援、就職支援等の観点別評価項目について意見を求めている。

令和2（2020）年度分の外部評価者会議は令和3（2021）年9月30日に開催した。第1部として外部有識者による本学の教育研究活動について意見を求める「外部評価者会議」を、第2部として学生から教育研究活動を含め、大学生活全般に関して意見を求める「学生に意見を聞く会議」を行った。会議で聴取された意見は、関係する各部署及び事務局と教育開発推進本部で検討し、回答や改善案がまとめられ、自己点検・自己評価委員会に報告された後、教育研究評議会でも審議される。外部評価会議の内容については、各部署で共有されると同時に、大学ホームページで公表される。【資料6-2-2】

<大学機関別認証評価の受審>

平成 20 (2008) 年度及び平成 27 (2015) 年度に、財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審して、いずれも基準を満たしていると認定された。この受審は、本学の内部質保証への取組みの一つの節目である。

平成 27 (2015) 年度に日本高等教育評価機構へ提出した「自己点検評価書」及び認証評価結果として示された「評価報告書」は、大学ホームページで公開している。【資料 6-2-2】

<エビデンス集・資料編>

【資料 6-2-1】 令和 3 年度自己点検評価書

【資料 6-2-2】 ホームページ (情報公開 ⇒ 自己点検・評価／認証評価／外部評価)

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/jiko.html>

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学における教育・研究に関する学内外の諸情報の収集、分析、可視化し、評価指標として管理し、その分析結果を教育・研究、学生支援、大学経営に活かしていくために、平成 26 (2014) 年度より、IR・戦略統合センターを設置している。【資料 6-2-3】

IR・戦略統合センターでは、学内外における情報の収集・分析に基づく政策形成支援に関することや、高等教育政策の分析、情報の提供及び政策関連テーマの研究に関すること、本学全体の将来構想の検討及び調査、立案、実施、推進に関すること等を担当し、特に経営 IR に関する調査・データの収集と分析を担っている。

令和 3 (2021) 年度からは、新たに設置した高等教育推進センターが、それまで IR 戦略統合センターや教務部が実施していた教育内容・教育方法の開発・実践支援に関する業務を代わりに担当することになり、その一環として、外部のアセスメントテストである PROG テストや学生調査、新入生アンケート、授業評価アンケート等の各種調査を実施、集計、分析する業務を行っており、特に教学 IR に関する調査・データの収集と分析を担っている。また、入試広報部、キャリアセンター、学生支援センターも各部局が、例えば、卒業生及び就職先企業担当者アンケートや入試区分別調査等必要なデータ収集と分析を行っている。

こうして収集・分析された調査・データは、教育改革推進本部会議に報告し改善策検討の資料として提供するとともに、各部局・事務局にも情報提供している。また、その一部は「Fact Book」として公表している。

以上のように、本学の IR 機能は、現状把握のために十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整えている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 6-2-3】 組織・分掌規程

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

自己点検・評価活動を中心とする内部質保証の体制は整っており、自己点検・評価の内

容や収集データは、広く教職員の間で共有している。それらは学部等、組織、事務局の改善にも活用している。今後は、より実効性のある自己点検・評価の方法と、より有効性のある調査方法、データ収集活動となるよう、その実施状況等を踏まえながら改善を図っていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

教育研究評議会の方針により策定された中長期計画に基づいて実施される自己点検・評価活動により、大学運営の改善、向上のための内部質保証の仕組みは有効に機能している。

本学の自己点検・自己評価活動の結果は、「自己点検・評価報告書の作成」として集約されるが、その作成のプロセスにおいて、異なる 3 つの水準での自己点検・自己評価活動の結果を反映している。

すなわち、学部・学科レベルでのアセスメント・ポリシーに基づく「三つのポリシーに関する評価」、部局・事務局レベルでの「中長期計画の達成状況報告」、外部識者や学生からの意見を聴く「外部評価者会議」の 3 つである。自己点検・評価報告書の作成も含めて、それぞれの自己点検・自己評価活動は、計画から評価まで適切に PDCA サイクルを回して実施している。

<三つのポリシーに関する評価（アセスメント）>

三つのポリシーに関する評価は、教育改革推進本部会議が主体となって実施される。教育改革推進本部会議は、学部長・研究科長・学科長・専攻長・コース主任に、前年度の各部局の教育の質保証について自己評価することを求める。

学部長・研究科長・学科長・専攻長・コース主任は、各部局のアセスメント・ポリシーに基づいた三つのポリシーの達成状況と達成状況に対する考察を「アセスメント・ポリシーに基づく評価シート」にまとめ、教育改革推進本部会議に提出する。「アセスメント・ポリシーに基づく評価シート」は全学的な視点で検証がなされた後、IBU ポータル内で全教職員に公開され、今後の教育の質保証の改善に役立てられる。【資料 6-3-1】

<中長期計画の達成状況>

「大学の質保証」という観点から、本学では「中長期計画全学版ロードマップ」で示されている計画の達成状況を確認、検証し、次年度の計画を決定し、実行に移している。

具体的な流れとしては、教育開発推進本部会議が、中長期計画において将来ビジョン実

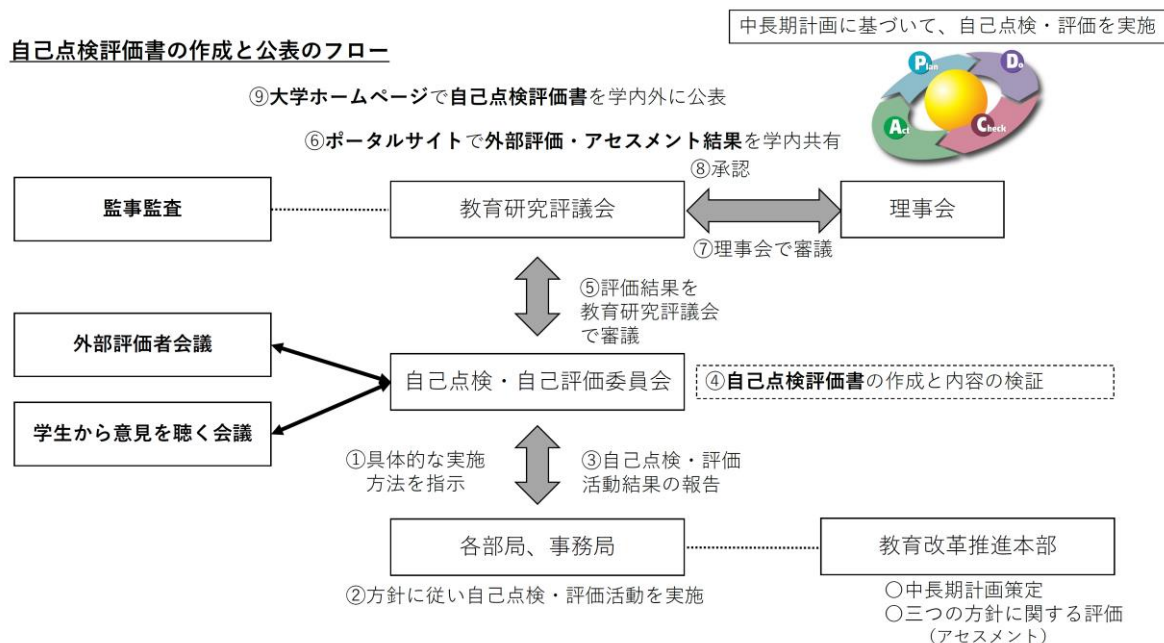
現のために定めた5つの戦略の達成状況について、関係の深い部局・事務局に達成状況を取りまとめるよう指示する。

各部局・事務局は、担当個所について必要に応じて学部・学科、研究科にヒアリング等を行い、計画実施状況、エビデンスの確認、進捗状況の自己評価、取組みにおける問題点や課題、対応策を確認し、次年度の年度計画についても策定する。

それらは「達成状況報告書」としてまとめられ、教育改革推進本部会議の場で審議、改善方針が検討され、各部局にフィードバックし、学内で共有している。【資料6-3-2、6-3-3】

<自己点検評価書の作成と公表のフロー>

教育研究評議会による自己点検・自己評価に係る方針に従い、各部局、事務局が自己点検・評価活動を実施し、その内容を自己点検・自己評価委員会が自己点検評価書としてまとめる。その際には、教員活動評価、三つのポリシーに関する評価（アセスメント）、中長期計画の達成状況、外部評価者会議といった自己点検・評価活動の内容も十分に反映される。自己点検評価書による自己点検・評価活動の結果は、教育研究評議会で審議され、さらに理事会における審議と承認を経て、大学ホームページで公表されると同時に、IBUポータルで学内共有され、次年度以降の教育活動の向上、改善に活かされる。なお、ガバナンス機能の観点から教育研究評議会に対する監事監査も適正に実施している。以上の流れを示したのが下記の図である。



<設置計画履行状況調査の結果>

令和元年（2019）年度に看護学部を設置するため、認可申請し、設置後は設置計画履行状況調査を提出した。設置の際、次のことについて留意点が付された。

- (ア) 保健師コースを希望する学生の不利益とならないよう、養護教諭2種免許状を取得するために必要な「教育職員免許法施行規則」第66条の6で定める4科目を

明示し、ガイダンス等で丁寧に説明を行うこと。

- (イ) 完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、教員組織編制の将来構想について検討すること。
- (ウ) 教員の補充を必要とされた 1 授業科目については、科目開講時まで確実に専任教員を配置して教員を充足すること。

また、令和 2（2020）年度開設の看護学研究科看護学専攻前期課程及び後期課程を設置するため、認可申請し、設置後は設置計画履行状況調査を提出した。設置の際、次のことについて留意点が付された。

（看護学研究科看護学専攻前期課程）

- (エ) 入学者選抜ではアドミッション・ポリシーに掲げる内容についての確認を行い、専門科目は修士課程に入学する学生を確認するためにふさわしい専門科目を課すこと。
- (オ) 完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、教員組織編制の将来構想について検討すること。

（看護学研究科看護学専攻後期課程）

- (カ) 完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、教員組織編制の将来構想について検討すること。

これに対して、看護学部で付された①は、養護教諭 2 種免許状を取得するために必要な「教育職員免許法施行規則」第 66 条の 6 で定める 4 科目を習得する必要があることを履修要覧に記載し、ガイダンス等で丁寧に説明を行っている。②、③は、分野や年齢構成等について検討し、若手教員を採用する方針を固めるとともに、教員の補充を必要とされた授業科目の専任教員を採用した。看護学研究科看護学専攻前期課程で付された④は、入学者選抜で小論文、面接試験を課し、看護学全般に関する総合問題と状況設定問題を組み込んだ。看護学研究科看護学専攻前期課程及び後期課程で付された⑤、⑥は、教員組織の年齢の適正化を図るために、若手教員の育成について検討し、教員の追加あるいは教員資格審査を受審しており、改善を図っている。

以上のことから、内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みを確立し、機能させている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 6-3-1】ホームページ（教育研究上の目的・3 つのポリシー等）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html>

【資料 6-3-2】中長期計画全学版ロードマップ

【資料 6-3-3】達成状況報告書

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

情報を収集して現状や既存の取組みを点検・検証し、改善策を講じる全学的な自己点検・自己評価の実施体制は整っている。令和3（2021）年度後半には、学部・学科内での専任教員間の成績評価チェックや学部・学科を越えての成績評価のピアレビューの実施、入学前から卒業後までの学生データを一元管理する仕組みとして「教学情報一元化データ」の構築等、自己点検・自己評価活動をより効果的に実行していく新たな方策も導入している。

今後も、自己点検・自己評価活動の効果を高めるような新たな方策を検討し、教育の質の向上、大学運営の改善につなげていく。

【基準6の自己評価】

本学では「内部質保証の方針」に基づいて、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。内部質保証のための恒常的な組織として、自己点検・自己評価委員会を設置しており、自己点検・自己評価委員会を中心に、中長期計画に基づく自己点検・自己評価活動が明確な責任体制のもとで実施されている。

自己点検・自己評価委員会は、自己点検評価書の作成、外部評価者会議の開催と結果の検証、大学機関別認証評価の受審への対応を担い、自己点検評価書は大学ホームページに公表されている。

IRについては、IR・戦略統合課と高等教育推進センターが中心となり、学内外の必要な調査・データを十分に収集、分析できる体制を整えている。

学部・学科・研究科レベル、部局レベルのそれぞれの自己点検・自己評価活動も計画から評価までPDCAサイクルを回して実施されており、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みはしっかりと機能している。

以上により「基準6. 内部質保証」を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献と社会連携

A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育などによる物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学が保有する知的資源及び教育関連施設を地域社会に開放し、地域社会と連携しつつその活性化に貢献するべく、地域社会に向けた公開講座、生涯学習事業を実施している。

【資料 A-1-1】

<IBU オープンカレッジ>

平成 13（2001）年度にスタートした「IBU オープンカレッジ」は、生涯学習を通じた教育事業で、地域の方々に学習する機会を提供する取組みである。令和 3（2021）年度は、語学や歴史講座等を中心にした内容で、前期は対面 10 講座、オンライン 5 講座、後期は対面 10 講座、オンライン 3 講座を実施した。【資料 A-1-2】

<たいし塾>

平成 12（2000）年度にスタートした特別公開講座社会人教室「たいし塾」は、学内の知的資源や教育情報・サービスを広く開放し、「心のオアシス」や「将来設計」を求めるためにも役立つ生涯学習の場を創ることを目的にしている。

令和 3（2021）年度は、「令和の時代-和の精神（こころ）」をテーマとし、10 講座を予定したが、コロナ禍が続いていたことから 3 講座に縮小し、令和 4（2022）年 1 月～2 月かけて開催した。【資料 A-1-2】

<公開シンポジウム>

本学の知的資源を地域社会に還元するため、平成 9（1997）年度より、四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部・羽曳野市・羽曳野市教育委員会による共催事業として実施し、第 25 回開催となった。

令和 4（2022）年 2 月 19 日、「和のこころを未来へー聖徳太子から学ぶ、和のこころー」をテーマに公開シンポジウムを開催した。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインでの実施となったが、北海道、関東、九州等、遠方からも多数の申込みをしていただいた。【資料 A-1-3】

<公開講座フェスタ（大阪府主催）>

HSN ネット（「阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット」の略称で、主催者の事務局を大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課に置く）に参画するため、本学は平成 11（1999）

年度から構成員となり、毎年 11 月に実施される講義に本学教員を派遣しており、令和 3 (2021) 年度は、「外から見る「日本語」と国際交流」というテーマで、講演を行った。【資料 A-1-4】

＜あべのハルカス公開講座＞

大阪府との共催事業によって、平成 7 (1995) 年に「四天王寺大学公開講座」としてスタートし、平成 26 (2014) 年度、あべのハルカスに本学サテライトキャンパスを設置したことを契機として、「あべのハルカス公開講座」として実施している。講座の内容は、「～教養と好奇心で巡る世界の旅～」を主テーマに絞り、講師となる教員が学会や視察で訪れた渡航先での出来事や諸問題を取り上げる形式で、前期 4 講座、後期 4 講座で開催しているが、令和 3 (2021) 年度はコロナ感染拡大防止のため、開催を中止とした。

＜看護職の実践能力・研究能力開発プログラム（履修証明プログラム）＞

令和元 (2019) 年度より、看護学部・看護実践開発研究センターが中心となり、看護職、看護管理者、高度実践看護師の現任教育、大学院修了後の実践能力及び研究能力育成のための人材育成トレーニングを実施している。令和 3 (2021) 年度は、直接ケア能力強化編・プライマリケア能力強化編の 5 コースのプログラム、教育能力強化編の教育プログラム 1 コースの計 6 コースを開講し、延べ 70 人が受講した。

本プログラムは、「学校教育法」第 105 条及び「学校教育法施行規則」第 164 条の規定に基づき実施し、60 時間以上のプログラム修了者 5 人に対して履修証明書を交付した。

【資料 A-1-5】

＜講師派遣、外部の各種委員等就任＞

本学では、社会貢献の一環として、講師派遣や外部の審査会及び選考会等の各種委員委嘱を受け入れている。研修会、講演会 各種委員会、学校や自治体等の行事等の実施に当たり、本学教員等への協力内容とのマッチングがスムーズに行えるよう、大学ホームページ上に教員の専門分野別「知的・人的資源データベース」を提供している。【資料 A-1-6】

大学内施設・設備は、本学の授業、行事及び学生の課外活動等に支障のない場合、他団体や地元自治会などに貸出しを行っている。貸出しの条件は「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部施設使用規程」「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部体育施設管理運営規程」で定めている。令和 3 (2021) 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため各種団体への貸出しを制限していたが、地域貢献として施設や地元団体、自治会を中心に 19 件の貸出しを行った。令和 4 (2022) 年度も引き続き感染症対策に留意しながら貸し出しを行っている。【資料 A-1-7、A-1-8】

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 A-1-1】 ホームページ（生涯学習・地域貢献）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/exten/07koukai-festa/>

【資料 A-1-2】 令和 3 年度 IBU オープンカレッジ／たいし塾

- 【資料 A-1-3】 令和 3 年度第 25 回公開シンポジウム
- 【資料 A-1-4】 公開講座フェスタ 2021
- 【資料 A-1-5】 看護職の実践能力・研究能力開発プログラム 2022 募集要項
- 【資料 A-1-6】 ホームページ（生涯学習・地域貢献⇒知的・人的資源データベース）
<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/exten/haken/>
- 【資料 A-1-7】 施設使用規程
- 【資料 A-1-8】 体育施設管理運営規程

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

教育、研究、社会貢献のという 3 つの視点で、それぞれ地域を志向して取り組むことが必要であり、本学の教育研究活動によって獲得された「知」の資源を、社会貢献という仕組みを通じて地域社会に還元されなければならない。令和 4(2022)年度には、エクステンションセンターを発展的に改組し、地域連携を推進する地域連携推進センターを開設した。当センターを中心として、地域の課題、今後活用すべき地域資源の掘り起こしや見極めを行い、地域の人材育成、市民の生活改善や福祉の向上、豊かな社会を形成する活力につながることを本学が果たすべき社会貢献としたい。

A-2. 大学と地域社会との関係協力の構築

A-2-① 地域に根ざした活動として定着しているか

A-2-② 大学と企業、教育機関及び文化団体等との協力関係が構築され、それに基づく事業展開が為されているか

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 地域に根ざした活動として定着しているか

本学は、地方公共団体、教育委員会、商工会と協定を締結し、連携している。多様な分野で連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的としている。主な分野としては、地域文化の振興、地域産業・観光の振興、教育及び人材育成、生涯学習、まちづくり、学術研究、健康・福祉等である。

これまでも、市民大学、シンポジウム、講演会等の開催、本学からの講師派遣、学生派遣、連携先からの講師招聘等、まちづくりや課題解決による相互の地域活性化に向けた連携を通じ、積極的な地域貢献を実施してきた。

令和 3 (2021) 年度は、コロナ感染拡大防止のため、多くの連携事業が中止となるなかで、大学が所在する羽曳野市と近隣の藤井寺市との連携協定関係をさらに強化すべく、以下のような、各種イベントでの協働や課題解決を通じて関係性を深めてきた。

<各種イベント>

「古墳音頭プロジェクト」・「第 4 回古墳 DE るるる」（羽曳野市）

「第1回学んでシュラホール」・「第5回ハレマチビヨリ」（藤井寺市）

「第3回食べて応援・作って応援 レシピコンテスト」（大阪南農業協同組合）

<学生デザインによる地域貢献>

「羽曳野市オリジナル婚姻届・出生届」・「ボトルドウォーター缶ラベル」（羽曳野市）

「安全・安心まちづくり のぼり旗」（羽曳野警察署管内防犯協議会）

<課題解決>

「地域連携学生企画プロジェクト」（羽曳野市・藤井寺市）

A-2-② 大学と企業、教育機関及び文化団体等との協力関係が構築され、それに基づく事業展開が為されているか

本学では、これまで地域の地方自治体や産業界等との連携を推進するため協定を締結しており、令和3（2021）年度には、以下の5つの連携協定を締結した。現在、地方自治体、企業等合わせて10の協定を締結している。

No.	自治体等・締結書名	締結日
1	大阪市教育委員会と四天王寺大学との連携協力に関する協定書	令和4（2022）年 2月1日
2	大阪南農業協同組合と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との包括連携に関する協定書	令和4（2022）年 2月9日
3	幸南食糧株式会社と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との包括連携に関する協定書	令和4（2022）年 2月9日
4	松原市教育委員会と四天王寺大学との連携協力に関する協定書	令和4（2022）年 2月17日
5	河内長野市と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との連携協力に関する協定書	令和4（2022）年 3月3日

また、本学では、高大連携を積極的に進めており、令和4（2022）年5月現在で、33校との高大連携の協定を締結しており、今後も拡充していく予定である。【資料A-2-1、A-2-2、A-2-3、A-2-4、A-2-5、A-2-6】

令和3（2021）年度においても、コロナ禍で厳しい状況にあるが、連携協定校の要望を受け、感染予防対策に万全を期し、出前授業講師として3校に6人の教員を派遣した。また、大学内で実施する模擬授業では1校に3人の教員が担当した。

また、高校1年生を対象にした「協定校実践プログラム“初心者のためのピアノ教室”」では、連携協定校31校へ案内し3月に実施した（7校から計16人が参加）。

なお、連携協定校と大学は相互の教育の充実・発展に資するため、以下の事業での連携協定を締結している。【資料A-2-7】

- ・大学の研究・教育活動や高校の教育活動に関すること
- ・大学への入学に際して大学と高校の連携に関すること

- ・教育上の諸課題に対応した調査・研究等に関すること
- ・大学の学生による高校での実習・インターンシップに関すること
- ・その他双方が必要と認めること

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-2-1】 ホームページ（生涯学習・地域貢献）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/exten/07koukai-festa/>

【資料 A-2-2】 大阪市教育委員会と四天王寺大学との連携協力に関する協定書

【資料 A-2-3】 大阪南農業協同組合と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との包括連携に関する協定書

【資料 A-2-4】 幸南食糧株式会社と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との包括連携に関する協定書

【資料 A-2-5】 松原市教育委員会と四天王寺大学との連携協力に関する協定書

【資料 A-2-6】 河内長野市と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との連携協力に関する協定書

【資料 A-2-7】 高大連携協定書

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、これまで地域連携を推進するために地方自治体、企業等と連携協定を締結するとともに、公開講座やシンポジウムの開催や自治体等が主催するイベント等への協力を中心に取り組んできた。最近では、企業等との産学連携にも拡大している。

今後は、令和4（2022）年度に設置した地域連携推進センターを中心に、地域連携に組織的に取り組むとともに、地域社会の窓口機能を強化し、緊密なネットワークづくりのために、地域の自治体、産業界、教育機関等と本学の教職員・学生とが情報交換を行うための体制を整備する。

【基準 A の自己評価】

「基準項目 A-1」、「基準項目 A-2」の自己判定に基づき、基準 A を満たしている。

本学では、建学の精神である「和の精神」教育と研究を発展させるとともに、これら教育研究活動を通じて広く社会に貢献することに努めてきた。

今後、本学は社会の期待に応えられる教育・研究という視座に立つとともに、社会との連携を強化し、さらに研究成果の社会への還元・活用を推進するため、「地域連携推進センター」を設置したことで、より一層、地域社会の発展に積極的に寄与することができると考えている。

V. 特記事項

1. 地域貢献活動

本学では、令和3（2021）年当初より、全国でも新型コロナワクチン接種を担う看護師不足が叫ばれていた中で、羽曳野市を支援するため、一早く教員派遣を決定した。5月から7月かけて、羽曳野市が実施する高齢者向け集団接種に、看護学部教員を派遣しワクチン接種業務に従事したほか、7月から9月には市の一般市民向け集団接種会場として、本学の東体育館を提供した。また、学内においても、6月1日に政府より発表された職域接種の実施に即応し、6月8日には「新型コロナワクチン接種実施プロジェクトチーム」を学内に設置し、医師資格を持つ教員、看護学部教員、事務職員、学生により学内接種体制を早期に構築し、近隣大学や企業等に先駆け、7月から10月かけて職域接種を本学で実施した。接種対象を学生・教職員のほか、関係業者等企業にも拡大し、総計5,351人のワクチン接種を行った。

また、南海トラフ地震等の大規模災害時における災害救助活動への貢献として、令和4（2022）年2月に、柏原羽曳野藤井寺消防組合と「災害時における施設の一時使用に関する協力協定」を締結した。この協定は、大規模災害時において、他府県から駆け付ける消防関係者の活動拠点（宿营地）として本学の東キャンパス（約50,000平方メートル）のグラウンド、体育館、駐車場を提供することで、災害現場における救助活動や応急復旧活動を円滑に実施されることとなり、本学がその要請に応えることを目的としたものである。

2. 教育学部「教師力」養成システム

～インターンシップから教育実習へと本学が配属する同一校での継続した学びを実施～

本学では、教育学部における教員志望の学生に対して「今、求められている資質能力」である実践的指導力につながる基礎的資質能力を身に付けるべく、学校現場における継続した学びを可能とするシステムを構築した。本システムは、週一日の終日、大学が配属した学校で活動し、得られた知識・技能を大学での学びでさらに深め、深化したものを学校での活動に生かすという“学びの往還”を可能とする。また、「チーム学校」の観点から組織的・協働的な姿勢を身につけ、「いい先生」として学校現場に送り出すことをコンセプトに1年次より計画的に取り組んでいる。

具体的には、1年次で学校体験として系列小中学校における「ハロースクール」、2年次には、1年間を通した毎週金曜日の終日、配属校での「インターンシップ」を実施する。それに続き3年次には同じ学校で教育実習を行っている。本システムのメリットのひとつとして2年次から継続した学びにより、子どもとの関係構築や教員とのコミュニケーション等、従来の教育実習の入り口部分がすでに成り立っている中で教育実習がスタートできることがある。そのことから教員免許取得に向けた重要な取組みである教育実習がより充実したものとなり、実践的指導力獲得にむけた基礎づくりにつながっている。

「いい先生」として学校教育活動に貢献できる人材づくりを本学教育学部のミッションとし、今後は本システムのさらなる充実に向け取り組んでいく。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学学則第 2 条に定めている。	1-1
第 85 条	○	大学学則第 5 条に定めている。	1-2
第 87 条	○	大学学則第 7 条に定めている。	3-1
第 88 条	—	該当なし。	3-1
第 89 条	—	該当しない。	3-1
第 90 条	○	大学学則第 27 条に定めている。同条 2 項は該当しない。	2-1
第 92 条	○	大学学則第 50 条・第 51 条に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	大学学則第 54 条及び学部教授会規程に定めている。	4-1
第 104 条	○	大学学則第 25 条、大学学位規程第 3 条及び大学院学則第 27 条、大学院学位規程第 3 条に定めている。	3-1
第 105 条	○	履修証明プログラムに関する規程 第 9 条に定めている。	3-1
第 108 条	○	短期大学を併設している。	2-1
第 109 条	○	大学学則第 3 条及び自己点検・自己評価委員会規程に明記している。	6-2
第 113 条	○	学校法人四天王寺学園情報公開規程に則り、大学の大学ホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 50 条・第 51 条第 7 号及び組織分掌規程 第 4 条に事務職員の職務について規定し、運用している。	4-1 4-3
第 122 条	○	大学学則第 38 条に定めている。	2-1
第 132 条	○	大学学則第 38 条に定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	以下のとおり定めている。 一 大学学則第 7～9 条、第 12 条 二 大学学則第 5 条 三 大学学則第 11 条、第 14 条 四 大学学則第 20 条、第 15 条 五 大学学則第 6 条、 第 50～第 51 条 六 大学学則第 26 条～第 31 条、第 33～第 34 条、第 36 条、第 39 条	3-1 3-2

四天王寺大学

		七 大学学則第 45 条、第 46 条 八 大学学則第 67 条～第 69 条 九 学生寮管理規程	
第 24 条	○	本条の規定に基づき、学生の学修及び健康の状況を記録した書類作成等を行っている。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	大学学則第 68 条、第 69 条学生の懲戒等に関する規程に定めている。	4-1
第 28 条	○	本条所定の表簿を備えるとともに所定の期間保存している。	3-2
第 143 条	○	学部教授会規程第 7 条（代議員会等）で定めている。	4-1
第 146 条	—	該当しない。	3-1
第 147 条	—	該当しない。	3-1
第 148 条	—	該当しない。	3-1
第 149 条	—	該当しない。	3-1
第 150 条	○	大学学則第 27 条に規定し、適切に遵守している。ただし、飛び入学に関連する内容は該当なし。	2-1
第 151 条	—	該当しない。	2-1
第 152 条	—	該当しない。	2-1
第 153 条	—	該当しない。	2-1
第 154 条	—	該当しない。	2-1
第 161 条	○	1. 大学学則第 38 条に規定し、適切に遵守している。ただし、外国の短期大学の単位認定やカリキュラム等について該当なし。	2-1
第 162 条	—	該当しない。	2-1
第 163 条	○	大学学則第 8 条、第 9 条、第 26 条に定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	学則第 60 条～第 63 条及び科目等履修生に関する規程に定めている。	3-1
第 164 条	○	履修証明プログラムに関する規程に定めている。	3-1
第 165 条の 2	○	大学学則第 2 条及び第 2 条の 2 に基づき 3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、大学ホームページに明示している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	大学学則第 3 条、及び自己点検・自己評価委員会規程に明記し、自己点検・評価を行っている。	6-2
第 172 条の 2	○	学校法人四天王寺学園情報公開規程に明記し、本学の大学ホームページ上で公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	大学学則第 25 条に定めている。	3-1

四天王寺大学

第 178 条	○	大学学則第 38 条に定めている。	2-1
第 186 条	○	大学学則第 38 条に規定している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を満たすとともに水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	大学学則第 2 条及び第 2 条の 2 に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜は文部科学省の大学入学選抜実施要項に則り、入試広報委員会及び入試判定委員会を設けて公正が妥当な方法で実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	大学学則第 51 条に定め、教職員の協働により運営している。	2-2
第 3 条	○	学則第 5 条及び第 6 条に定めるとともに、大学設置基準を満たす教員数を配置している。	1-2
第 4 条	○	学則第 5 条及び第 6 条に明記している。	1-2
第 5 条	—	該当しない。	1-2
第 6 条	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	必要な教員組織を構成し、必要な教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目の担当について、主要授業科目は原則として専任の教授または准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師または助教に担当させている。	3-2 4-2
第 10 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 11 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 12 条	○	「専任教職員就業規則」において、常時勤務することを、「組織・分掌規程」において、教育研究に従事することを規定し、運用している。	3-2 4-2
第 13 条	○	本条に基づく必要教員数以上の専任教員数を置いている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	名誉学長および学長の任免並びに職務権限に関する規程第 4 条に基づき、理事会にて任免されている。	4-1
第 14 条	○	教育職員選考基準に定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	教育職員選考基準に定めている。	3-2

四天王寺大学

			4-2
第 16 条	○	教育職員選考基準に定めている。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	教育職員選考基準に定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	教育職員選考基準に定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	大学学則第 6 条に定めている。	2-1
第 19 条	○	大学学則第 14 条に授業科目の編成等を明記し、教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 20 条	○	大学学則第 13 条に定めている。	3-2
第 21 条	○	大学学則第 18 条に定めている。	3-1
第 22 条	○	大学学則第 11 条において、1 年間の授業期間を定めている。	3-2
第 23 条	○	大学学則第 11 条において、授業期間を定めている。	3-2
第 24 条	○	教育上の諸条件を考慮しており、教育効果を十分あげられるような適切な人数としている。	2-5
第 25 条	○	大学学則第 13 条に定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	大学学則第 19 条の 2 に成績評価基準等の明示等を定めている。	3-1
第 25 条の 3	○	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程に授業の内容及び方法の改善に係る事項を明記し、適切に運用している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当しない。	3-2
第 27 条	○	大学学則第 19 条に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	単位の修得および試験に関する規程第 2 条に履修登録単位数の上限を設けることを明記し、学部・学科・専攻別の上限単位数を定め、履修要覧に明記している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当しない。	3-1
第 28 条	○	大学学則第 21 条に定めている。	3-1
第 29 条	○	大学学則第 22 条に定めている。	3-1
第 30 条	○	大学学則第 23 条に定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 31 条	○	大学学則第 60 条～第 63 条、第 65 条に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	大学学則第 15 条に定めている。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地は設置基準を満たしており、教育施設のほか、遊歩道や庭園を整備し快適な教育研究環境の整備に努めている。	2-5

四天王寺大学

第 35 条	○	グラウンド及び総合体育館は、同一の敷地内に設置している。	2-5
第 36 条	○	設置基準のとおり、各用途に応じ校舎等の施設を設置している。	2-5
第 37 条	○	設置基準以上の校地面積を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	設置基準以上の校舎面積を有している。	2-5
第 38 条	○	備えるべき資料、人員はすべて備えている。	2-5
第 39 条	○	該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条	○	適切に備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部、学科の名称は教育研究上の目的に適合している。	1-1
第 41 条	○	組織・分掌規程に定めるとおり適切な事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生指導等を行うため「組織・分掌規程」に基づき、学生支援センターを設けている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	組織分掌規程に基づき学生の社会的・職業的自立を支援するためのキャリアセンター及び教職教育推進センターを設置するなど適切な体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	スタッフ・ディベロップメント委員会規程に基づき計画的に SD 研修を実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当しない。	3-2
第 43 条	—	該当しない。	3-2
第 44 条	—	該当しない。	3-1
第 45 条	—	該当しない。	3-1
第 46 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当しない。	2-5
第 48 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当しない。	4-2
第 57 条	—	該当しない。	1-2
第 58 条	—	該当しない。	2-5
第 60 条	—	該当しない。	2-5 3-2 4-2

四天王寺大学

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	大学学則第 25 条及び大学学位規程に定めている。	3-1
第 10 条	○	大学学則第 15 条及び大学学位規程に定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 13 条	○	大学学則及び大学学位規程に定め大学学則は改正の都度、文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	私立学校法に遵守するとともに「四天王寺大学ガバナンス・コード」を制定し、運営基盤の強化を図るとともに教育の質の面上及びその運営の透明性の確保に努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	法令に則り、理事、監事、評議員、職員等本法人の関係者に特別の利益供与をしていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 38 条に定めている。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	本条文に基づき委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 16 条に定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条、12 条、14 条、15 条に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条、7 条、10 条に定めている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条に定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 22 条に定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 24 条に定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 25 条に定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 26 条に定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 20 条に定めるとともに、ガバナンス・コードで表明している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	ガバナンス・コードで表明している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為第 16 条、第 20 条、第 21 条に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 21 条に定めている。	5-2

四天王寺大学

			5-3
第 45 条	○	寄附行為第 46 条に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 35 条に定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 37 条に定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 38 条に定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 40 条に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 42 条に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 39 条に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 2 条、第 7 条に定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 5 条に定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 29 条に定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 29 条に定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 29 条に定めている。	2-1
第 157 条	—	該当なし	2-1
第 158 条	—	該当なし	2-1
第 159 条	—	該当なし	2-1
第 160 条	—	該当なし	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法の定めるところにより設置し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 2 条、第 7 条及び 8 条の 2 に定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 28 条～第 32 条に基づき公正かつ妥当方法により行なっている。	2-1
第 1 条の 4	○	教職協働で業務を行っている。	2-2

四天王寺大学

第2条	○	大学院学則第6条に定めている。	1-2
第2条の2	—	該当しない。	1-2
第3条	—	該当しない。	1-2
第4条	○	大学院学則第6条、第10条に定めている。	1-2
第5条	○	大学院学則第5条に定めている。	1-2
第6条	○	大学院学則第5条に定めている。	1-2
第7条	—	学部に基礎を置き適切に連携している。	1-2
第7条の2	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	大学院学則第49条に定め、必要な教員を適切に配置している。	3-2 4-2
第9条	○	必要な教員数を満たしている。	3-2 4-2
第10条	○	大学院学則第8条に定めている。	2-1
第11条	○	大学院学則第17条及び別表第1に定めている。	3-2
第12条	○	大学院学則第15条に定めている。	2-2 3-2
第13条	○	大学院学則第25条及び第49条に定めている。	2-2 3-2
第14条	○	大学院学則第16条に定めている。	3-2
第14条の2	○	大学院学則第21条、第21条の2、第22条及び大学院履修要覧(シラバス)に定めている。	3-1
第14条の3	○	「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に定めている。	3-2 3-3 4-2
第15条	○	大学院学則第10条～第13条、第20条～第25条、第59条～第61条に定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第18条に定めている。	3-1
第17条	○	大学院学則第19条に定めている。	3-1
第19条	○	大学院専用の講義室等はないが、院生専用の共同研究室、資料室を備えており教育研究に支障はない。	2-5
第20条	○	必要な機器等を揃えている。	2-5
第21条	○	図書等の資料は適性に備えている。	2-5

四天王寺大学

第 22 条	○	学部等の施設及び設備の共用については、教育研究上支障が生じない範囲で行っている。	2-5
第 22 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究にふさわしい環境の設備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	大学院学則第 5 条に定めており教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 23 条	—	該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当しない。	2-5
第 25 条	—	該当しない。	3-2
第 26 条	—	該当しない。	3-2
第 27 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当しない。	2-5
第 30 条	—	該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 31 条	—	該当しない。	3-2
第 32 条	—	該当しない。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	—	該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 42 条	○	大学院学則 50 条及び、組織・分掌規程に定め事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条の 2	○	ティーチング・アシスタント実施要項に定めている。	2-3
第 42 条の 3	○	授業料の費用や長期履修制度について大学院の入学試験要項やホームページで周知している。	2-4
第 43 条	○	計画的に SD 研修等を実施している。	4-3
第 45 条	—	該当しない。	1-2
第 46 条	—	該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

四天王寺大学

第1条			6-2 6-3
第2条			1-2
第3条			3-1
第4条			3-2 4-2
第5条			3-2 4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2 3-3 4-2
第12条			3-2
第12条の2			3-1
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1 3-2
第19条			2-1
第20条			2-1
第21条			3-1
第22条			3-1

四天王寺大学

第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 18 条、大学院学位規程に定めている。	3-1
第 4 条	○	大学院学位規程に定めている。	3-1
第 5 条	○	大学院課程博士学位授与に関する細則に定めている。	3-1
第 12 条	○	大学院学位規程に定めている。	3-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2

四天王寺大学

第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
(共通基礎)	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人四天王寺学園寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	CAMPUS GUIDE 2023		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	四天王寺大学学則、四天王寺大学大学院学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	2022 年度入学試験要項		
【資料 F-5】	学生便覧		
	Campus Diary 2022		
【資料 F-6】	事業計画書		

四天王寺大学

	令和4年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和3年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	CAMPUS GUIDE 2023、Campus Diary 2022	【資料 F-2】【資料 F-5】 と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	例規集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事・監事・評議員名簿、 理事会の開催状況（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度）、 評議員会の開催状況（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
	計算書類及び監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	履修要覧 2022（学部）、履修要覧 2022（大学院）、シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	履修要覧 2022（学部）、履修要覧 2022（大学院）	【資料 F-12】と同じ
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	設置に係る設置計画履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価結果に対する改善報告書（平成28（2016）年7月） 及び改善報告等に対する審査の結果について（通知）（平成28（2016）年12月）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人四天王寺学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	履修要覧 2022 (学部)	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-1-4】	ホームページ (教育研究上の目的・3つのポリシー等) https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html	
【資料 1-1-5】	大学院学則	【資料 F-3】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-3】	教育研究評議会規程	
【資料 1-2-4】	学部教授会規程	
【資料 1-2-5】	CAMPUS GUIDE 2023	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-6】	Campus Diary 2022	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-7】	大学院便覧	
【資料 1-2-8】	ここに、学びを。	
【資料 1-2-9】	学校法人四天王寺学園中長期計画	
【資料 1-2-10】	四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部中長期計画 (改訂版) - 総表 -	
【資料 1-2-11】	四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部中長期計画全学版ロードマップ	
【資料 1-2-12】	ホームページ (教育研究上の目的・3つのポリシー等) https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-13】	組織・分掌規程	
【資料 1-2-14】	Campus Diary 2022	【資料 F-5】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	入試ガイド 2023	
【資料 2-1-2】	ホームページ (教育研究上の目的・3つのポリシー等) https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 2-1-3】	2022 年度入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	入試区分別追跡調査	
【資料 2-1-5】	選抜方法の妥当性の検証	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	学生支援委員会規程	
【資料 2-2-3】	クラス担任表	
【資料 2-2-4】	履修・成績等個別相談会のご案内	
【資料 2-2-5】	オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-6】	履修要覧 2022 (学部)	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-7】	令和 3 年度夏学期ノートパソコン貸与申請書	
【資料 2-2-8】	令和 3 年度冬学期ノートパソコン貸与申請書	
【資料 2-2-9】	令和 3 年度 ICT 講習会実施一覧	

四天王寺大学

【資料 2-2-10】	障害学生の修学等の支援に関する規則	
【資料 2-2-11】	学生スタッフに関する規程	
【資料 2-2-12】	令和3年度学生ヘルプデスク SA 報告	
【資料 2-2-13】	学生ヘルプデスク SA ポスター	
【資料 2-2-14】	e-COCOROE プロジェクト学生スタッフ募集について	
【資料 2-2-15】	令和4年度情報処理演習学生 SA 募集	
【資料 2-2-16】	ティーチング・アシスタント実施要項	
【資料 2-2-17】	e-COCOROE プロジェクト スチューデント・アシスタント実施要項	
【資料 2-2-18】	地域連携 COCOROE プロジェクト スチューデント・アシスタント実施要項	
【資料 2-2-19】	「情報処理演習Ⅰ」および「情報処理演習Ⅱ」のスチューデント・アシスタント実施要項	
【資料 2-2-20】	Jump Start English	
【資料 2-2-21】	学習サポートデスクのご案内（リーフレット）	
【資料 2-2-22】	ノートテイク募集中	
【資料 2-2-23】	IBU ノートテイクマニュアルブック	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	キャリア委員会規程	
【資料 2-3-2】	令和3・4年度の年間行事	
【資料 2-3-3】	特訓塾案内	
【資料 2-3-4】	2021年度看護学部就職支援行事等	
【資料 2-3-5】	キャリア関連科目履修者一覧	
【資料 2-3-6】	ホームページ（キャリア科目） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/careers/education/	
【資料 2-3-7】	和のこころを教職に（冊子）	
【資料 2-3-8】	資格チャレンジ奨励金規程	
【資料 2-3-9】	インターンシップ集計表	
【資料 2-3-10】	四天王寺大学経営学部生のインターンシップ	
【資料 2-3-11】	大阪市教育委員会と四天王寺大学との連携協力に関する協定書	
【資料 2-3-12】	松原市教育委員会と四天王寺大学との連携協力に関する協定書	
【資料 2-3-13】	河内長野市と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との連携協力に関する協定書	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	保健センター規程	
【資料 2-4-2】	学生相談室運営規程	
【資料 2-4-3】	授業配慮申請書	
【資料 2-4-4】	学生相談室のご案内	
【資料 2-4-5】	学生支援センターからのお知らせ	
【資料 2-4-6】	グローバル教育センター規程	
【資料 2-4-7】	グローバル教育センターの令和3年度総括と令和4年度計画	
【資料 2-4-8】	学生支援委員会規程	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-4-9】	グローバル委員会規程	
【資料 2-4-10】	ホームページ（キャンパスライフ⇒学費・奨学金・学費ローン） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/gakusei/shougakukin/	
【資料 2-4-11】	奨学金規程	
【資料 2-4-12】	経営学部総合奨学金規程	
【資料 2-4-13】	看護学部特別奨学金規程	
【資料 2-4-14】	国際キャリア学科海外留学等特待生奨学金規程	
【資料 2-4-15】	緊急・応急奨学金規程	

四天王寺大学

【資料 2-4-16】	課外活動ハンドブック 2022	
【資料 2-4-17】	新型コロナウイルス感染拡大防止に基づく対面での課外活動の行動基準	
【資料 2-4-18】	第 62 回大学祭パンフレット	
【資料 2-4-19】	ホームページ (大学祭) https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/gakusei/020ibu/	
【資料 2-4-20】	学生の海外派遣に関する危機管理マニュアル	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	ホームページ (キャンパスマップ) https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/map.html	
【資料 2-5-2】	防火・防災管理規程	
【資料 2-5-3】	防火・防災消防計画	
【資料 2-5-4】	災害時における施設の一時使用に関する協力協定	
【資料 2-5-5】	図書館ガイドブック 2022	
【資料 2-5-6】	ホームページ (研究・教育施設 ⇒ ラーニング・コモンズ PIATA) https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/education/learning/	
【資料 2-5-7】	ソフトウェアバージョン管理表	
【資料 2-5-8】	クラス分け表	
【資料 2-5-9】	時間割表(令和 3 年度以前入学生用・令和 4 年度入学生用)	
【資料 2-5-10】	英語・第二外国語令和 3 年度受講者一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和 3 年度学生調査 (報告)	
【資料 2-6-2】	令和 3 年度 学生の経済状況調査	
【資料 2-6-3】	令和 3 年度学生定期健康診断保健調査票・調査結果	
【資料 2-6-4】	食糧等物資支援に関するアンケート	
【資料 2-6-5】	ホームページ (プレスリリース 2021/4/28、2021/12/7) https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/press/	
【資料 2-6-6】	第 2 部 学生から意見を聴く会議 (学生からの意見)	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-2】	履修要覧 2022 (学部)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-3】	ホームページ (教育研究上の目的・3 つのポリシー等) https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 3-1-4】	大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-5】	履修要覧 2022 (大学院)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-6】	GPA 制度に関する規程	
【資料 3-1-7】	単位の修得および試験に関する規程	
【資料 3-1-8】	大学院単位の修得に関する規程	
【資料 3-1-9】	シラバス内容のチェック	
【資料 3-1-10】	シラバス作成ガイドラインおよび授業運営に関する手続き等について	
【資料 3-1-11】	成績照会	
【資料 3-1-12】	内部質保証のための成績評価に関するピアレビュー	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	履修要覧 2022 (学部)	【資料 F-12】と同じ

四天王寺大学

【資料 3-2-2】	ホームページ（教育研究上の目的・3つのポリシー等） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 3-2-3】	履修要覧 2022（大学院）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-4】	仏教文化研究所規程	
【資料 3-2-5】	宗教委員会規程	
【資料 3-2-6】	教養教育専門部会規程	
【資料 3-2-7】	FD 委員会規程	
【資料 3-2-8】	シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-9】	令和 3 年度夏学期授業評価アンケート実施結果	
【資料 3-2-10】	令和 3 年度冬学期授業評価アンケート実施結果	
【資料 3-2-11】	令和 3 年度相互授業参観公開授業一覧	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	ホームページ（情報公開⇒Fact Book） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/factbook.html	
【資料 3-3-2】	アセスメントに関する基礎資料	
【資料 3-3-3】	2021 PROG 全体傾向報告書	
【資料 3-3-4】	令和 3 年度学位授与率（標準修業年限内）	
【資料 3-3-5】	思考力・判断力養成講座 受講者受験結果	
【資料 3-3-6】	ホームページ（人文社会学部人間福祉学科国家試験合格数・合格率） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/taiouhyou/etc/3-d02.pdf	
【資料 3-3-7】	令和 3 年度年度 GPA の数値の分布状況等	
【資料 3-3-8】	令和 3（2021）年度卒業生に関する評価調査報告書	
【資料 3-3-9】	令和 3 年度新入生アンケート結果分析（報告）	
【資料 3-3-10】	令和 3 年度夏学期授業評価アンケート実施結果	【資料 3-2-9】と同じ
【資料 3-3-11】	令和 3 年度冬学期授業評価アンケート実施結果	【資料 3-2-10】と同じ
【資料 3-3-12】	ホームページ（情報公開 ⇒ FD・SD 報告書） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/fsd.html	
【資料 3-3-13】	教学情報一元化データ項目一覧	
【資料 3-3-14】	教学情報一元化データ運用管理マニュアル	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	組織・分掌規程	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 4-1-3】	教育研究評議会規程	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 4-1-4】	大学運営会議規程	
【資料 4-1-5】	教育改革推進本部規程	
【資料 4-1-6】	学部教授会規程	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 4-1-7】	大学院研究科委員会規程	
【資料 4-1-8】	学生の懲戒等に関する規程	
【資料 4-1-9】	大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-10】	教務委員会規程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 4-1-11】	学生支援委員会規程	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 4-1-12】	教職支援委員会規程	
【資料 4-1-13】	教員養成カリキュラム委員会規程	

四天王寺大学

【資料 4-1-14】	グローバル委員会規程	【資料 2-4-9】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教育職員の選考手続きに関する規程	
【資料 4-2-2】	教育職員選考基準	
【資料 4-2-3】	教育職員人事委員会規程	
【資料 4-2-4】	FD 委員会規程	【資料 3-2-7】と同じ
【資料 4-2-5】	ホームページ (情報公開 ⇒ FD・SD 報告書) https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/fsd.html	【資料 3-3-12】と同じ
【資料 4-2-6】	令和 3 年度夏学期授業評価アンケート実施結果	【資料 3-2-9】と同じ
【資料 4-2-7】	令和 3 年度冬学期授業評価アンケート実施結果	【資料 3-2-10】と同じ
【資料 4-2-8】	令和 3 年度相互授業参観公開授業一覧	【資料 3-2-11】と同じ
【資料 4-2-9】	授業における ICT 活用について	
【資料 4-2-10】	数理・データサイエンス・AI 教育および情報教育の事例報告	
【資料 4-2-11】	令和 3 年度 ICT 講習会実施一覧	【資料 2-2-9】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	SD 委員会規程	
【資料 4-3-2】	SD 研修 (事務局全体研修会) の実施について	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	教育職員研修規程	
【資料 4-4-2】	研究・地域貢献推進委員会規程	
【資料 4-4-3】	研究活動上の行動規範	
【資料 4-4-4】	研究倫理規程	
【資料 4-4-5】	研究活動の不正行為防止規程	
【資料 4-4-6】	公的研究費の不正使用防止等に関する規程	
【資料 4-4-7】	公的研究費不正使用防止計画	
【資料 4-4-8】	コンプライアンス教育実施報告書	
【資料 4-4-9】	利益相反マネジメント規程	
【資料 4-4-10】	研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-11】	ホームページ (大学案内 ⇒ 公正な研究活動の推進) https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/koueki.html	
【資料 4-4-12】	学内研究支援奨励金取扱要領	
【資料 4-4-13】	共同研究推進規程	
【資料 4-4-14】	出版助成に関する規程	
【資料 4-4-15】	四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部における研究データの保存等に関するガイドライン	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人四天王寺学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-1-3】	四天王寺大学ガバナンス・コード	
【資料 5-1-4】	学校法人四天王寺学園中長期計画	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 5-1-5】	四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部 中長期計画 (改訂版) - 総表 -	【資料 1-2-10】と同じ

四天王寺大学

【資料 5-1-6】	障害学生の修学等の支援に関する規則	【資料 2-2-10】と同じ
【資料 5-1-7】	障がい学生支援ガイドライン	
【資料 5-1-8】	個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-9】	特定個人情報取扱規程	
【資料 5-1-10】	ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-11】	ハラスメントの解決ならびに各種委員会等に関する細則	
【資料 5-1-12】	防火・防災消防計画	【資料 2-5-3】と同じ
【資料 5-1-13】	危機管理マニュアル	
【資料 5-1-14】	ホームページ（重要なお知らせ⇒新型コロナウイルス感染症に関連するお知らせ） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/important_news/important_news-34098.html	
【資料 5-1-15】	Campus Diary 2022	【資料 F-5】と同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人四天王寺学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	理事会議事録	実地調査時に準備
【資料 5-2-3】	理事会の開催状況（過去3年分）	【資料 F-10】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	常務理事の職務権限規程	
【資料 5-3-2】	教育研究評議会議事録	実地調査時に準備
【資料 5-3-3】	大学運営会議議事録	実地調査時に準備
【資料 5-3-4】	稟議規程	
【資料 5-3-5】	四天王寺大学ガバナンス・コード	【資料 5-1-3】と同じ
【資料 5-3-6】	内部監査規程	
【資料 5-3-7】	監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-8】	学校法人四天王寺学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-9】	評議員会の出席状況（過去3年分）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-10】	評議員会議事録	実地調査時に準備
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	平成 28（2016）年度中長期計画予算書	
【資料 5-4-2】	四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部中長期計画（改訂版）－総表－	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 5-4-3】	令和 4 年度（2022）年度 事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-4】	令和 4 年度（2022）年度資金収支予算書	
【資料 5-4-5】	中長期計画予算書（改訂版）	
【資料 5-4-6】	中長期財務計画（人件費関係）	
【資料 5-4-7】	中長期財務計画（建物設備関係）	
【資料 5-4-8】	中長期財務計画（情報基盤関係）	
【資料 5-4-9】	定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分	
【資料 5-4-10】	令和 3 年度私立大学等改革総合支援事業の選定状況	
【資料 5-4-11】	公的研究費一覧	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	経理規程	
【資料 5-5-2】	経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-4】	固定資産及び物品調達規程	
【資料 5-5-5】	独立監査人の監査報告書	
【資料 5-5-6】	令和 3（2021）年度公認会計士・監事監査日程表	

【資料 5-5-7】	監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-8】	内部監査規程	【資料 5-3-6】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	内部質保証の方針	
【資料 6-1-2】	自己点検・自己評価委員会規程	
【資料 6-1-3】	教育改革推進本部規程	【資料 4-1-5】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和3年度自己点検評価書	
【資料 6-2-2】	ホームページ（情報公開 ⇒ 自己点検・評価／認証評価／外部評価） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/jiko.html	
【資料 6-2-3】	組織・分掌規程	【資料 1-2-13】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	ホームページ（教育研究上の目的・3つのポリシー等） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 6-3-2】	四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部中長期計画全学版ロードマップ	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 6-3-3】	達成状況報告書	

基準 A. 地域貢献と社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	ホームページ（生涯学習・地域貢献） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/exten/07koukai-festa/	
【資料 A-1-2】	IBU オープンカレッジ／たいし塾	
【資料 A-1-3】	令和3年度第25回公開シンポジウム	
【資料 A-1-4】	公開講座フェスタ 2021	
【資料 A-1-5】	看護職の実践能力・研究能力開発プログラム 2022 募集要項	
【資料 A-1-6】	ホームページ（生涯学習・地域貢献⇒知的・人的資源データベース） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/exten/haken/	
【資料 A-1-7】	施設使用規程	
【資料 A-1-8】	体育施設管理運営規程	
A-2. 大学と地域社会との関係協力の構築		
【資料 A-2-1】	ホームページ（生涯学習・地域貢献） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/exten/07koukai-festa/	【資料 A-1-1】と同じ
【資料 A-2-2】	大阪市教育委員会と四天王寺大学との連携協力に関する協定書	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 A-2-3】	大阪南農業協同組合と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との包括連携に関する協定書	
【資料 A-2-4】	幸南食糧株式会社と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との包括連携に関する協定書	
【資料 A-2-5】	松原市教育委員会と四天王寺大学との連携協力に関する協定書	【資料 2-3-12】と同じ
【資料 A-2-6】	河内長野市と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との連携協力に関する協定書	【資料 2-3-13】と同じ
【資料 A-2-7】	高大連携協定書	